

目 次

国際文化学部の沿革略史

国際文化学部の理念と教育目標

国際文化学部 学位授与に関する方針

I	教学規則等	1
1	神戸大学教学規則	1
2	神戸大学共通細則	30
3	神戸大学学位規程	38
4	大学教育推進機構の組織・運営に関する規則等	51
(1)	神戸大学大学教育推進機構規則	51
(2)	神戸大学全学共通授業科目履修規則	56
(3)	全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ	63
(4)	再試験制度に関する内規	65
(5)	追試験に関する内規	66
(6)	交通機関の運休、気象警報の場合における授業、期末試験の休講措置について	67
(7)	全学共通授業科目について	68
5	神戸大学留学生センター規則等	80
(1)	神戸大学留学生センター規則	80
(2)	神戸大学日本語等授業科目履修規則	82
(3)	外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ	83
6	神戸大学学生懲戒規則等	84
(1)	神戸大学学生懲戒規則	84
(2)	神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ	86
7	神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程	87
II	学部規則等	91
1	神戸大学国際文化学部規則	91
2	神戸大学国際文化学部研究生規程	99
3	神戸大学国際文化学部科目等履修生及び聴講生規程	101
4	神戸大学国際文化学部外国人特別学生入学選考規程	103
III	修学に関する内規等	105
1	履修及び定期試験に関する内規	105
2	授業科目配当表	116
3	履修科目の登録の上限に関する内規	123
4	成績評価基準に関する内規	124
5	成績評価に対する学生の申し立てに関する内規	125
6	学生の専攻分野所属決定に関する内規	126
7	留学に関する内規	127
8	インターンシップの単位認定に関する内規	129
9	既修得単位の認定に関する内規	130

10	卒業論文に関する内規	131
11	早期卒業に関する内規	132
12	特別聴講学生に関する内規	133
13	オフィス・アワー制度	133
14	学生の専攻分野の変更に関する申し合わせ	134
15	交通機関の運休, 気象警報の場合における授業, 学期末試験の休講措置について	135
16	教育職員免許状の取得について	136
17	学芸員資格の取得について	139
18	ESD コース実施要領	140
19	「GPA」について	143
IV	学生生活上の周知事項	147
1	学生への通知等について	147
2	諸手続について	147
3	施設の使用について	147
4	鶴甲第1キャンパス車両乗り入れ規制について	147
5	健康診断, 健康相談及び救急処置について	147
6	キャリアセンターについて	148
7	アルバイトについて	148
8	福利厚生施設について	148
9	授業料の納付について	148
10	授業料免除について	148
11	奨学制度について	148
12	学生教育研究災害傷害保険について	150
13	大学の掲示によって行う手続きの例	151
14	学生が自発的に行う手続きの例	152
15	海外協定校について	153
16	防災安全マニュアル	154
17	ハラスメントのないキャンパスのために	159
V	学内共同施設, 厚生関係規程等	161
1	神戸大学情報基盤センター利用規程	161
2	神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程	164
3	神戸大学学生健康診断規程	167
VI	国際文化学部教員名簿	169
VII	神戸大学キャンパス配置図	173
1	六甲台キャンパス案内	173
2	鶴甲第1キャンパス配置図(避難経路図)	174
3	鶴甲第1キャンパス教室場所等配置図	175
4	鶴甲第1キャンパス建物平面図	176
5	部局等所在地及び電話番号	181
	平成25年度 教務関係予定表	183

国際文化学部沿革略史

- 平成4年10月 国際文化学部が創設され、2学科11講座が設置された。
(コミュニケーション学科)
言語論講座、情報論講座、コミュニケーション論講座、
異文化コミュニケーション論講座、文化規範論講座
(地域文化学科)
文化交流論講座、日本文化論講座、アジア・太平洋文化論講座、
ヨーロッパ文化論講座、アメリカ文化論講座、文化システム論講座
入学定員は140人とされた。
- 平成5年4月 第1回入学式が挙行され、第1期生140人が入学した。
- 平成5年11月 国際文化学部後援会が結成された。
- 平成6年10月 就職支援を担当する委員会組織として、エクステンション・センターが
設置された。
- 平成7年4月 国際学術交流推進委員会が設置された。
- 平成9年3月 第1回卒業式が挙行され、第1期生115人が卒業した。
国際文化学部同窓会「翔鶴会」が結成された。
- 平成10年10月 神戸大学国際文化学会が設立された。
- 平成12年4月 国際交流委員会が設置された。(国際学術交流推進委員会を改称)
- 平成15年6月 国際文化学部創立10周年記念式典が挙行された。
- 平成17年4月 国際文化学部が1学科4講座に改組された。
(国際文化学科)
情報コミュニケーション論講座、現代文化論講座、
異文化コミュニケーション論講座、地域文化論講座
- 平成17年10月 キャリアデザインセンターが設置された。(エクステンション・セン
ターを改称)
- 平成18年3月 第10回卒業式が挙行された。
- 平成18年4月 神戸大学国際文化学部異文化研究交流センターが設置された。
- 平成19年4月 国際文化学部異文化研究交流センターが研究科に移行された。
- 平成19年4月 大学院国際文化学研究科の講座化に伴い、国際文化学科4講座は4学科
目となった。

国際文化学部の理念と教育目標

国際文化学部は、国際化・情報化・グローバル化の進展する現代世界の文化的状況に応じ、新たな問題解決に資するという社会的要請に基づいて設置された、現在国立大学で唯一の国際文化の名を冠した学部である。国際的な相互理解と協調に寄与するために、異文化理解を促進し、それを支えるコミュニケーションの方法を解明するための教育研究を行うことを学部の設置目的としている。学部規則第1条の2にも「本学部は、現代世界における異文化間の相互作用並びにグローバル化による文化の変容及びコミュニケーションにかかわる教育研究を行うとともに、幅広い知識を身に付け、深い異文化理解能力及び自在なコミュニケーション能力を持つ人材を養成することを目的とする」としている。

この目的を達成するには、従来の人文・社会・自然科学の枠組みや、それら諸科学内部での既存の学問分野の枠組みに囚われない、新たな学問分野の開拓が必須である。国際文化学部が理念とするのは、「21世紀の世界の文化的状況を踏まえ、コミュニケーション手段の飛躍的發展を視野に入れ、地域的個別文化研究とグローバルな通文化的文化研究を統合する、新しい学際的文化研究の開拓」である。本学部のこうした学術的理念は、人文・社会科学の融合、さらには文理融合の学際的研究の必要性が強く唱えられる今日、従来以上に学術的意義を増してきている。

本学部の学術的理念を実現するため、教育研究目標として次の5つの大きな柱を掲げている。第1に、情報コミュニケーション能力の開発。第2に、現今の世界システムの状況を把握するための現代文化の多角的分析。第3に、異文化理解の方法と実態を解明する異文化コミュニケーション研究の深化。第4に、個別地域文化研究の推進。第5に、これらの教育研究のツールとなる外国語運用能力の向上である。これら5つの柱を中核として、深い異文化理解と高度なコミュニケーション能力を活用して、現代世界の文化的状況を把握し、国際化時代の社会的要請に応える人材の育成を教育研究目標としている。

国際文化学部 学位授与に関する方針

神戸大学国際文化学部は、開放的で国際性に富む環境の中で、「国境を越え、文化を横断し、活動する知性」を育成し、学問の発展、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に貢献することを目指している。

この目標達成に向け、国際文化学部では、教育課程を通じて授与する学位に関して、国際的に卓越した教育を保証するため、以下に示した2つの方針に従って学士の学位を授与する。

- ・国際文化学部原則として4年間在学し、卒業に必要な所定の単位を授与する。
- ・全学で定めた学位授与方針の4つの目標を踏まえて、本学部学生が学習を通して卒業までに達成する目標は次のとおりとする。
 - ・幅広い教養と高い倫理性を身につけ、豊かな感性と柔軟な思考力をもって、自ら判断し行動できる。
 - ・様々な文化や異なる社会に対する理解力をもち、異文化間の対話と問題解決を可能にする自在なコミュニケーション能力を発揮できる。
 - ・深い異文化理解と高度な情報コミュニケーション能力、さらには学際的知識を背景に、国際化時代の社会的要請に多角的に応えることができる。
 - ・文化の諸問題を世界的視野に立って考察し、地球規模で社会に貢献できる。

I 教 学 規 則 等

1 神 戸 大 学 教 学 規 則

(平成16年4月1日制定)

目 次

第1章 総 則

第1条 趣 旨

第2条 教 育 憲 章

第3条 学 部

第4条 大 学 院

第5条 乗 船 実 習 科

第6条 収 容 定 員

第7条 学 年

第8条 学 期

第9条 休 業 日

第2章 学 部

第1節 入 学

第10条 入 学 許 可

第11条 早 期 入 学

第12条 入 学 期

第13条 編 入 学

第14条 転 入 学

第15条 再 入 学

第16条 入 学 志 願

第16条の2 入学者選抜

第17条 入学手続

第18条 入学料の免除

第19条 入学料の徴収猶予等

第20条 死亡等による入学料の免除

第21条 宣 誓

第2節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等

第22条 修 業 年 限

第23条 修業年限の通算

第24条 在 学 年 限

第25条 教 育 課 程

第26条 授業科目の区分

第27条 授 業 の 方 法

第28条 履修方法及び試験

第29条 履修科目の登録の上限

第30条 成績評価基準

第31条 単 位 の 授 与

第32条 単 位 の 基 準

第33条 他学部の授業科目の履修

第34条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修

第34条の2 休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い

第35条 大学以外の教育施設等における学修

第36条 入学前の既修得単位等の認定

第37条 編入学, 転入学, 再入学者の修業年数等

第38条 転 学 部

第39条 転 学 科

第3節 留学及び休学

第40条 留 学

第41条 休 学 の 許 可

第42条 休 学 の 解 除

第43条 休 学 の 命 令

第44条 休学期間の取扱い

第4節 退学及び除籍

第45条 退 学

第46条 疾病等による除籍

第47条 入学料等未納による除籍

第5節 卒業要件及び学士の学位

第48条 卒業要件

第49条 学士の学位授与

第6節 授業料

第50条 授業料の納期

第51条 授業料の免除

第52条 授業料の徴収猶予及び月割分納

第53条 休学者の授業料

第54条 退学者等の授業料

第7節 賞 罰

第55条 表 彰

第55条の2 懲 戒

第3章 大 学 院

第1節 入 学

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格

第57条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学

第58条 後期課程の入学資格

第59条 医学研究科の博士課程の入学資格

第60条 医学研究科の博士課程への早期入学

第61条 進 学

第62条 入 学 者 選 抜

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

第63条 標準修業年限

第64条 教育方法等

第65条 他大学大学院等の研究指導

第66条 研究指導のための留学

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件

第68条 博士課程の修了要件

第69条 専門職学位課程の修了要件

第70条 学位論文及び最終試験

第71条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第3節 準用規定

第72条 準 用 規 定

第73条 履修科目の登録の上限

第74条 他大学大学院の授業科目の履修

第74条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い

第75条 入学前の既修得単位の認定

第76条 留 学

第77条 休 学

第4章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

第78条 特別聴講学生

第79条 特別研究学生

第80条 科目等履修生

第81条 聴講生，研究生及び専攻生

第82条 授業料の納期

第83条 外国人特別学生

第5章 授業料，入学料及び検定料の額

第84条 授業料，入学料及び検定料の額

第84条の2 授業料等の不徴収

第6章 教育職員免許状

第85条 教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り、行うものとする。

(学 部)

第3条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部	人文学科
国際文化学部	国際文化学科
発達科学部	人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科，人間環境学科
法 学 部	法律学科
経 済 学 部	経済学科
経 営 学 部	経営学科
理 学 部	数学科，物理学科，化学科，生物学科，地球惑星科学科
医 学 部	医学科，保健学科
工 学 部	建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科
農 学 部	食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科，
海事科学部	グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程 の 別
人 文 学 研 究 科	文化構造専攻，社会動態専攻	博 士 課 程
国 際 文 化 学 研 究 科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博 士 課 程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博 士 課 程
法 学 研 究 科	理論法学専攻，政治学専攻	博 士 課 程
	実務法律専攻	専 門 職 学 位 課 程
経 済 学 研 究 科	経済学専攻	博 士 課 程
経 営 学 研 究 科	経営学専攻	博 士 課 程
	現代経営学専攻	専 門 職 学 位 課 程
理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球惑星科学専攻	博 士 課 程
医 学 研 究 科	バイオメディカルサイエンス専攻	修 士 課 程
	医科学専攻	博 士 課 程
保 健 学 研 究 科	保健学専攻	博 士 課 程

工 学 研 究 科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博 士 課 程
システム情報学研究科	システム科学専攻, 情報科学専攻, 計算科学専攻	博 士 課 程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博 士 課 程
海 事 科 学 研 究 科	海事科学専攻	博 士 課 程
国 際 協 力 研 究 科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博 士 課 程

2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 保健学研究科, 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は, これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し, 前期課程は, これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は, 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし, 法学研究科の専門職学位課程は, 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは, 神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は, 別表のとおりとする。

(学 年)

第7条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終る。

(学 期)

第8条 学年を分けて, 次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第9条 定期の休業日は, 次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

春 季 休 業 3月27日から4月5日まで

夏 季 休 業 8月8日から9月30日まで

冬 季 休 業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、春季、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学 部

第1節 入 学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

(8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野

において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入学期）

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（編入学）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に規定した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は経営学部編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）
- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
 - (4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

(転入学)

第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入學を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

- 2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。
 - (1) 学部の入学試験において出願書類等により第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第2段階目の選抜を行う場合において、第1段階目の選抜で不合格となった者が第2段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
 - (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第2段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
 - (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
 - (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申

し出たとき。

(入学者選抜)

第16条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第17条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に

規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
- 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。
- 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により

行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業を

もって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

4 前3項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものと

みなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会がこれを定める。

(転学部)

第38条 学生で、所属学部長の承認を得て転学部を志望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、当該学部の学部長は、許可することができる。

(転学科)

第39条 転学科に関することは、学部規則で定める。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学

部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学金等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る

納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあっては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授業料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期 別	納 付 期 間
前 期 （4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後 期 （10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。

5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

(1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額

(2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場

合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第54条 第50条に定める期中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第7節 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

(懲 戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

第3章 大学院

第1節 入学

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

（修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付け

られた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学研究科の博士課程の入学資格)

第59条 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指

定するものの当該課程を修了した者

- (5) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

第60条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

（進 学）

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

（入学者選抜）

第62条 大学院の入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

（標準修業年限）

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期

間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻（1年履修コース）1年

4 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程2年，後期課程3年の5年とする。

5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は，4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，3年とする。

（教育方法等）

第64条 大学院の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第65条 教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，1年を超えないものとする。

（研究指導のための留学）

第66条 前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に2年以上在学し，所定の単位を修得し，か

つ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第68条 博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得

に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、同項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条第3項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」あるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際

連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第2項中「60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位,法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条（第2項を除く）を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第2項、第34条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位（ただし、専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあっては第74条及び74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。),短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生、研究生及び専攻生）

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。

4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第82条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（外国人特別学生）

第83条 外国人で、第10条、第56条、第58条又は第59条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第5章 授業料、入学料及び検定料の額

（授業料、入学料及び検定料の額）

第84条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第84条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。

3 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第6章 教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 海事科学部海事技術マネジメント学科及び海洋ロジスティック科学科は、改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第3条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する日までの間、存続するものとする。

3 人間発達環境学研究科心身発達専攻、教育・学習専攻、人間行動専攻及び人間表現専攻は、改正後の新規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

別表 収容定員

1 学 部

区 分		入 学 定 員		2 年次編入学定員		3 年次編入学定員		総 定 員	
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文 学 部	人 文 学 科	115	115					460	460
国際文化学部	国 際 文 化 学 科	140	140					560	560
発達科学部	人 間 形 成 学 科	90	280			学科共通 10	10	360	1,140
	人 間 行 動 学 科	50		200					
	人 間 表 現 学 科	40		160					
	人 間 環 境 学 科	100		400					
法 学 部	法 律 学 科	180	180			20	20	760	760
経 済 学 部	経 済 学 科	270	270			20	20	1,120	1,120
経 営 学 部	経 営 学 科	260	260			20	20	1,080	1,080
理 学 部	数 学 学 科	25	140			学科共通 25	25	100	610
	物 理 学 科	35		140					
	化 学 学 科	25		100					
	生 物 学 科	20		80					
	地 球 惑 星 科 学 科	35		140					
医 学 部	医 学 学 科	110	270	5	5	0	10	646	1,306
	保健学科	看 護 学 専 攻		80		10			
		検 査 技 術 科 学 専 攻		40		0			
		理 学 療 法 学 専 攻		20		0			
		作 業 療 法 学 専 攻		20		0			
工 学 部	建 築 学 科	90	540			学科共通 20	20	360	2,200
	市 民 工 学 科	60		240					
	電 気 電 子 工 学 科	90		360					
	機 械 工 学 科	100		400					
	応 用 化 学 科	100		400					
	情 報 知 能 工 学 科	100		400					
	農 学 部	食 料 環 境 シ ス テ ム 学 科		35	150				
資 源 生 命 科 学 科		53	212						
生 命 機 能 科 学 科		62	248						
海 事 科 学 部	グ ロー バ ル 輸 送 科 学 科	80	200			学科共通 10	10	80	400
	海 洋 安 全 シ ス テ ム 科 学 科	40		40					
	マ リ ン エ ン ジ ニ ア リ ン グ 学 科	80		260					
合 計			2,545		5		145		10,266

2 大学院

区 分		入 学 定 員										総 定 員									
		修士課程		博 士 課 程					専門職 学位課程			修士課程		博 士 課 程					専門職 学位課程		
				前期		後期								前期		後期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学 研究科	文化構造専攻		20	8							40		24								
	社会動態専攻		30	12	50	20					60	100	36	60							
国際文化学 研究科	文化相関専攻		20	6							40		18								
	グローバル文化専攻		30	9	50	15					60	100	27	45							
人間発達 環境学 研究科	人間発達専攻		52	11							52		11								
	(1年履修コース)		4		96	17					4	136		29							
	人間環境学専攻		40	6							80		18								
法学 研究科	理論法学専攻		28	14							56		42								
	政治学専攻		12	6	40	20					24	80	18	60							
	実務法律専攻							80	80							240	240				
経済学研究科	経済学専攻		83	22	83	22					166	166	90	90							
経営学 研究科	経営学専攻		51	34	51	34					102	102	68	68							
	現代経営学専攻							69	69							138	138				
理学 研究科	数学専攻		22	4							44		12								
	物理学専攻		24	5							48		15								
	化学専攻		28	6	122	29					56	244	18	88							
	生物学専攻		24	7							48		22								
	地球惑星科学専攻		24	7							48		21								
医学 研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25							50	50										
	医科学専攻					78	78							312	312						
保健学研究科	保健学専攻		56	25	56	25					112	112	75	75							
工学 研究科	建築学専攻		65	8							130		24								
	市民工学専攻		43	6							86		18								
	電気電子工学専攻		65	8	324	42					130	648	24	126							
	機械工学専攻		78	10							156		30								
	応用化学専攻		73	10							146		30								
システム 情報学研究科	システム科学専攻		28	3							56		9								
	情報科学専攻		28	3	80	14					56	160	9	42							
	計算科学専攻		24	8							48		24								

農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻		27		6				54		18			
	資源生命科学専攻		42	126	8	25			84	245	24	75		
	生命機能科学専攻		57		11				107		33			
海事科学研究科	海 事 科 学 専 攻		60	60	11	11			120	120	33	33		
国際協力 研 究 科	国際開発政策専攻		26		9				52		27			
	国際協力政策専攻		22	70	7	25			44	140	21	75		
	地域協力政策専攻		22		9				44		27			
合 計			25	1,208		299	78	149	50	2,353		866	312	378

2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

(入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入 学 願 書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

(宣 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90点以上)

優 (80点以上90点未満)

良 (70点以上80点未満)

可 (60点以上70点未満)

不可 (60点未満)

(学 生 証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、3週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

様式1号

入 学 許 可 書

受験番号 番
氏 名

神戸大学 学部に入学を許可する。

年 月 日

神戸大学長

A 4 (297mm×210mm)

様式2号

宣 誓 書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、
本学の規律を守ることを誓います。

年 月 日

神 戸 大 学 長 殿

署 名

A 4 (297mm×210mm)

様式3号

年 月 日

神戸大学 殿

学部
学科

学籍番号 番
住 所
氏 名 ㊟

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A 4 (297mm×210mm)

様式4号

年 月 日

神戸大学 殿

学部
学科

学籍番号 番
住 所
氏 名 ㊟

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1 理 由

2 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書(復学意見書)添付のこと。
A 4 (297mm×210mm)

様式5号

	年	月	日	
神戸大学 殿				
			学部	
			学科	
	学籍番号		番	
	住 所			
	氏 名		印	
退 学 願				
下記のとおり退学したいので御許可願います。				
記				
1	理	由		
2	退学年月日	年	月	日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A 4 (297mm×210mm)

神戸大学学生証

写真

所属
学籍番号
氏名
生年月日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発行年月 年 月 日
有効期限 年 月 日

神戸大学長印

(図書館利用ID)

(生協組合員番号)

■ 注意事項

- 1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
 (1)本学教職員の請求があった場合
 (2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
 (3)本学図書館を利用する場合
(表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)
- 2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
- 4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

シール貼付スペース

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)

通学定期乗車券発行控 (年度)		注 意	
学籍番号		氏 名	
住 所		神戸大学 大学長印	
通 学 区 間			
・ 間	経 由	・ 間	経 由
・ 間	経 由	・ 間	経 由
・ 間	経 由	・ 間	経 由
・ 間	経 由	・ 間	経 由
この通学定期乗車券発行控の有効期限は 年 3 月 31 日までとする。			
		① 通学定期乗車券を購入する際は学生証と共に本証を提示すること。 ② 本証の取扱いは学生証に準ずるものとする。 ③ 主な所在地 神戸市灘区六甲台町1-1 ④ 医学部(楠キャンパス) 神戸市中央区楠町7-5-1 ⑤ 医学部(名谷キャンパス) 神戸市須磨区友が丘7-10-2 ⑥ 海事科学部(深江キャンパス) 神戸市東灘区深江南町5-1-1 ⑦ 全学共通授業科目を受講する者は、大学教育推進機構全学共通教育部(鶴甲第1キャンパス)(所在地:神戸市灘区鶴甲1-2-1)へ通学する。	

発行年月日	有効期間	発 行 駅	記 事
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		
	箇月		

様式8号

	年	月	日	
神戸大学 殿				
			学部 学科	
	学籍番号		番	
	住 所			
	氏 名			
欠 席 届				
下記のとおり欠席しますからお届けします。				
記				
1	理	由		
2	期	間		
	自	年	月	日
	至	年	月	日

A4 (297mm × 210mm)

学 生 登 録 票

年 月 日提出

学 部 学 科	20 (平成)年 月 日入学・進学		学籍番号					
	フリガナ							
研究科 課 程	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け,濁音・半濁音文字は1マスに記入)							
	ローマ字							
専 攻	左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし,姓と名の間は1マス空けて記入)							
	氏 名							
指導教員 (該当者のみ)	戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)						外国籍	
	生年月日	19	(昭和 平成)	年	月	日生		
現 住 所 (入学後の住所)	Eメールアドレス							
	自宅・下宿・寮・その他 ()	携帯					@	
	〒					PC	@	
	大学が付与するアドレス以外を記入してください。							
本人の勤務先等 (該当者のみ)	住所		都道府県					
	[固定電話]					-		
	[携帯電話]					-		
	名称						電話	
履 歴	年 月	立					高等学校卒業	
	.							
	.							
	認定試験等	.	高等学校卒業程度認定試験, 大学入学資格検定試験				年度 合格	
職 歴 そ の 他	.	~	.					
	.	~	.					
保護者等の住所等 ※学生本人が 独立生計者の場 合は,世帯主の 氏名・住所等を 記入してくださ い。	フリガナ							
	左詰で記入してください。(姓と名の間は1マス空け,濁音・半濁音文字は1マスに記入)							
	氏 名							本人との続柄 ()
	〒							
住所	都道府県							
	[固定電話]					-		
	[携帯電話]					-		
緊急時の連絡先 ※該当する□に チェックしてく ださい。	<input type="checkbox"/> 上記(保護者等の住所等)と同じ。(以下の記入不要)							
	<input type="checkbox"/> 上記(保護者等の住所等)以外の連絡先がある。(以下に記入)							
	フリガナ							本人との続柄 ()
	[固定電話]					-		<input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅
[携帯電話]					-			

注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
 2 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
 3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
 4 この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

神戸大学

学 部 長 殿
研究科長 殿

学 部	昼間主・夜間主コース	学 科	課 程
研究科	専 攻	課 程	
学籍番号	フリガナ 氏 名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)		

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

- 改姓 改名 現住所等変更 保護者等の住所等変更 その他の変更()
(以下は、変更した事項のみ記入してください。)

身 上 異 動 (改姓, 改名等) 現 住 所	ローマ字	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																			
	左詰めで記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし, 姓と名の間は1マス空けて記入)																				
	新	異動年月日	年 月 日																		
	旧	※証明書類を必ず添付してください。																			
	自宅・学生寮・その他()	Eメールアドレス (<input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> PC)																			
郵便番号	① 大学が付与するアドレス以外を記入してください。																				
住 所	都道 府県																				
[固定電話]	-	-																			
[携帯電話]	-	-																			
本人の勤務先等 (該当者のみ)	勤務先名																				
	電話	-	-																		
保 護 者 等 の 住 所 等 ※ 学生本人が独立生計者の場合は, 世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 氏 名	本人との続柄																			
	郵便番号	[固定電話]	- -																		
		[携帯電話]	- -																		
	住 所	都道 府県																			
緊 急 時 の 連 絡 先	<input type="checkbox"/> 保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要)																				
	<input type="checkbox"/> 保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)																				
	フリガナ 氏 名	本人との続柄																			
	[固定電話]	-	- <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅																		
[携帯電話]	-	-																			

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

3 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により、神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、次の各号の一に該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究成果は、当該研究科長に提出するものとする。

- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の

資料その他を提出させることがある。

- 5 第1項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは、各研究科において別に定める。

（研究科の在学者の論文審査）

第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

- 4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の調査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会の議決により審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条 第10条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、教授会は、学位申請者の学力の確認を行う。

- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業

績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることができる。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認)

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有するものと見なす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の決定)

第15条 教授会は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを決定する。

- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(審査結果の報告)

第16条 研究科長は、教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものと決定したときは、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

- 2 前項の学位を授与できないと決定した者については、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

- 2 学長は、前条に規定する報告に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきも

のと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内にその学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、既に印刷公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該教授会の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。

(専攻分野の名称)

第20条 学位を授与するに当たっては、別表に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位の名称)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

この規程は、平成23年11月24日から施行する。

別表（第20条関係）

1 学士の学位を授与する場合

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

2 修士の学位を授与する場合

研究科名等	専攻分野の名称
人文学研究科	文学
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学
医学研究科	バイオメディカルサイエンス
保健学研究科	保健学
工学研究科	工学
システム情報学研究科	システム情報学又は工学
農学研究科	農学
海事科学研究科	海事科学
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学

3 博士の学位を授与する場合

研究科名等	専攻分野の名称
人文学研究科	文学又は学術
国際文化学研究科	学術
人間発達環境学研究科	学術, 教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学又は商学
理学研究科	理学又は学術
医学研究科	医学
保健学研究科	保健学
工学研究科	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学, 工学, 学術又は計算科学
農学研究科	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学, 工学又は学術
国際協力研究科	学術, 法学, 政治学又は経済学

4 専門職学位を授与する場合

研究科名等	専攻分野の名称
経営学研究科	経営学

別記様式第1（第3条により学位を授与する場合）

大学印	学位記	○第	号
		氏	名
		年	月 日生
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業したので 学士（○○）の学位を授与する			
年 月 日			
神戸大学長		氏	名 印

別記様式第2（第4条第1号により学位を授与する場合）

神戸大学	年 月 日	与する 程を修了したので 修士（○○）の学位を授 与する	大学印	修第
			氏	号
			学	
			位	
			記	
			年	
			月	
			日生	
			名	

別記様式第3（第4条第2号により学位を授与する場合）

修第 号	学位 記	大学印	氏 名
		年 月 日	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する			
年 月 日			
神 戸 大 学			

別記様式第4（第5条第1項により学位を授与する場合）

博 い 第 号	学 位 記	大学印	氏 名
		年 月 日	
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する			
年 月 日			
神 戸 大 学			

別記様式第5（第5条第2項により学位を授与する場合）

博士第 号	学 位 記	氏 名	授与する。	年 月 日	神 戸 大 学
		年 月 日生	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する。		

別記様式第6（第6条第1号により学位を授与する場合）

専第 号	学 位 記	氏 名	授与する	年 月 日	神 戸 大 学
		年 月 日生	本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する		

別記様式第7（第6条第2号により学位を授与する場合）

神 戸 大 学	年	本学大学院○○○研究科○○○専攻の法科大 学院の課程を修了したので法務博士（専門 職）の学位を授与する	大学印	法 第 号
	月		氏 年 月 日 生 名	
	日			

別記様式第8（第4条から第6条により学位を授与する場合（英文学位記））

	学 章	
KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○ <i>of</i> ○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○ FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○		
○○○○○○○○ President of Kobe University	大学院	○○○○○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○

別記様式第9

	年	月	日
〇〇研究科長	殿		
	学籍番号		
	氏	名	印
学 位 論 文 審 査 願			
神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。			
記			
学 位 論 文		通	
論 文 目 録		通	

別記様式第10

	年	月	日
神戸大学長	殿		
	氏	名	印
学 位 申 請 書			
神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。			
備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。			

別記様式第11

			年	月	日
	論	文	目	録	
			氏	名	印
論	文				
1	題	目			
2	印刷公表の方法及び時期				
	方	法			
	時	期			
3	冊	数		冊	
参	考	論	文		
1	題	目			
2	冊	数		冊	

別記様式第12

備考 学位簿の表紙には、学位簿と表記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

				契 印
				番 号
				授 与 年 月 日
				氏 名
				論 文 題 目
				取 扱 者 印

博士(〇〇)

学
位
簿

4 大学教育推進機構の組織・運営に関する規則等

(1) 神戸大学大学教育推進機構規則

(平成17年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第2条の2第3項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構（以下「機構」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の推進のための全学的な取組に係る企画立案及び評価に関すること。
- (2) 全学共通教育に係る教育課程の編成並びに全学共通教育の実施及び担当教員に関すること。
- (3) グローバル人材育成推進事業に関すること。
- (4) 大学教育の推進に係る研究及び大学教育の支援に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第4条 機構に、次の組織を置く。

- (1) 大学教育推進部（以下「推進部」という。）
- (2) 全学共通教育部（以下「教育部」という。）
- (3) グローバル教育部（以下「グローバル部」という。）
- (4) 大学教育支援研究推進室（以下「研究推進室」という。）

2 推進部、教育部、グローバル部及び研究推進室の業務については、別に定める。

(職 員)

第5条 機構に、次の職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 大学教育推進部長
- (4) 全学共通教育部長
- (5) グローバル教育部長
- (6) 大学教育支援研究推進室長

- (7) 大学教育推進部副部長
- (8) グローバル教育部副部長
- (9) 教授, 准教授, 講師, 助教及び助手
- (10) その他の職員

(機構長)

第6条 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第7条 副機構長は、全学共通教育部長をもって充てる。

- 2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

(大学教育推進部長)

第8条 大学教育推進部長（以下「推進部長」という。）は、機構長をもって充てる。

- 2 推進部長は、推進部の業務を総括する。

(全学共通教育部長)

第9条 全学共通教育部長（以下「教育部長」という。）は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 教育部長は、教育部の業務を総括する。
- 3 教育部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、教育部長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(グローバル教育部長)

第9条の2 グローバル教育部長（以下「グローバル部長」という。）は、機構長をもって充てる。

- 2 グローバル部長は、グローバル部の業務を総括する。

(大学教育支援研究推進室長)

第10条 大学教育支援研究推進室長（以下「研究推進室長」という。）は、機構の専任の教授をもって充てる。

- 2 研究推進室長は、研究推進室の業務を総括する。
- 3 研究推進室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、研究推進室長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(大学教育推進部副部長)

第11条 大学教育推進部副部長（以下「副部長」という。）は、機構長が指名する機構の専任の教授をもって充てる。

- 2 副部長は、推進部長の職務を補佐する。
- 3 副部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副部長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(グローバル教育部副部長)

第11条の2 グローバル教育部副部長（以下「グローバル副部長」という。）は、機構長が指名す

る本学の専任の教授をもって充てる。

2 グローバル副部長は、グローバル部長の職務を補佐する。

3 グローバル副部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、グローバル副部長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育企画担当コーディネーター)

第11条の3 グローバル部に教育企画担当コーディネーターを置き、機構の職員をもって充てる。

2 教育企画担当コーディネーターは、関係部局（グローバル人材育成推進事業における関係部局をいう。以下次条において同じ。）との連携による各種研修会等の企画・調整を行うとともに、共通教育と専門教育との連携・調整に関する業務を行う。

(留学支援担当コーディネーター)

第11条の4 グローバル部に留学支援担当コーディネーターを置き、機構の職員をもって充てる。

2 留学支援担当コーディネーターは、関係部局との連携による海外留学プログラムの支援を行い、海外留学情報の一元的な集約・発信・広報に努める。

(研究推進室の職員)

第12条 研究推進室の職員は、機構の専任教員のうちから学長が命ずる。

(大学教育推進委員会)

第13条 機構に、機構の業務及び運営に関する事項について審議するため、教授会として神戸大学大学教育推進機構大学教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教務委員会)

第14条 推進部に、大学教育の全学的な運営、実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学教務委員会（以下「全学教務委員会」という。）を置く。

2 全学教務委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学評価・FD委員会)

第15条 推進部に、大学教育の全学的な評価及びファカルティ・ディベロップメントの実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学評価・FD委員会（以下「全学評価・FD委員会」という。）を置く。

2 全学評価・FD委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学共通教育運営協議会)

第16条 教育部に、全学共通教育の運営、実施等について審議するため、神戸大学大学教育推進機構全学共通教育運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(グローバル教育推進委員会)

第16条の2 グローバル部に、グローバル人材育成推進事業について審議するため、神戸大学大学

教育推進機構グローバル教育推進委員会（以下「グローバル教育推進委員会」という。）を置く。

2 グローバル教育推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（教育部長等の選考）

第17条 教育部長の選考は、教育研究評議会の議に基づき、研究推進室長及び機構の専任教員の選考は、推進委員会の議に基づき、学長が行う。

（部 門）

第18条 教育部に、次の部門を置く。

- (1) 共通教育部門
- (2) 外国語教育部門

2 前項の部門に、部門長を置く。

（共通教育部門長）

第19条 共通教育部門長は、教育部長をもって充てる。

2 共通教育部門長は、共通教育部門の業務を総括する。

（外国語教育部門長）

第20条 外国語教育部門長は、神戸大学国際コミュニケーションセンター長をもって充てる。

2 外国語教育部門長は、外国語教育部門の業務を総括する。

（教育部会）

第21条 共通教育部門に、全学共通授業科目（外国語科目を除く。）を担当する教員により組織する次の教育部会を設ける。

- (1) 情報科学
- (2) 健康・スポーツ科学
- (3) 人間形成と思想
- (4) 文学と芸術
- (5) 歴史と文化
- (6) 人間と社会
- (7) 法と政治
- (8) 経済と社会
- (9) 数学
- (10) 物理学
- (11) 化学
- (12) 生物学
- (13) 地球惑星科学
- (14) 図形科学
- (15) 応用科学技術

- (16) 医学
 - (17) 農学
 - (18) 総合教養
- 2 外国語教育部門に、全学共通授業科目のうち外国語科目を担当する教員により組織する次の教育部会を設ける。
- (1) 外国語第Ⅰ
 - (2) 外国語第Ⅱ
- 3 全学共通授業科目を担当する教員は、前2項各号に掲げる教育部会のいずれかに所属するものとする。
- 4 各教育部会に、教育部会の業務を総括するため、教育部会長を置く。
- 5 この条に定めるもののほか、教育部会に関し必要な事項は、別に定める。

(共通教育支援室)

第22条 教育部に、全学共通教育の支援組織として、共通教育支援室（以下「支援室」という。）を置く。

- 2 支援室は、共通教育支援室長並びに第5条第9号及び第10号に掲げる職員（第11条の3、第11条の4及び第12条の職員を除く。）で組織する。

(共通教育支援室長)

第23条 共通教育支援室長（以下「支援室長」という。）は、教育部長をもって充てる。

- 2 支援室長は、支援室の業務を総括する。

(事務)

第24条 機構の事務は、学務部教育支援課及び教育推進課において行う。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、推進委員会が定める。

附 則

この規則は、平成24年12月25日から施行する。

(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目（以下「全学共通授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第2条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養原論

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

共通専門基礎科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

(全学共通授業科目及び単位数)

第3条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第4条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第5条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第7条 試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構全学共通教育部（以下「全学共通教育部」という。）において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

（受験手続）

第8条 学生は、毎学期指定の期日までに、受験しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

（成績評価基準）

第9条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

（雑 則）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、全学共通教育部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

(1) 全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考		
教	人間形成と思想	哲学	2			
		行為と規範	2			
		論理学	2			
		心理学	2			
		心と行動	2			
		教育学	2			
		教育と人間形成	2			
		科学技術と倫理	2			
	文学と芸術	日本の文学	2			
		世界の文学	2			
		言語と文化	2			
		伝統芸術	2			
		芸術と文化	2			
	養	歴史と文化	日本史	2		
西洋史			2			
アジア史			2			
考古学			2			
歴史と現代			2			
科学史			2			
芸術史			2			
原	人間と社会	社会学	2			
		社会思想史	2			
		地理学	2			
		文化人類学	2			
		現代社会論	2			
		越境する文化	2			
		生活環境と技術	2			
		学校教育と社会	2			
		論	法と政治	法の世界	2	
				社会生活と法	2	
国家と法	2					
政治の世界	2					
現代社会と政治	2					
経済と社会	経済入門	2				
	経済社会の発展	2				
	現代の経済	2				
	企業と経営	2				
数理と情報	構造の数理	2				

教 養 原 論	数 理 と 情 報	現象の数理	2	
		数理の世界	2	
		「カタチ」の文化学	2	
		「カタチ」の科学	2	
		情報の世界	2	
	物 質 と 技 術	素粒子と宇宙	2	
		現代の物性科学	2	
		分子の世界	2	
		物質の成り立ち	2	
		資源・材料とエネルギー	2	
		ものづくりと科学技術	2	
		惑星系の起源・進化・多様性	2	
	生 命 と 環 境	身体の成り立ちと働き	2	
		健康と病気	2	
		生命の成り立ちと営み	2	
		生物の多様性と進化	2	
		生物の生態と自然環境	2	
		生物資源と農業	2	
		食と健康	2	
地球と惑星		2		
論	総 合 教 養	社会と人権	2	
		神戸大学の研究最前線	2	
		神戸大学史	2	
		社会科学のフロンティア	2	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		国際協力の現状と課題	2	
		阪神・淡路大震災	2	
		環境学入門	2	
		E S D 基礎 (接続可能な社会づくり)	2	
		企業社会論	2	
外 国 語 科 目	外 国 語 第 I	英語リーディングⅠ	1	
		英語リーディングⅡ	1	
		英語リーディングⅢ	1	
		英語オーラルⅠ	1	
		英語オーラルⅡ	1	
		英語オーラルⅢ	1	
		英語アドバンスト A	1	
		英語アドバンスト B	1	
		英語アドバンスト C	1	

外 国 語 科 目	外 国 語 第 Ⅱ	独語Ⅰ A	1	
		独語Ⅰ B	1	
		独語Ⅱ A	1	
		独語Ⅱ B	1	
		独語Ⅲ A	1	
		独語Ⅲ B	1	
		独語Ⅳ A	1	
		独語Ⅳ B	1	
		仏語Ⅰ A	1	
		仏語Ⅰ B	1	
		仏語Ⅱ A	1	
		仏語Ⅱ B	1	
		仏語Ⅲ A	1	
		仏語Ⅲ B	1	
		仏語Ⅳ A	1	
		仏語Ⅳ B	1	
		中国語Ⅰ A	1	
		中国語Ⅰ B	1	
		中国語Ⅱ A	1	
		中国語Ⅱ B	1	
		中国語Ⅲ A	1	
		中国語Ⅲ B	1	
		中国語Ⅳ A	1	
		中国語Ⅳ B	1	
		ロシア語Ⅰ A	1	
		ロシア語Ⅰ B	1	
		ロシア語Ⅱ A	1	
		ロシア語Ⅱ B	1	
		ロシア語Ⅲ A	1	
		ロシア語Ⅲ B	1	
		ロシア語Ⅳ A	1	
		ロシア語Ⅳ B	1	
	外 国 語 第 Ⅲ	独語ⅩⅠ	1	
		独語ⅩⅡ	1	
		仏語ⅩⅠ	1	
		仏語ⅩⅡ	1	

共 通 専 門 基 礎 科 目	基礎物理化学	2	
	物理化学Ⅰ	2	
	物理化学Ⅱ	2	
	有機化学基礎	2	
	基礎有機化学	2	
	有機化学Ⅰ	2	
	有機化学Ⅱ	2	
	化学実験	2	
	生物学Ⅰ	2	
	生物学Ⅱ	2	
	生物学Ⅲ	2	
	生物学実験	2	
	基礎地学	2	
	地球物質学	2	
	地学実験	2	
	図学	2	
	図学演習	1	
	資格免許のための科目	日本国憲法	2
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ		その都度定める。
	総合科目Ⅱ		その都度定める。

(3) 全学共通授業科目の履修方法に関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

全学共通授業科目に係る授業を円滑、かつ、効果的に実施するため、その履修方法を次のとおり取り扱う。

- 1 全学共通授業科目の履修は、自己の所属する学部・学科・クラスなどにより、指定された曜日・時限の授業科目（以下「学部指定開講枠」という。）を履修するものとする。
- 2 単位の未修得により、入学年度に配当された年次以降に履修（以下「再履修」という。）する場合も、原則として、学部指定開講枠の授業科目を再履修するものとする。この場合において、授業科目の授業の方法・内容等から、次に定める授業科目については、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認を得なければならない。

再履修に承認を必要とする学部指定開講枠の授業科目

- (1) 外国語科目（ただし、クラスの指定はしないものとする。）
- (2) 物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験、図学演習及び情報基礎
- (3) 健康・スポーツ科学実習
- (4) 数学系の共通専門基礎科目

- 3 教養原論において、「学部指定開講枠」以外の授業科目（以下「学部指定外開講枠」という。）を再履修しなければ修学が困難と認められる場合における再履修を認める範囲は別に定めるものとする。
- 4 教養原論以外の授業科目において、学部指定外開講枠の授業科目を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、次に定める範囲において、別紙「受講許可カード交付願」により、所定の受講許可カードの交付を受け、授業担当教員の承認が得られた場合に限り、学部指定外開講枠の授業科目を再履修することができるものとする。

再履修が可能な学部指定外開講枠の授業科目

- (1) 次の共通専門基礎科目（物理学実験、化学実験及び生物学実験を除く。）
数学系、物理学系、化学系、生物学系、図学系の授業科目、自然科学史
- (2) 情報科目

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から実施する。

(4) 再試験制度に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成24年12月27日

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第3項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。

第2条 再試験制度とは、共通専門基礎科目の試験(医学部及び海事科学部の学生にあつては、外国語科目の試験を含む。)を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第3条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験をした科目の成績が、50点(5割)以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。

第4条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期期末試験終了後の2週間以内に掲示等により発表する。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、60分又は90分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第5条 再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

(5) 追試験に関する内規

(平成16年4月1日制定)

最終改正 平成24年5月31日

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第4項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第2条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構全学共通教育運営協議会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
- (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第二号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等の親族 3日以内

第3条 追試験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して全学共通教育部長に提出するものとする。

第4条 追試験願の提出期限は当該定期期末試験終了後1週間以内とする。

第5条 追試験の実施時期は原則として、許可後1週間以内とする。

第6条 定期期末試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第7条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

(6) 交通機関の運休、気象警報の場合における授業、
期末試験の休講措置について

(平成16年4月1日決定)

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、3時限目（午後）の授業から実施する。

2. 気象警報の場合

神戸市に気象警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る。）が発令された場合、当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

なお、気象警報が広域に発令された場合は、発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、3時限目（午後）の授業から実施する。

(注)

- 1 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。
- 2 この取扱いは全学共通授業科目の授業について適用する。（専門教育科目については各学部の指示による。）
- 3 この取扱いは平成23年2月24日から適用する。

(7) 全学共通授業科目について

全学共通授業科目と担当組織

1. 全学共通授業科目とは

全学共通授業科目とは、本学の教学規則に定める教育課程のうち教養教育に相当する教養原論・外国語科目・情報科目・健康・スポーツ科学・共通専門基礎科目などの全学部に共通する授業科目をいいます。

2. 全学共通授業科目を担当する組織

大学教育推進機構全学共通教育部

大学教育推進機構は、大学教育推進部、全学共通教育部及び大学教育支援研究推進室からなり、そのうちの全学共通教育部が全学共通授業科目の企画・運営を行っています。

また、全学共通教育部の教務関係業務は学務部教育推進課共通教育グループ（鶴甲第1キャンパス）が担当しています。

教育推進課共通教育グループ

教育推進課共通教育グループでは、主に次の業務を取り扱っています。

- (1) 全学共通授業科目に関すること全般
 - ・教養原論等の抽選登録
 - ・試験（定期期末試験・再試験・追試験・留学に伴う繰り上げ試験）
- (2) 大学教育推進機構全学共通教育部が管理する教室の使用に関すること
- (3) 全学共通授業科目における授業中の事故、盗難、拾得物に関すること

全学共通授業科目に関する通知・連絡

全学共通授業科目に関する通知・連絡は、主に全学共通教育部掲示板（鶴甲第1キャンパス K棟1階）により行いますので、日頃から確認するように心がけてください。

また、大学教育推進機構ホームページや教務情報システム「うりぼーネット」掲示板に併せて掲載する場合があります。

全学共通教育部掲示板

事務室前の掲示板には、主に全学部学生への連絡事項を掲載しており、フロア内の所属学部別掲示板には、特定の学部学生への連絡事項や所属学部からの連絡事項を掲載しています。（国際文化学部用の掲示板はE棟になります。）

休講情報

休講掲示板はK棟1階とA棟地階に設置しており、当日から3日分の休講情報を掲載していま

す。

また、教務情報システム「うりぼーネット」からは、全ての休講情報について確認ができます。（携帯電話からも閲覧可）

大学教育推進機構ホームページ

学年暦，時間割，履修・抽選登録，期末試験などに関する情報は大学教育推進機構ホームページにも掲載しています。

教務情報システム「うりぼーネット」掲示板

授業に関する情報のほかに学生呼出やお知らせを掲載することがあります。

<各WebページのURL>

大学教育推進機構ホームページ

<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/index.html>

全学共通教育部ホームページ

<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/zengaku.html>

教務情報システム「うりぼーネット」

<https://kym.kobe-u.ac.jp/kobe-u/campus>

携帯電話からの休講情報

<https://mob-kym.kobe-u.ac.jp/kobe-m/campus>

全学共通授業科目の教育目標

<p>教養原論</p>	<p>教養教育は、諸科学・芸術の創造的な発展とその全般的展望の中で学生が専攻する専門分野とそれ以外の分野との関係や、その位置づけについての理解を深めるとともに、幅広い視野から事象を総合的・学際的に捉えることによって、知的活動の基盤となる主体的・実証的に学ぶ態度を育成することを目標とする。</p> <p>本学における教養教育の根幹をなす教養原論は、「人間形成と思想」「文学と芸術」「歴史と文化」「人間と社会」「法と社会」「経済と社会」「数理と情報」「物質と技術」「生命と環境」「総合教養」という分野に70科目の講義を設けており、総合大学の利点を活かして、さまざまな分野の教員が授業を担当している。</p>
<p>外国語科目</p>	<p>外国語科目は、高等学校までの外国語教育の基礎のうえに、国際化に対応できる外国語のコミュニケーション能力の育成と幅広い国際的な文化理解を深めることを目標とする。</p> <p>外国語第Ⅰ(英語)のねらいは、グローバルな情報化社会にあつて、日常的、専門的ニーズに即応するための英語の水準に到達すること、学生自身の専門に関連する知識に即して英語を自由に活用するとともに、自己の専門領域だけでなく、国際社会で通用する幅広い教養を習得することにある。</p> <p>外国語第Ⅱは、「英語プラスもうひとつの外国語」という国際化時代の要請に応えるために、独語、仏語、中国語、ロシア語のいずれかについて、初級から中級までのコミュニケーション能力を学生が身につけ、これらの言語を母国語とする社会と異文化への関心と理解を深めることを目標とする。</p> <p>選択科目として、外国語第Ⅲ(韓国語、スペイン語、イタリア語)を設け、より広範な外国語についての知識と理解を深めることを目標とする。独語、仏語については、外国語第Ⅲとしても履修ができるようにして、主要ヨーロッパ言語への理解の増進を目指す。</p>
<p>情報科目</p>	<p>コンピューターとネットワークによるコミュニケーションが必須とされる高度情報化社会において、学生はコミュニケーション技術や情報処理・情報収集・発信技術など、有効なコンピューターの利用方法を学ばなければならない。また、情報に関する正しい認識と取り扱い方の理解も不可欠である。情報科目は、コンピューターの操作技術を修得し、情報とその取り扱いに関する正しい判断力を養い、学生がコンピューターを勉学に活用できる能力を身につけることを目指す。</p>
<p>健康・スポーツ科学</p>	<p>健康・スポーツ科学は、身体と健康に関する全ての学問を学際的な視野のもとで総合化し、新しい総合人間科学として、バイオメカニクス、運動生理学など自然科学的知見に基づく健康科学である。身体運動と人体の機能・能力との関わり、また安全で効率のよい身体運動についての知的理解を促し、健康で豊かな生活実践と能力開発の知識を習得することを目標とする。</p>
<p>共通専門基礎科目</p>	<p>専門科目を理解し習得するための基礎となる科目である。専門教育を受けるための準備と導入として、複数の学部に通ずる基礎科目を開講している。各学部で行われる専門教育では、専門分野ごとそれぞれの性質に合わせた系統的そして累積的な知識と技術の習得が不可欠であるが、それぞれの分野を越えて、あるいはそれぞれの分野にとらわれることなく、一般的な理解や見方を持つことは、専門科目をより深く別の角度から理解することにつながる。基礎科目の学習だけではなく、そのような見方を養う場でもある。</p>
<p>その他必要と認める科目</p>	<p>臨時に開設する全学共通授業科目</p> <p>開講科目のテーマと内容が、概ね「人文・社会」系の場合は「総合科目Ⅰ」で、「自然・その他」系の場合は「総合科目Ⅱ」で開講することを原則とする。</p>

※各授業科目の概要は、シラバスを参照してください。

授業開始までに確認しておくこと（全学共通授業科目）

1. 授業の実施について

全学共通授業科目（履修申請コード「U ○○○」）は、4月10日（水）より鶴甲第1キャンパスにて授業開始されますが、今年度は4月8日（月）が月曜日の振替日となっており、月曜日の授業を実施しますので注意してください。所属学部専門科目の授業開始日と異なる場合がありますので、注意してください。

2. 履修について

詳細は、別紙「平成25年度前期 全学共通授業科目の履修について」を参照してください。

※ 科目によっては、学籍番号等によりクラスが分かれていますので、時間割表で確認のうえ間違いのないように履修してください。登録間違いや登録漏れの場合は、単位を修得できませんので、注意してください。

※ アカウントが配付されるまで各授業科目の概要は、神戸大学HP内の学外公開用シラバスより確認してください。

※ 学内のパソコンやうりぼーネットを使用するためには、情報基盤センターが発行するアカウントが必要です。

「アカウント通知書」の配付、学内のパソコン・うりぼーネットへのログイン方法に関する説明は、情報基礎の初回講義で行います。

3. 外国語科目のクラス分けについて

4月5日（金）14時より鶴甲第1キャンパスK棟1階の掲示板に掲載しますので、学部のガイダンスで学籍番号を確認してから、掲示を確認してください。また、必ず指定されたクラスで受講してください。

4. 「健康・スポーツ科学実習Ⅰ」について

初回講義はガイダンスを行いますので、運動服に更衣する必要はありません。筆記用具及び写真1枚（縦3cm×横2.4cm、裏に学籍番号及び氏名を記入したもの）を持参のうえ、鶴甲第1キャンパス体育館（グラウンド北側）に集合してください。

5. 試験について

・ 試験は通常、学期末に行なわれます。科目によっては、授業期間中に行なう場合や、レポートや平常の成績等をもって試験に代える場合があります。

- ・ 受験の際は、学生証が必要です。学生証を忘れた場合は、証明書自動発行機で仮受験票を発行してください。ただし、事前に学生証を使用してパスワードを設定しておく必要がありますので、注意してください。
- ・ 不正行為が発覚した場合は、当該学期に履修する全ての全学共通授業科目の成績を無効とします。学部によっては専門科目を含めた全ての授業科目の成績を無効とする等、厳しい処分が下される場合がありますので厳粛な態度で受験してください。
- ・ 定期期末試験を欠席した者で急性の病気、忌引、不慮の事故、その他やむを得ない事由があると認められた場合には追試験を許可することがあります。
- ・ 医、工、農、海事科学部の学生で全学共通授業科目のうち、共通専門基礎科目（医学部・海事科学部の学生にあっては、「外国語科目」を含む。）の定期期末試験を受験した者は、一定の条件を満たす場合に限り、当該授業科目を再履修せずに同一科目の試験を再受験できます。（詳細は各学部の学生便覧を参照してください。）

平成 25 年度前期 全学共通授業科目の履修について

1. 履修全般

I. 履修登録について

原則として所属する学部・学科により指定された曜日・時限（以下「学部指定開講枠」という。）の授業科目を履修するものとします。

履修登録は、所定の期間（下記参照）にインターネットに接続できるパソコンから本学の「教務情報システム『うりぼーネット』」にログインして行います。（『うりぼーネット利用の手引き』参照）登録間違いや登録漏れの場合は、単位を修得できませんので注意してください。

同一授業科目は、曜日・時限が異なる場合でも重複して登録できません。（「総合科目Ⅰ・Ⅱ」を除く。）

II. 各登録期間について

科目	対象学年	内 容	登 録（ 受 付 ） 期 間 等
教 養 原 論	2 年生以上	抽選登録期間 (自由履修登録を含む)	3月26日(火) 9:00～4月3日(水) 17:00 *抽選結果発表 4月5日(金) 時間未定 教務情報システム「うりぼーネット」の「履修登録・登録状況照会」より各自確認してください。
		追加登録期間	4月8日(月)～10日(水)
	1 年生	自由履修登録	*教育推進課共通教育グループの窓口で先着順に受け付けます。(1・2年生併せての受け付けとなり、定員になり次第締め切ります) *空き定員や受付時間等の詳細については、4月5日(金)に全学共通教育部の掲示板及び大学教育推進機構 HP にてお知らせします。
		指定科目の変更 5時限目開講科目の登録	
全学年	集中講義	ガイダンス、授業日程及び登録期間については、別途掲示にてお知らせします。	
その他の 全学共通 授業科目	全学年	履修登録期間	4月15日(月) 9:00～4月23日(火) 17:00

III. 事前登録について

以下の科目については、大学側で登録を行いますので、各自で履修登録を行う必要はありません。WEB履修登録時に登録されていることを確認し、誤りがある場合は速やかに教育推進課共通教育グループに申し出てください。

- ・1 年生前期の教養原論（学部指定開講枠）
- ・外国語科目（必修科目）
- ・教育推進課共通教育グループの窓口にて申請した科目
- ・抽選登録により決定した科目
- ・受講許可カードを提出した科目

IV. 履修取消制度について

抽選登録及び履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられる所定の期間に履修を取り消すことができます。

前期：5月18日（土）～31日（金）

2. 教養原論

I. 1年生(2013年度入学生)の履修について

(1) 学部指定開講枠の履修について

前期の学部指定開講枠の履修については、入学後間もない時期に多数の授業科目から履修を希望する授業科目を選択し、適切な履修を行うことは困難であると判断し、学籍番号により予め履修する授業科目を指定していますので、時間割表で確認のうえ受講してください。

(2) 指定科目の変更について

指定されている授業科目について、やむを得ない理由があり、所属学部の教務担当係で許可を受けた場合のみ、同曜日・時限で定員に余裕のある授業科目の中から変更を認めます。「難しそう」や「苦手」等の理由では承認されません。

変更を希望する場合、教育推進課共通教育グループ又は所属学部の教務担当係で配布する「教養原論変更願」を記入のうえ所属学部の教務担当係へ提出してください。

承認された場合、所定の期間（1項参照）に教育推進課共通教育グループの窓口で先着順に登録の変更を受け付けますので、承認印を受けた「教養原論変更願」を提示のうえ、希望する授業科目を申し出てください。

(3) 自由履修（学部指定外開講枠の履修）について

各学期につき1つの授業科目に限り、学部指定開講枠以外（以下「学部指定外開講枠」という。）から抽選登録ができます（以下「自由履修」という。）。

前期に限り希望者のみ、所定の期間（1項参照）に教育推進課共通教育グループの窓口で先着順を受け付けます。

(4) 5時限目開講科目の履修について

「神戸大学の研究最前線（水・5）」は、前期に限り希望者のみ、所定の期間（1項参照）に教育推進課共通教育グループの窓口で先着順に履修登録を受け付けます。

「ESD基礎（持続可能な社会づくり）（水・5）」及び「企業社会論（木・5）」の履修方法については別途掲示等でお知らせします。

(5) 後期以降の履修について

後期からは授業科目の指定がなくなり、各自で教務情報システム「うりぼーネット」より抽選登録及び自由履修を行うこととなります。

2年生以上と同様の手続きとなりますので、「II. 2年生以上（2011年度以前入学生）の履修

について」を事前に確認しておいてください。

II. 2年生以上（2011年度以前入学生）の履修について

(1) 抽選登録について

所定の期間（1項参照）に教務情報システム「うりぼーネット」の「抽選登録」から申請を行ってください。（『うりぼーネット利用の手引き』参照）

専門科目等の時間割と重複しないよう事前に確認しておいてください。

抽選結果は、所定日（1項参照）以降に教務情報システム「うりぼーネット」の「履修登録・登録状況参照」より確認してください。

【参 考】

○学部指定開講枠

・・・ 所属する学部・学科により指定された曜日・時限（時間割表で確認してください。）

○自由履修

・・・ 毎学期につき1つの授業科目に限り、学部指定外開講枠から抽選登録できます。

自由履修の抽選は学部指定開講枠の確定後、定員に余裕のある授業科目に対し行いますので、必ず登録できるとは限りません。

自由履修が「抽選漏れ」となった場合の追加履修はできません。

「(2)学部指定外開講枠における履修の特例措置について」の対象となる学生は自由履修の登録ができません。

(2) 学部指定外開講枠における履修の特例措置について

以下の学生は特例措置として、学部指定外開講枠を含む全ての曜日・時限から抽選登録ができます。（抽選登録できる数の上限はありません。）

- ・ 卒業対象学年の学生
- ・ 進級判定（準ずるものを含む）対象学年の学生（当該年度の後期に限る）

医学部、理学部物理学科（3年生）、工学部（3年生）、海事科学部

＜ 2013年度の特例＞

- ・ 2011年度以前入学生、医学部及び海事科学部の2012年度入学生
- ・ 医学部及び海事科学部の2013年度入学生（当該年度の後期に限る）

(3) 抽選登録の遅延について

主に登録遅延の学生を対象として所定の期間（1項参照）に定員に余裕のある授業科目の中から教育推進課共通教育グループの窓口で先着順に追加登録を受付けます。

3. 外国語科目

I. 必修科目のクラス指定について

必修となっている授業科目についてはクラス指定があり、事前登録していますので、WEB履修登録時に登録されていることを確認してください。

1年生のクラス分けについては、4月5日（金）14時より全学共通教育部の掲示板に掲載しますので、授業開始日までに確認しておいてください。

II. 外国語第I（英語オーラルII）の特別編成クラスについて

1年次後期に開講される、高い英語力、特にオーラル面での一定レベル以上の高い語学力をもつ学生を対象としたクラスです。申請時の目安としては、TOEIC 650点以上、TOEFL (ITP or PBT) 522点以上、TOEFL (CBT) 193点以上、TOEFL (iBT) 69点以上、英検準1級以上となっています。

特別編成クラスの内容、募集方法等は6月下旬に掲示等でお知らせします。

III. 外国語第Iのアドバンスト・コース科目について

2年次以降に開講され、基礎コース（英語リーディング、オーラル）の英語力を前提として、TOEIC、アカデミック・ライティング等特定の領域に焦点を絞って学習することができます。原則として少人数制で授業を行います。授業内容や申請方法等の詳細については、別途掲示を参照してください。

IV. 外国語第II インテンシブ・コースについて（〇〇語SA, SB）

1年次後期に開講される、II A・II Bの代わりに受講できるコースです。

コースの内容、募集方法、募集定員等は9月下旬に掲示等でお知らせします。

V. 外国語第IIIについて（〇〇語X I, X II）

2年次に開講され、外国語第IIを修得した学生を対象に未修の語学について履修が認められています。

4. その他の科目

I. 健康・スポーツ科学について

学部指定開講枠で履修登録してください。（「健康・スポーツ科学実習II」については、学部指定外開講枠で履修することもできます。）

「健康・スポーツ科学実習I・II」は、初回の授業でクラス（授業担当教員）を決定しますので、決められたクラスの履修申請コードで履修登録してください。

II. 情報科目、共通専門基礎科目について

学部指定開講枠で履修登録してください。

学部によっては学籍番号によりクラスを指定していますので、時間割表で確認してください。

Ⅲ. その他必要と認める科目について

「総合科目Ⅰ」、「総合科目Ⅱ」については、テーマが異なる場合、繰り返して履修することができますが、卒業要件の取扱いは各学部により異なりますので、学生便覧等で確認してください。

5. 再履修

単位の未修得により、配当された年次以降に履修する場合は、以下の手順に従って手続きを行なってください。

授業科目名	受講許可カード	学部・クラスの指定	備考
外国語科目	要	なし	
健康・スポーツ科学実習Ⅰ	要	あり	
情報基礎	要	あり	月・5限の再履修クラスを受講してください。
数学科目	要	あり	・受講許可カードの承認印は、数学共同研究室（C416）で受けてください。 ・再履修クラス（5時限目）の場合、受講許可カードは不要です。
実験・演習科目	要	あり	クラス指定や抽選等を行なう場合がありますので、事前に掲示で確認してください。
その他	不要	あり	

I. 受講許可カードについて

「不要」の場合は、履修登録期間に教務情報システム「うりぼーネット」より登録してください。

「必要」の場合は、担当教員の承認が必要なため、以下の手順に従ってください。

- ①「受講許可カード交付願」を所属学部の教務担当係又は教育推進課共通教育グループで受け取り、必要事項を記入のうえ初回の授業までに教育推進課共通教育グループに提出し、「受講許可カード」を受け取ってください。
- ②初回の授業で担当教員の承認印を受け、必要事項を記入のうえ教育推進課共通教育グループに提出してください。（各自、履修登録を行なう必要はありません。）
- ③うりぼーネットの履修登録画面にて登録されていることを確認し、誤りがある場合は速やかに教育推進課共通教育グループに申し出てください。

「受講許可カード交付願」は、受講許可カードを交付するうえで必要の有無を判断するためのものであり、再履修を承認するものではありません。

受講許可カードは、交付願に記入した授業科目に限り使用してください。不正とみなされる使用が判明した場合は、履修を取り消します。

Ⅱ. 学部・クラスの指定について

「なし」の場合は、学部指定外開講枠で履修することもできます。

「あり」の場合は、原則として学部指定開講枠で受講してください。(学部指定外開講枠の授業を再履修しなければ修学が困難と認められる場合は、学部指定外開講枠での履修を許可することがあります。この場合は受講許可カードによる手続きが必要となります。)

Ⅲ. 新旧読み替え措置について

カリキュラム改正に伴い、現在開講されていない授業科目については、読み替え措置を行っています。詳細については、別途掲示を参照してください。

全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて

(平成24年度入学者から適用)

(平成24年2月23日 運営協議会決定)

1. GPA対象科目について

全学共通授業科目は、「情報基礎」、「総合科目Ⅰ、Ⅱ」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き、全てGPA対象科目です。

2. GPA計算方法について

全学共通授業科目は、全学の「GPAの取扱い」に準じて計算を行いますが、以下の授業科目については取り扱いが異なります。

(1) 教養原論

合格した場合、1科目の合格につき、「可」以上の成績がGPA計算式に入ります。

その場合、過去に付いた「不可」の成績があれば、同一名称の授業科目でなくても1科目の合格につき、1科目の「不可」がGPA計算式から除外されます。

(2) 外国語科目（英語アドバンストA, B, C）

英語アドバンストは、*重複履修が可能な授業科目です。

合格、不合格に関わらず、すべての成績（「不可」を含む）がGPA計算式に算入されます。

*重複履修とは既に単位を修得した授業科目を繰り返し履修することです。

3. 履修取消について

・やむを得ない事情により、履修取消期間外に手続きが必要な場合は、所属する学部の教務担当者に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば、履修の取り消しができます。

・集中講義については、講義最終日の前日までとします。（別途、掲示等により指示します。）

4. その他

上記以外の事項については、全学の「GPA」の取扱いに準じて行います。

5 神戸大学留学生センター規則等

(1) 神戸大学留学生センター規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）第10条第3項の規定に基づき、神戸大学留学生センター（以下「センター」という。）の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、神戸大学（以下「本学」という。）における外国人留学生及び海外留学を希望する学生（以下この条において「外国人留学生等」という。）に対し、必要な教育及び指導助言を行い、外国人留学生等に対する教育指導の充実発展及び留学生交流の推進に寄与することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生交流の推進に関し必要なこと。
- (2) 外国人留学生に対し、日本語及び日本事情に関する教育を行うこと。
- (3) 神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）に定める日本語等授業科目の教育に関すること。
- (4) 外国人留学生の所属する学部又は研究科（以下「学部等」という。）の協力を得て、外国人留学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- (5) 海外留学を希望する学生に対し、修学上及び生活上の指導助言を行うこと。
- (6) 留学生教育に関する調査研究を行うこと。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(職 員)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教授及び准教授
- (4) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの専任教員をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(教授会)

第7条 センターに、教授会として神戸大学留学生センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長等の選考)

第8条 センター長の選考は、教育研究評議会の議に基づき、副センター長及びセンターの専任教員の選考は、運営委員会の議に基づき、学長が行う。

(部 門)

第9条 センターに、センターの業務を遂行するため、次に掲げる部門を置く。

- (1) 留学生交流推進部門
- (2) 日本語等教育部門
- (3) 相談指導部門

- 2 各部門に関し必要な事項は、別に定める。

(日本語研修コース)

第10条 センターに、外国人留学生に対する日本語教育を行うため、日本語研修コースを置く。

- 2 日本語研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(日本語・日本文化研修コース)

第11条 センターに、外国人留学生に対する日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための教育を行うため、日本語・日本文化研修コースを置く。

- 2 日本語・日本文化研修コースの実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第12条 センターの事務は、国際部留学生課において行う。

(雑 則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第28条第2項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目（以下「日本語等授業科目」という。）の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第2条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第3条 学生は、学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試 験)

第4条 試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学留学生センターにおいて特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(受験手続)

第5条 学生は、每学期指定の期日までに、受験しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(単位の取扱)

第6条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学留学生センター長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

授業科目	日本語 I	日本語 II	日本語 III	日本語 IV	日本語 V	日本語 VI	日本語 VII	日本語 VIII	I 日本事情	II 日本事情
単位	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(3) 外国人留学生のための日本語等授業科目
の単位の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日制定)

神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4月1日制定）別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位数を6単位を限度として、外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

日本語Ⅰ（1単位）、日本語Ⅱ（1単位）、日本語Ⅲ（1単位）、日本語Ⅳ（1単位）、日本語Ⅴ（1単位）、日本語Ⅵ（1単位）、日本語Ⅶ（1単位）、日本語Ⅷ（1単位）、日本事情Ⅰ（1単位）及び日本事情Ⅱ（1単位）

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

6 神戸大学学生懲戒規則等

(1) 神戸大学学生懲戒規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条の2（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲 戒)

第2条 懲戒は、本学の規定に違背し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

(懲戒の内容)

第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓 告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停 学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。
 - (イ) 本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて、本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み、特に退去を命ぜられない限り、本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。
 - (ロ) 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学は認めないこと。

(懲戒の発議)

第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要があると認めるときは、教授会に対し意見を述べることができる。

3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の学部に係わる場合の懲戒手続)

第5条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部にも所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁 明)

第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第7条 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第9条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(無期停学の解除)

第10条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(異議申立て)

第11条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申し立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の異議申し立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。
- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(読替規定)

第12条 この規則の大学院学生への適用に当たっては、「学部」を「研究科」に、「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化科学研究科にあっては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

(2) 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化、透明化を図るに当たっては、懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから、次の申合せを行うものとする。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。
 - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
 - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
 - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
 - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならないが、学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない。
- 3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

7 神戸大学における授業料，入学料，検定料 及び寄宿料の額に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は，国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定）第52条の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあつては，保育料。以下同じ。），入学料（幼稚園にあつては，入園料。以下同じ。）及び検定料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）	年額 535,800円	282,000円	17,000円
夜間において授業を行う学部	年額 267,900円	141,000円	10,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習科	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
養護学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
幼稚園	年額 73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第4項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により，本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は，当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り，前項の規定にかかわらず，同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げるものと

する。)とする。

- 3 学部において、出願書類等による選抜(以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間において授業を行う学部にあつては2,200円)とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間において授業を行う学部にあつては7,800円)とする。
- 4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 5 小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行う場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小学校	3,300 円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000 円
特別支援学校の小学部	1,000 円
特別支援学校の中学部	1,500 円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700 円	900 円
小学校	1,100 円	2,200 円
中等教育学校の前期課程	1,300 円	3,700 円
中等教育学校の後期課程	2,400 円	7,400 円
特別支援学校の小学部	500 円	500 円
特別支援学校の中学部	600 円	900 円
特別支援学校の高等部	700 円	1,800 円

7 学部の転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，第1項の規定にかかわらず，30,000円（夜間において授業を行う学部にあつては18,000円）とする。

8 平成10年度以前に入学した者の授業料の額は，第1項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

区 分	平成5,6年度入学者	平成7,8年度入学者	平成9,10年度入学者
学部（夜間において授業を行う学部を除く。）	年額 411,600 円	年額 447,600 円	年額 469,200 円
夜間において授業を行う学部	年額 205,800 円	年額 223,800 円	年額 234,600 円
大学院の研究科	年額 411,600 円	年額 447,600 円	年額 469,200 円
研究生			月額 26,100 円

9 編入学，転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（寄宿料の額）

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	学生寮等の名称	寄 宿 料
居室が単身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700 円
	白鷗寮， インターナショナル・レジデンス（単身室）	月額 5,900 円
	住吉寮， 女子寮， 国維寮	月額 18,000 円
居室が世帯用の場合	国際交流会館（夫婦室）	月額 9,500 円
	国際交流会館（家族室）， インターナショナル・レジデンス（夫婦室）	月額 11,900 円
	インターナショナル・レジデンス（家族室）	月額 14,200 円

2 この条に定めるもののほか，寄宿料の額に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

Ⅱ 学 部 規 則 等

1 神戸大学国際文化学部規則

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学国際文化学部(以下「本学部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、現代世界における異文化間の相互作用並びにグローバル化による文化の変容及びコミュニケーションにかかわる教育研究を行うとともに、幅広い知識を身に付け、深い異文化理解能力及び自在なコミュニケーション能力を持つ人材を養成することを目的とする。

(学 科)

第2条 本学部国際文化学科を置く。

(専攻分野)

第3条 本学部の学科に次の専攻分野を置く。

情報コミュニケーション論、現代文化論、異文化コミュニケーション論、地域文化論

2 学生は、入学1年後にいずれかの専攻分野に所属するものとする。

3 前項により所属した専攻分野の変更を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

4 前項の専攻分野の変更は、学年の初めに行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第4条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。

3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。

4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

(単位の基準)

第5条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 卒業研究については、卒業論文をもって10単位とする。

(履修要件)

第6条 学生は、別表第2に定めるところに従い、136単位以上を修得しなければならない。

2 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。
(履修科目の登録の上限)

第7条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、49単位とする。

2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

3 前2項に関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、每学期指定の期日までに、所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

2 卒業研究の履修については、あらかじめ所属専攻分野の指導教員の承認を受けなければならない。

3 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(他大学の授業科目の履修)

第9条 学生は、教授会の承認を得て、本学部と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位数は、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 教学規則第36条第1項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、前条第1項の規定により修得した単位数と合わせて、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試 験)

第11条 試験は、科目試験及び卒業論文試験とする。

(科目試験)

第12条 科目試験は、授業が終了した学期末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって科目試験に代えることがある。

3 学生は、每学期指定の期日までに、所定の受験届を学部長に提出しなければならない。

4 不合格となった授業科目についての再試験は、行わない。

5 科目試験に欠席した者の追試験は、行わない。ただし、教授会において特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。

(卒業論文試験)

第13条 卒業論文試験は、所定の期日までに卒業論文を提出した者について行う。

2 卒業論文試験に合格した学生に対しては、卒業研究の単位として10単位を与える。

3 所定の期日までに卒業論文を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文を提出し、卒業論文試験を受けることができる。

(成績評価基準)

第14条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

第15条 所定の期間在学し、第6条に規定する要件を満たした者について、卒業を認定する。

2 教学規則第22条第2項に規定する早期卒業の認定の基準は別に定める。

第16条 (転学科) 削除

(特別聴講学生)

第17条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志望する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目が開講される期間とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第18条 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第19条 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第20条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学部において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

(学芸員の資格の取得)

第21条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定に基づく科目の履修については、別に定める。

(ESDコース)

第21条の2 環境、開発、平和、人権等の様々な社会問題を解決する能力を身に付け、持続可能な社会づくりに資する人材を養成するため、本学部にはESDコースを置く。

2 ESDコースに関し、必要な事項は別に定める。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する者に対して、改正後の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、教授会が定める。

別表第1 授業科目及び単位数(第4条関係)

授業科目の区分等	授業科目	単位	備考
教	哲学	2	
	行為と規範	2	
	論理学	2	
	心理学	2	
	心と行動	2	
	教育学	2	
	教育と人間形成	2	
	科学技術と倫理	2	
	日本の文学	2	
	世界の文学	2	
文 学 と 芸 術	言語と文化	2	
	伝統芸術	2	
	芸術と文化	2	
	日本史	2	
	西洋史	2	
歴 史 と 文 化	アジア史	2	
	考古学	2	
	歴史と現代	2	
	科学史	2	
	芸術史	2	
原	社会学	2	
	社会思想史	2	
	地理学	2	
	文化人類学	2	
	現代社会論	2	
人 間 と 社 会	越境する文化	2	
	生活環境と技術	2	
	学校教育と社会	2	
	法の世界	2	
	社会生活と法	2	
論	国家と法	2	
	政治の世界	2	
	現代社会と政治	2	
	経済入門	2	
	経済社会の発展	2	
現代の経済	2		

教	養	原	論	教 育 情 報	企業と経営	2
教 育 情 報	物 質 と 技 術	生 命 と 環 境	論 合 教 養	企業と経営	2	
				構造の数理	2	
				現象の数理	2	
				数理の世界	2	
				「カタチ」の文化学	2	
				「カタチ」の科学	2	
				情報の世界	2	
				素粒子と宇宙	2	
				現代の物性科学	2	
				分子の世界	2	
				物質の成り立ち	2	
				資源・材料とエネルギー	2	
				ものづくりと科学技術	2	
				惑星系の起源・進化・多様性	2	
				身体成り立ちと働き	2	
				健康と病気	2	
				生命成り立ちと営み	2	
				生物の多様性と進化	2	
				生物の生態と自然環境	2	
				生物資源と農業	2	
				食と健康	2	
				地球と惑星	2	
				社会と人権	2	
				神戸大学の研究最前線	2	
				神戸大学史	2	
				社会科学のフロンティア	2	
				海への誘い	2	
				瀬戸内海学入門	2	
				国際協力の現状と課題	2	
				阪神・淡路大震災	2	
				環境学入門	2	
				ESD基礎(持続可能な社会づくり)	2	
				企業社会論	2	
				英語リーディングⅠ	1	
				英語リーディングⅡ	1	
				英語リーディングⅢ	1	
				英語オーラルⅠ	1	

外 国 語 科 目	外 国 語 第 Ⅱ	英語オーラルⅡ	1
		英語オーラルⅢ	1
		英語アドバンストA	1
		英語アドバンストB	1
		英語アドバンストC	1
		独語ⅠA	1
		独語ⅠB	1
		独語ⅡA	1
		独語ⅡB	1
		独語SA	1
		独語SB	1
		独語ⅢA	1
		独語ⅢB	1
		独語ⅣA	1
		独語ⅣB	1
		仏語ⅠA	1
		仏語ⅠB	1
		仏語ⅡA	1
		仏語ⅡB	1
		仏語SA	1
		仏語SB	1
		仏語ⅢA	1
		仏語ⅢB	1
		仏語ⅣA	1
		仏語ⅣB	1
		中国語ⅠA	1
		中国語ⅠB	1
		中国語ⅡA	1
		中国語ⅡB	1
		中国語SA	1
		中国語SB	1
		中国語ⅢA	1
		中国語ⅢB	1
		中国語ⅣA	1
		中国語ⅣB	1
		ロシア語ⅠA	1
		ロシア語ⅠB	1
		ロシア語ⅡA	1

	ロシア語ⅡB	1							
	ロシア語ⅢA	1							
	ロシア語ⅢB	1							
	ロシア語ⅣA	1							
	ロシア語ⅣB	1							
	独語Ⅰ	1							
	独語Ⅱ	1							
	仏語Ⅰ	1							
	仏語Ⅱ	1							
外国語第Ⅲ	韓国語Ⅰ	1							
	韓国語Ⅱ	1							
	スペイン語Ⅰ	1							
	スペイン語Ⅱ	1							
	イタリア語Ⅰ	1							
	イタリア語Ⅱ	1							
情報科目	情報基礎	1							
	健康・スポーツ科学講義	2							
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1							
	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1							
	日本国憲法	2							
	英米文学概論	2							
	英語科教育法Ⅰ	2							
	英語科教育法Ⅱ	2							
	英語科教育法Ⅲ	2							
	英語科教育法Ⅳ	2							
	生徒指導論Ⅰ	2							
	生徒指導論Ⅱ	2							
資格免許のための科目	教職実践演習(中・高)	2							
	教育実習事前事後指導	1							
	中学校教育実習Ⅰ	2							
	中学校教育実習Ⅱ	4							
	高等学校教育実習	2							
	博物館概論	2							
	博物館経営論	2							
	博物館展示論	2							
	博物館情報・メディア論	2							
	博物館実習	3							

その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ				その職域を。
	総合科目Ⅱ				その職域を。
専	情報科学概論	2			
	情報科学演習Ⅰ	2			
	情報科学演習Ⅱ	2			
	情報科学演習Ⅲ	2			
	情報科学演習Ⅳ	2			
	English for Academic Purposes	1			
	Academic Writing	1			
	TOEFL 演習	1			
	スペイン語入門Ⅰ	1			
	スペイン語入門Ⅱ	1			
門	現代コリア語Ⅰ	1			
	現代コリア語Ⅱ	1			
	専門基礎英語(文章表現, 会話)Ⅰ	1			
	専門基礎英語(文章表現, 会話)Ⅱ	1			
	ドイツ語会話Ⅰ	1			
	ドイツ語会話Ⅱ	1			
	フランス語会話Ⅰ	1			
	フランス語会話Ⅱ	1			
	中国語会話Ⅰ	1			
	中国語会話Ⅱ	1			
科	ロシア語会話Ⅰ	1			
	ロシア語会話Ⅱ	1			
	ラテン語入門Ⅰ	1			
	ラテン語入門Ⅱ	1			
	英語文章表現(上級)	2			
	英会話(上級)Ⅰ	1			
	英会話(上級)Ⅱ	1			
	専門諸言語	1			
	日本語コミュニケーション	2			
	国際コミュニケーション演習Ⅰ	2			
目	国際コミュニケーション演習Ⅱ	2			
	国際コミュニケーション演習Ⅲ	2			
	国際コミュニケーション演習Ⅳ	2			
	Cultures and Societies in JapanⅠ	2			
	Cultures and Societies in JapanⅡ	2			
	Cultures and Societies in JapanⅢ	2			
	Cultures and Societies in JapanⅣ	2			

専	国際文化特殊講義	2			
	グローバルキャリア特殊講義	2			
	国際化学実習	2			
	インターンシップ実習	2			
	国際人権論	2			
	アラブ社会文化論	2			
	アフリカ社会文化論	2			
	ラテンアメリカ社会文化論	2			
	基礎ゼミ	2			
	専門基礎演習	2			
門	外国語演習	2			
	資料講読演習	2			
	専門演習A	2			
	専門演習B	2			
	卒論演習	2			
	卒業研究	10			
	情報コミュニケーション概論	2			
	言語構造論	2			
	言語表現論	2			
	言語機能論	2			
科	言語間コミュニケーション論	2			
	第二言語習得基礎論	2			
	非言語コミュニケーション論	2			
	音声コミュニケーション論	2			
	感性文法論	2			
	言語脳科学	2			
	対人コミュニケーション論	2			
	情報環境論	2			
	情報通信システム論	2			
	メディア情報処理	2			
目	統計情報処理	2			
	情報資料構成論	2			
	プログラミング基礎	2			
	情報コミュニケーション論特殊講義	2			
	言語動意論	2			
	同時通訳論	2			
	現代文化概論	2			
	近代社会思想論	2			

別表第2 履修要件（第6条関係）

授業科目の区分等		授 業 科 目 等	必要修得単位数	
教 養 原 論		人間形成と思想, 文学と芸術, 歴史と文化, 人間と社会, 法と政治, 経済と社会, 数理と情報, 物質と技術, 生命と環境, 総合教養	16	
外 国 語 科 目		英語リーディングⅠ 英語リーディングⅡ 英語オーラルⅠ 英語オーラルⅡ	1 1 1 1	4
		独語ⅠA, 仏語ⅠA, 中国語ⅠA, ロシア語ⅠA 独語ⅠB, 仏語ⅠB, 中国語ⅠB, ロシア語ⅠB 独語ⅡA (又はSA), 仏語ⅡA (又はSA), 中国語ⅡA (又はSA), ロシア語ⅡA 独語ⅡB (又はSB), 仏語ⅡB (又はSB), 中国語ⅡB (又はSB), ロシア語ⅡB	1 1 1 1	4
健康・スポーツ科学		健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	1
情 報 科 目		情報基礎	1	1
本 学 部 専 門 科 目	必修科目	基礎ゼミ 専門基礎英語 (文章表現, 会話) Ⅰ 専門基礎英語 (文章表現, 会話) Ⅱ 情報科学概論 情報科学演習Ⅰ 卒論演習 卒業研究	2 1 1 2 2 2 10	20
	選択必修科目	各講座開講の「概論」 所属講座開講の講義科目 所属講座開講の専門演習A (2年次前期) 所属講座開講の専門演習B (2年次後期, 3年次前期 及び後期に各1演習) 外国語演習	4 10 2 6 2	24
	学部選択科目	本学部が開設する授業科目から		50
自由 選択科目	本学部専門科目, 他学部授業科目, 全学共通授業科目及び資格免許のための科目から。(ただし, 資格免許のための科目のうち, 教職に関する科目, 英米文学概論, 日本国憲法及び博物館実習は除く。)			16
合 計				136

(注) この別表において「講座」とは専攻分野のことをいう。

別表第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第20条関係）

学 科 名	免 許 上 の 種 類	免 許 教 科
国 際 文 化 学 科	中学校教諭一種免許状	英 語
	高等学校教諭一種免許状	英 語

2 神戸大学国際文化学部研究生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学国際文化学部規則（平成16年4月1日制定）第19条の規定に基づき、神戸大学国際文化学部（以下「本学部」という。）の研究生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、国際文化学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書及び写真（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 従来の研究内容及び今後の研究計画の概要
- (5) 健康診断書（所定の用紙）
- (6) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (7) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (8) その他本学部において必要と認める書類

2 会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の本人の確約書
- (2) 会社等の事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
- (3) 在職のまま入学することについての所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあつては、第1項各号及び前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学科及び授業料)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特に教授会が認めるときは、この限りでない。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。

2 特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することができる。ただし、その場合の研究期間は、通算して2年を限度とするものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度による研究生の研究期間については、2年以内とする。

(研究)

第9条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

3 研究生は、研究期間の終了に当たって、研究報告書を学部長に提出しなければならない。

(研究証明書の交付)

第10条 研究事項について、一定の成果をあげた者がその証明を願い出た場合には、研究証明書を交付することができる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行し、改正後の神戸大学国際文化学部研究生規程の規定は、平成24年7月9日から適用する。

3 神戸大学国際文化学部科目等履修生及び聴講生規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学国際文化学部規則（平成16年4月1日制定）第18条の規定に基づき、神戸大学国際文化学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生及び聴講生に関する事項を定めるものとする。

(許 可)

第2条 科目等履修生又は聴講生（以下「聴講生等」という。）として入学を志願する者があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、国際文化学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 聴講生等として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を含む。）を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 聴講生等として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書又は聴講生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書（所定の用紙）
- (5) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
- (6) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (7) その他本学部において必要と認める書類

2 日本に居住している外国人にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が認めたときは、面接を省略することができる。

(入学金及び授業料)

第6条 聴講生等の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

(聴講等の時期)

第7条 履修又は聴講（以下「聴講等」という。）の許可は、学期の初めに行う。

(聴講等の期間)

第8条 聴講等の期間は、聴講等を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講等の期間に引き続き聴講等を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講等の期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講等の期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講等科目)

第9条 履修し、又は聴講することのできる授業科目は、1学期3科目以内とする。

2 聴講等を許可する授業科目は、学期ごとに別に定める。

(単位修得証明書)

第10条 科目等履修生に対しては、試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(除 籍)

第11条 聴講生等が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 聴講生等として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行し、改正後の神戸大学国際文化学部科目等履修生及び聴講生規程の規定は、平成24年7月9日から適用する。

4 神戸大学国際文化学部外国人特別学生入学選考規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学国際文化学部（以下「本学部」という。）に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

(入学資格)

第2条 外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 本学部において、前号と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を国際文化学部長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書及び写真
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語修得の程度
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書

2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）第4条により選定された者については、学力試験及び面接を免除することがある。

(入学時期)

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。

(雑 則)

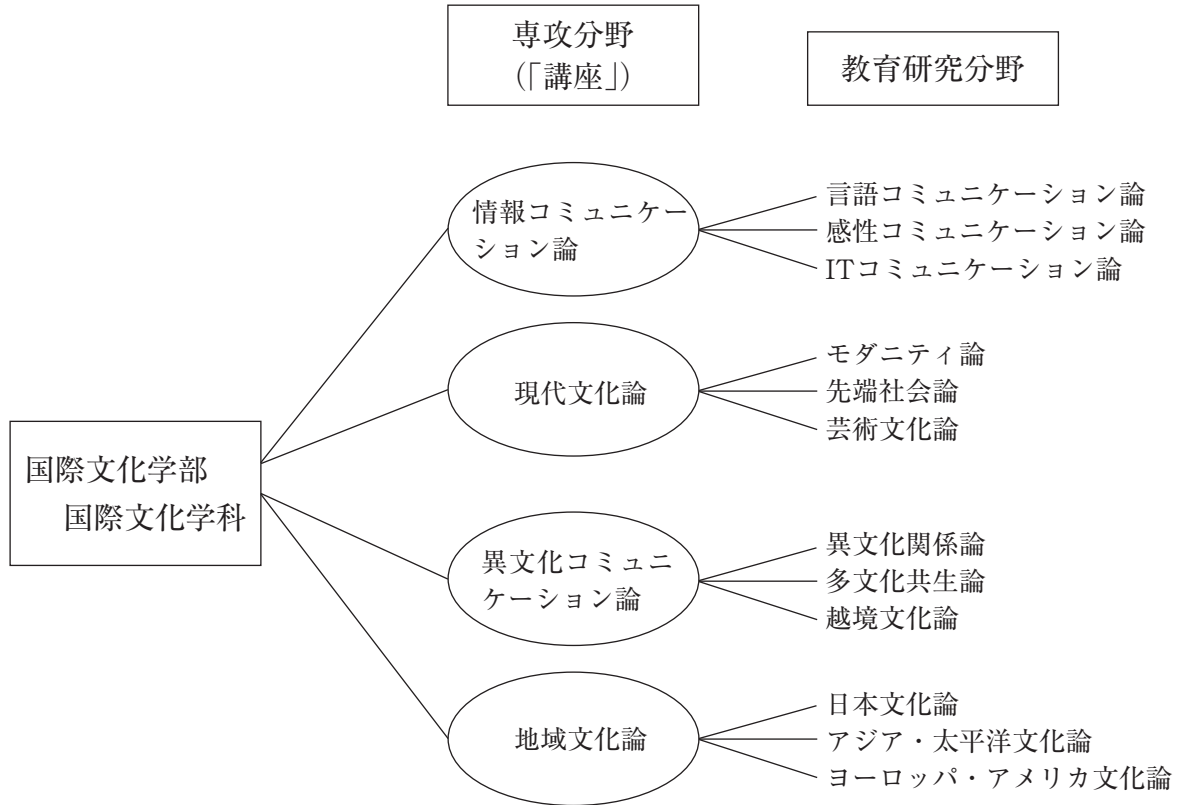
第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行し、改正後の神戸大学国際文化学部外国人特別学生入学選考規程の規定は、平成24年7月9日から適用する。

Ⅲ 修学に関する内規等

専攻分野（「講座」）の概要



1 履修及び定期試験に関する内規

(平成16年4月1日制定)

目次

- I 履修方法及び必要修得単位の修得について
- II 履修手続等について
- III 科目試験の受験上の注意事項について
- IV 既修得単位の認定に関する取扱いについて
- V 学業成績について

I 履修方法及び必要修得単位の修得について

- a). 履修方法及び必要修得単位の修得については、「神戸大学全学共通授業科目履修規則」, 「神戸大学国際文化学部（以下「本学部」という。）規則」及び下記の注意事項を十分熟読した上で、

必要修得単位を修得するものとする。

- b). 本学部における授業科目の区分は、全学共通授業科目（教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学、その他必要と認める科目）、専門科目、関連科目、資格免許のための科目からなる。
- c). 授業科目に関しては、本学部規則別表第1およびシラバス(授業要覧)を参照すること。ただし、当該授業科目は、科目名の変更、不開講、廃止等の変更を受けることがある。
- d). 外国人留学生のための日本語科目を開設することがある。

I-1. 全学共通授業科目

I-1-1. 教養原論

- a). 教養原論は、大学教育の基盤として、調和のとれた全人教育を行うことを目的とし、現代におけるさまざまな課題を認識し、それに対処する態度を学ぶ科目である。
- b). 教養原論は、1年次及び2年次に履修するものとする。

I-1-1-1. 教養原論

授業科目の区分等		授 業 科 目	単位数	必要修得単位数
教	人間形成と思想	哲学	2	16 単位
		行為と規範	2	
		論理学	2	
		心理学	2	
		心と行動	2	
		教育学	2	
		教育と人間形成	2	
		科学技術と倫理	2	
養	文学と芸術	日本の文学	2	
		世界の文学	2	
		言語と文化	2	
		伝統芸術	2	
		芸術と文化	2	
原	歴史と文化	日本史	2	
		西洋史	2	
		アジア史	2	
		考古学	2	
		歴史と現代	2	
		科学史	2	
		芸術史	2	
論	人間と社会	社会学	2	
		社会思想史	2	
		地理学	2	
		文化人類学	2	
		現代社会論	2	
		越境する文化	2	
		生活環境と芸術	2	
学校教育と社会	2			
論	法と政治	法の世界	2	
		社会生活と法	2	
		国家と法	2	
		政治の世界	2	
		現代社会と政治	2	
		経済入門	2	

教	経済と社会	経済社会の発展	2
		現代の経済	2
		企業と経営	2
	数理と情報	構造の数理	2
		現象の数理	2
		数理の世界	2
		「カタチ」の文化学	2
		「カタチ」の科学	2
		情報の世界	2
養	物質と技術	素粒子と宇宙	2
		現代の物性科学	2
		分子の世界	2
		物質の成り立ち	2
		資源・材料とエネルギー	2
		ものづくりと科学技術	2
		惑星系の起源・進化・多様性	2
原	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2
		健康と病気	2
		生命の成り立ちと営み	2
		生物の多様性と進化	2
		生物の生態と自然環境	2
		生物資源と農業	2
		食と健康	2
		地球と惑星	2
論	総	社会と人権	2
		神戸大学の研究最前線	2
		神戸大学史	2
	合	社会科学のフロンティア	2
		海への誘い	2
		瀬戸内海学入門	2
		国際協力の現状と課題	2
	教養	阪神・淡路大震災	2
		環境学入門	2
		E S D 基礎 (持続可能な社会づくり)	2
		企業社会論	2

I-1-2. 外国語科目

- a). 外国語は、英語及びその他の外国語（独語、仏語、中国語及びロシア語）からなる。
- b). その他の外国語は、独語、仏語、中国語及びロシア語の内からいずれか一つの外国語を選択し、定められた期間内に語学選択届を提出しなければならない。提出後の変更は認めない。
- c). 外国語ごとに定められたクラスの授業を履修しなければならない。

外国語科目	授 業 科 目	単位数	必要修得単位数
外国語第 I	英語リーディング I	1	4 単位
	英語リーディング II	1	
	英語オーラル I	1	
	英語オーラル II	1	
外国語第 II	独語 I A, 仏語 I A, 中国語 I A, ロシア語 I A	1	4 単位
	独語 I B, 仏語 I B, 中国語 I B, ロシア語 I B	1	
	独語 II A (又は S A), 仏語 II A (又は S A), 中国語 II A (又は S A), ロシア語 II A	1	
	独語 II B (又は S B), 仏語 II B (又は S B), 中国語 II B (又は S B), ロシア語 II B	1	

I-1-3. 情報科目

授 業 科 目	単位数	必要修得単位数
情報基礎	1	1 単位

I-1-4. 健康・スポーツ科学

1 年次前期に健康・スポーツ科学実習 I を履修するものとする。

授 業 科 目	単位数	必要修得単位数
健康・スポーツ科学実習 I	1	1 単位

I-2. 本学部専門科目

専門科目は、専門分野における学問内容を修得、理解するための授業科目である。

I-2-1. 必修科目

- a). 本学部専門科目の必修授業科目は、基礎ゼミ、専門基礎英語（文章表現、会話）及び、情報科学概論、情報科学演習、卒論演習、卒業研究からなる。
- b). 基礎ゼミは、大学での学習方法・発表方法等を学ぶことを目的とし、高校教育から大学教育への転換教育に位置づけられる科目である。

- c). 卒論演習は、卒業論文作成のための演習である。
- d). 卒業研究の履修については、「卒業論文に関する内規」及び別紙「卒業論文の提出について」を参照すること。

授 業 科 目	単位数	必要修得単位数
基礎ゼミ	2	20 単位
専門基礎英語（文章表現, 会話）Ⅰ	1	
専門基礎英語（文章表現, 会話）Ⅱ	1	
情報科学概論	2	
情報科学演習Ⅰ	2	
卒論演習	2	
卒業研究	10	

I-2-2. 選択必修科目

- a). 選択必修科目は、各専攻分野（以下「講座」という。）が開講する「概論」、所属講座が開講する講義科目、所属講座が開講する専門演習A及びB、外国語演習からなる。
- b). 「概論」は、各講座毎に開講される入門的講義科目である。所属講座開講の講義科目の必要修得単位数（10単位）に、これを充てることはできない。
- c). 所属講座開講の講義科目については、1年次配当の科目であっても、必要修得単位数（10単位）に充てることことができる。
- d). 専門演習Aについては、2年次前期に、専門演習Bについては、2年次後期、3年次前期・後期の各学期に1つ以上を履修しなければならない。専門演習A及びBは、各々重複履修することができる。ただし専門演習Bは、担当教員が同じであっても、複数履修することができる。
- e). 外国語演習は、外国語運用能力の向上を図ることを目的とする専門科目であり、外国語文献の講読、外国語文献を素材とするディスカッション、外国語によるプレゼンテーション等が含まれている。
- f). 外国語演習は、8科目（16単位）まで修得することができる。

授 業 科 目	単位数	必要修得単位数
各講座開講の「概論」	2	4 単位
所属講座開講の講義科目	2	10 単位
所属講座開講の専門演習 A（2年次前期）	2	2 単位
所属講座開講の専門演習 B（2年次後期, 3年次前期, 3年次後期に各1演習）	2	6 単位
外国語演習	2	2 単位

I-2-3. 学部選択科目

- a). 本学部で開設する専門科目のうち、必修科目及び選択必修科目として修得した科目を除いた

授業科目から、50単位以上を修得しなければならない。

- b). 国際文化特殊講義は、担当教員が異なれば重複して修得することができる。
- c). 資料講読演習は、8科目(16単位)まで修得することができる。
- d). 専門諸言語は、言語が異なれば重複して修得することができる。同一言語については、2単位まで修得することができる。
- e). 国際文化学実習は、留学生センターの「神戸大学夏期日本語日本文化研修プログラム」に参加し、外国人留学生に「日本語サポーター」として接し、日本語、日本文化、神戸地域、神戸大学等の紹介を行うと共に、留学生と共同で調査発表を行うことを目的とする。
- f). 日本語コミュニケーション、国際コミュニケーション演習Ⅰ、Ⅱ及び、Cultures and Societies in JapanⅠ、Ⅱは、主に協定校からの留学生を対象とする授業科目であるが、留学生と日本人学生との交流を深めることも目的としている。
- g). 専門基礎演習は、基礎ゼミでの学習に引き続き大学での学習方法・発表方法等を学ぶこと、及び専門演習への基礎的訓練を目的とし、専門演習への架橋としての特色をもつ科目である。

I-3. 関連科目(全学共通授業科目及び他学部授業科目)

- a). 関連科目は、学生が専門分野をより広い視野から理解できるよう、関連領域の学習のために指定される授業科目であり、全学共通授業科目及び他学部授業科目から履修するものとする。
- b). 本学部の指定する関連科目としては、次のとおりである。

① 全学共通授業科目

線形代数学入門、微分積分学入門、数理統計学

② 法学部授業科目

国際法Ⅰ、国際関係論Ⅱ、対外政策論

③ 経済学部授業科目

国際経済基礎論

④ 工学部授業科目

都市計画、都市設計論、西洋建築史、歴史環境論

- c). 本学部の学生は、これらの授業科目を履修することが望ましい。
- d). 関連科目は、16単位を限度として、必要修得単位数に充てることができる。

I-4. 自由選択科目

本学部専門科目、関連科目、他学部専門科目または全学共通科目(教養原論、外国語科目、健康・スポーツ科学、及びその他必要と認める科目)の中から16単位を限度として、自由に選択して卒業に必要な修得単位数に充てることができる。

I-5. 資格免許のための科目

- a). 資格免許のための科目は、教育職員免許状(英語)及び学芸員資格を取得するために必要な科目である。

- b). 教育職員免許状取得のための科目は、教科に関する科目、教職に関する科目、その他の科目（日本国憲法、体育関係の科目、外国語コミュニケーション関係の科目、情報機器関係の科目）からなる。
- c). 資格免許のための科目の内、教職に関する科目、英米文学概論、日本国憲法及び博物館実習は、卒業に必要な修得単位には算入されないので留意しておくこと。
- d). 教育職員免許状取得に関する具体的な必要修得科目及び単位数については、「教育職員免許状取得について」（133頁）を参照すること。

I-6. 外国人留学生のための日本語等授業科目について

外国人留学生は、神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成6年4月21日制定）別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位数を6単位を限度として、外国語科目の必要単位数に算入することができる。

日本語Ⅰ（1単位）、日本語Ⅱ（1単位）、日本語Ⅲ（1単位）、日本語Ⅳ（1単位）、日本語Ⅴ（1単位）、日本語Ⅵ（1単位）、日本語Ⅶ（1単位）、日本語Ⅷ（1単位）、日本事情Ⅰ（1単位）、日本事情Ⅱ（1単位）

II 履修及び受験手続について

- a). Webによる履修登録を行います。
 - 別に配布されるマニュアルをよく読んで登録してください。
- b). 履修に際しては下記の点に注意してください。
 - ① 全学共通授業科目、本学部授業科目、他学部授業科目等、当該学期に履修するすべての科目を入力し、よく確認のうえ登録してください。
 - ② 授業科目によっては、事前登録が必要な場合があります。
- c). 登録に際しては下記の点に注意してください。
 - ・履修登録したすべての授業科目の内容をよく確認してください。
 - ・履修登録が完了した後、必ず履修登録一覧表を指定する期日までに提出してください。

II-1. 関連科目について

他学部の科目については、受講制限等の条件がつく場合がありますので、各学部で確認してください。

II-2. 「履修・受験届」に関する注意事項について

- a). 授業時間割表に学年・クラスを指定されている授業科目は、その指定にしたがって履修しなければならない。
- b). 同一期限内にある二つの授業科目を履修申請することはできない。
- c). 試験を受けることのできる科目は、あらかじめ履修・受験届を提出した授業科目に限る。
- d). いったん修得した単位は、取り消すことができない。

e). 同一授業科目を2回履修しても、単位を二重に与えない。ただし、専門演習、外国語演習、資料講読演習、専門諸言語、国際文化特殊講義、及びその他特に指定された授業科目についてはこの限りではない。

f). 不合格科目の履修方法について

不合格科目の単位を修得しようとするときは、次の学期以後にあらためて履修・受験しなければならない。ただし、シラバス等で別の指示がなされる授業科目についてはこの限りではない。

g). 全学共通授業科目の不合格科目の履修方法については、次の手続きを必要とする。

クラス、学部等の指定されている授業科目を再履修する場合は、担当教員の許可を得たうえで、受講許可カードを提出しなければならない。ただし、一定の条件を満たす場合に限り、再履修をせずに、同一科目、同一教員の試験を再度受験できる制度がある。

「再受験資格制度に関する内規」を参照すること（64頁）。

h). 試験に欠席した者の追試験は、行わない。ただし、一定の条件を満たす場合に限り行うことがある。

① 全学共通授業科目については、「追試験に関する内規」を参照すること（65頁）。

② 本学部の授業科目については、次の事由に該当する場合は、教授会の議を経て行うことがある。

該当事由：急性の重い病気、忌引（配偶者・2親等内の親族）、不慮の事故、その他やむを得ない事由

その場合の手続きは、以下の通りである。

提出書類：理由を明記した追試験願（本学部所定の用紙）、診断書または証明書

提出期限：その期の定期試験の終了後1週間以内

試験実施時期：原則として許可後1週間以内

i). 協定校に留学し、前期又は後期の集中講義実施以前に帰国した学生は、前期又は後期の集中講義を履修することができる。

II-3. 「履修科目の登録の上限」の例外

次に掲げる授業科目は、「履修科目の登録の上限」（本学部規則第7条）に規定する単位数に算入されない。

資格免許のための科目の内、教職に関する科目、英米文学概論、日本国憲法、及び博物館実習

III 科目試験の受験上の注意事項について

a). 科目試験は、その授業が終了した学期末に実施する。

b). 学期末試験を実施せずに、平常の成績等をもって科目試験に代えることもある。

c). 科目試験の受験に関する注意事項は下記のとおりであるので、十分熟読した上で受験すること。ただし、鶴甲第一キャンパスで開講している授業科目の試験は、すべて鶴甲第一キャンパス

で行うので注意すること。

1. 試験の時間割及び試験室の指定は、その都度掲示する。
2. 机の上には受験のために許可された携帯品以外は、置かないこと。
3. 受験中は、必ず学生証を机上の左前に置くこと。万一忘れた場合は受験できない。
ただし、鶴甲第一キャンパスで行う試験については、仮受験票を自動発行機で発行し受験することができる。
4. 試験開始20分までは退室を許さない。20分経過後は入室は認められないから、その点留意すること。
5. 受験中の誤解を招くような態度や、不正行為は、厳に慎むこと。不正行為が判明した場合には、その期の履修科目の全成績を無効にする。
6. 答案は必ず監督者に提出すること。ただし、試験を途中で放棄する場合は、退室にあたり答案用紙に「放棄」と明記して、提出すること。
7. 答案用紙は試験室から絶対持ち出してはならない。

IV 既修得単位の認定に関する取扱いについて

本学部規則第10条の規定により、既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、学部長に願い出なければならない。

「既修得単位の認定に関する内規」を参照すること（127頁）。

V 学業成績について

- a). 学業成績は、試験・レポート・出席状況などを考慮して決定され、合格点以上の者に対して、それぞれ単位が与えられる。
- b). 学業成績は秀、優、良、可、不可で評価し、可以上を合格とする。
- c). 学業成績は、Webにより各個人で成績情報を表示し、PDF形式で各自出力すること。
- d). 未採点科目については、採点され次第発表するので、各個人でWebで確認すること。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後のV b). は平成23年4月1日入学者から適用する。

附 則

この内規は、平成24年12月21日から施行する。

履修体系の概念図（全体）



2 授業科目配当表

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	配当年次及び毎週の授業時間数									
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教 養 原 論	人間形成と思想	哲学	2										
		行為と規範	2										
		論理学	2										
		心理学	2										
		心と行動	2										
		教育学	2										
		教育と人間形成	2										
		科学技術と倫理	2										
	文学と芸術	日本の文学	2										
		世界の文学	2										
		言語と文化	2										
		伝統芸術	2										
		芸術と文化	2										
	歴史と文化	日本史	2										
		西洋史	2										
		アジア史	2										
		考古学	2										
		歴史と現代	2										
		科学史	2										
		芸術史	2										
	人間と社会	社会学	2										
		社会思想史	2										
		地理学	2										
		文化人類学	2										
		現代社会論	2										
		越境する文化	2										
		生活環境と技術	2										
		学校教育と社会	2										
	法と政治	法の世界	2										
		社会生活と法	2										
		国家と法	2										
		政治の世界	2										
		現代社会と政治	2										
	経済と社会	経済入門	2										
		経済社会の発展	2										
		現代の経済	2										
		企業と経営	2										
	数理と情報	構造の数理	2										
		現象の数理	2										
		数理の世界	2										
		「カタチ」の文化学	2										
		「カタチ」の科学	2										
情報の世界		2											

教 養 原 論	物質と技術	素粒子と宇宙	2								
		現代の物性科学	2								
		分子の世界	2								
		物質の成り立ち	2								
		資源・材料とエネルギー	2								
		ものづくりと科学技術	2								
		惑星系の起源・進化・多様性	2								
	生命と環境	身体の成り立ちと働き	2								
		健康と病気	2								
		生命の成り立ちと営み	2								
		生物の多様性と進化	2								
		生物の生態と自然環境	2								
		生物資源と農業	2								
		食と健康	2								
	総合教養	地球と惑星	2								
		社会と人権	2								
		神戸大学の研究最前線	2								
		神戸大学史	2								
		社会科学のフロンティア	2								
		海への誘い	2								
		瀬戸内海学入門	2								
		国際協力の現状と課題	2								
		阪神・淡路大震災	2								
		環境学入門	2								
		E S D基礎（持続可能な社会づくり）	2								
	企業社会論	2									
	外国語科目	外国語第Ⅰ	英語リーディングⅠ	1	2						
			英語リーディングⅡ	1		2					
			英語オーラルⅠ	1	2						
			英語オーラルⅡ	1		2					
英語アドバンストA			1			2	2				
英語アドバンストB			1			2	2				
英語アドバンストC			1			2	2				
外国語第Ⅱ		独語、仏語、中国語、ロシア語ⅠA	1	2							
		独語、仏語、中国語、ロシア語ⅠB	1	2							
		独語、仏語、中国語、ロシア語ⅡA	1		2						
		独語、仏語、中国語、ロシア語ⅡB	1		2						
		独語、仏語、中国語、ロシア語ⅢA	1			2					
		独語、仏語、中国語、ロシア語ⅢB	1				2				
		独語、仏語、中国語、ロシア語ⅣA	1					2			
		独語、仏語、中国語、ロシア語ⅣB	1						2		
		独語、仏語、中国語ⅠSA	1		2						
		独語、仏語、中国語ⅠSB	1		2						
外国語第Ⅲ	独語、仏語、韓国語、スペイン語、イタリア語Ⅰ	1			2						
	独語、仏語、韓国語、スペイン語、イタリア語Ⅱ	1				2					
情報科目	情報基礎	1	* 2								

健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学講義	2		2						
	健康・スポーツ科学実習Ⅰ	1	2							
	健康・スポーツ科学実習Ⅱ	1		2						
資格免許のための科目	日本国憲法	2				2				
	英米文学概論	2				2				
	英語科教育法Ⅰ	2								
	英語科教育法Ⅱ	2								
	英語科教育法Ⅲ	2								
	英語科教育法Ⅳ	2								
	生徒指導論Ⅰ	2				2				
	生徒指導論Ⅱ	2			2					
	教職実践演習（中・高）	2								
	教育実習事前事後指導	1								
	中学校教育実習Ⅰ	2								
	中学校教育実習Ⅱ	4								
	高等学校教育実習	2								
	博物館概論	2			2					
	博物館経営論	2			2	2				
	博物館展示論	2			2					
博物館情報・メディア論	2				2					
博物館実習	3									
その他必要と認める科目	総合科目Ⅰ									
	総合科目Ⅱ									

* 情報基礎は前半7週の予定

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	配当年次及び毎週の授業時間数							
				1年次		2年次		3年次		4年次	
講座	教育研究分野			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
学 部 共 通 専 門 科 目	情報科学関係	情報科学概論	2	2							
		情報科学演習Ⅰ	2		2						
		情報科学演習Ⅱ	2			2					
		情報科学演習Ⅲ	2				2				
	外国語関係	English for Academic Purposes	1	2							
		Academic Writing	1		2						
		TOEFL 演習	1		2						
		スペイン語入門Ⅰ	1	2							
		スペイン語入門Ⅱ	1		2						
		現代コリア語Ⅰ	1		2						
		現代コリア語Ⅱ	1			2					
		専門基礎英語（文章表現、会話）Ⅰ	1			2					
		専門基礎英語（文章表現、会話）Ⅱ	1				2				
		ドイツ語会話Ⅰ	1			2					
		ドイツ語会話Ⅱ	1				2				
		フランス語会話Ⅰ	1			2					
		フランス語会話Ⅱ	1				2				
		中国語会話Ⅰ	1			2					
		中国語会話Ⅱ	1				2				
		ロシア語会話Ⅰ	1			2					
		ロシア語会話Ⅱ	1				2				
		ラテン語入門Ⅰ	1			2					
		ラテン語入門Ⅱ	1				2				
		英語文章表現（上級）	2					2			
	英会話（上級）Ⅰ	1						2			
	英会話（上級）Ⅱ	1							2		
	専門諸言語	1			2	2	2	2			
	コミュニケーション関係	日本語コミュニケーション	2		2						
		国際コミュニケーション演習Ⅰ	2		2						
		国際コミュニケーション演習Ⅱ	2			2					
		国際コミュニケーション演習Ⅲ	2		2						
		国際コミュニケーション演習Ⅳ	2			2					
		Cultures and Societies in Japan Ⅰ	2		2						
		Cultures and Societies in Japan Ⅱ	2			2					
		Cultures and Societies in Japan Ⅲ	2		2						
	Cultures and Societies in Japan Ⅳ	2			2						
異文化理解関係	国際文化特殊講義	2	2	2	2						
	グローバルキャリア特殊講義	2				2					
	国際文化学実習	2	2								
	国際人権論	2			2						
	アラブ社会文化論	2			2						
	アフリカ社会文化論	2			2						
	ラテンアメリカ社会文化論	2				2					

アートマネジメント関係	アートプロジェクト	2				2				
	アートマネジメント実習	2			2					
	文化施設制度論	2			2					
演習関係	基礎ゼミ	2	2							
	専門基礎演習	2		2						
	外国語演習	2			2	2	2	2		
	資料講読演習	2				2		2		
	専門演習A	2			2					
	専門演習B	2			2	2	2	2		
	* 卒論演習	2							(2)	(2)
	* 卒業研究	10								
	インターンシップ実習	2								

* 卒論演習は、4年次以降で1学期履修すること。

* 卒業研究は、4年次以降で2学期にわたって行うこと。

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	配当年次及び毎週の授業時間数										
講座	教育研究分野			1年次		2年次		3年次		4年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
情報コミュニケーション論	言語コミュニケーション論	情報コミュニケーション概論	2	2										
		言語構造論	2		2									
		言語表現論	2			2								
		言語機能論	2			2								
		言語間コミュニケーション論	2				2							
	感性コミュニケーション論	第二言語習得基礎論	2			2								
		非言語コミュニケーション論	2		2									
		音声コミュニケーション論	2				2							
		感性文法論	2					2						
		言語脳科学	2				2							
	ITコミュニケーション論	対人コミュニケーション論	2			2								
		情報環境論	2		2									
		情報通信システム論	2				2							
		メディア情報処理	2				2							
		統計情報処理	2					2						
		情報資料構成論	2						2					
		プログラミング基礎	2						2					
		情報コミュニケーション論特殊講義*	2					2						
	現代文化論	モダニティ論	言語動態論*	2										
			同時通訳論*	2			2							
現代文化概論			2	2										
近代社会思想論			2		2									
近代経済思想論			2				2							
先端社会論		近代政治思想論	2			2								
		近代表象文化論	2			2								
		近代文化言説論	2				2							
		知の社会学	2											
		メディア文化論	2			2								
		バイオエシックス	2				2							
		環境倫理学	2			2								
芸術文化論		ジェンダー文化論	2		2									
		ジェンダー社会論	2			2								
		スポーツ文化論	2											
		現代アート論	2			2								
		視覚文化論	2	2										
		芸術文化環境論	2				2							
		芸術文化形成論	2				2							
	モダニズム芸術論	2				2								
芸術文化社会論	2					2								
都市文化論	2					2								
アートマネジメント論	2				2									

(*) のついた授業科目は、2年次生以上対象、毎年開講ではないので、授業時間割表で確認してください。

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	配当年次及び毎週の授業時間数																
講座	教育研究分野			1年次		2年次		3年次		4年次										
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期									
異文化コミュニケーション論	異文化関係論	異文化コミュニケーション概論	2	2																
		文化人類学	2	2																
		現代社会人類学	2			2														
		文化混交論	2				2													
		民族誌学	2				2													
	多文化共生論	民族学	2			2														
		国際関係論	2		2															
		ガヴァナンス論	2			2														
		多文化政治社会論	2				2													
		平和構築論	2			2														
	越境文化論	比較政策論	2			2														
		比較文明論	2		2															
		テクノ文明論	2			2														
		翻訳文化形成論	2			2														
		現代越境文化論	2				2													
		文化様式成立論	2			2														
		開発文化論*	2			2														
	国際援助論*	2																		
ディアスポラ文化論*	2				2															
地域文化論	日本文化論	地域文化概論	2	2																
		日本近現代社会論	2			2														
		日本社会女性論	2																	
		日本伝承文化論	2		2															
		日本言語文化論	2			2														
		日本文化交流論	2			2														
	アジア・太平洋文化論	日本文化表象論	2			2														
		東アジア社会経済論	2				2													
		中国社会システム論	2	2																
		北アジア社会文化論	2			2														
		韓国・朝鮮社会文化論	2			2														
		東南アジア国家形成論	2				2													
		東南アジア宗教・社会論	2				2													
	オセアニア社会文化論	2			2															
	ヨーロッパ・アメリカ文化論	環大西洋文化論	2		2															
		ヨーロッパ精神文化論	2			2														
		ヨーロッパ市民社会論	2			2														
		ヨーロッパ女性文化論	2				2													
		スラヴ文化論	2			2														
		アメリカ多元文化表現論	2				2													
現代アメリカ論		2			2															
ヨーロッパ・アメリカ宗教文化論		2				2														
日本歴史民俗論*		2			2															
南アジア社会文化論*		2				2														
地中海文化論*	2			2																

(*) のついた授業科目は、2年次生以上対象、毎年開講ではないので、授業時間割表で確認してください。

3 履修科目の登録の上限に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際文化学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第7条第3項の規定に基づき、履修科目の登録の上限（以下「上限」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(上限の期間)

第2条 規則第7条第1項に規定する単位数は、1年間における上限を示し、各学期における上限は設けない。

(上限を超える者の基準)

第3条 規則第7条第2項の規定により上限を超えて履修科目の登録を認めることができる者は、1年次終了時において40単位以上を、又は2年次終了時において80単位以上を修得し、かつ、修得単位の成績の4/5以上が「秀」または「優」であり、教授会が成績優秀と認めた者とする。

2 前項の該当者には、次年度の上限は設けない。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

4 成績評価基準に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際文化学部規則（平成16年4月1日制定）第14条の規定に基づき、成績評価基準（以下「基準」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価)

第2条 各授業科目における成績評価は、当該科目の目的に沿って、科目試験による成績、レポート等の提出状況、授業への出席状況、宿題への対応状況等、学生の取り組みと成果を考慮して行うものとする。

(基準の設定)

第3条 基準は、各授業科目毎に当該授業担当教員が定める。

(基準の公表)

第4条 基準は、シラバスに記載して公表するものとする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

5 成績評価に対する学生の申し立てに関する内規

(申し立ての理由)

第1条 学生は受講した授業科目に関する自らへの成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、担当教員に対し申し立てを行い、成績評価について説明を求めることができる。

(申し立ての手続き)

第2条 成績評価に対する申し立ては、成績発表開始後1週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、教務学生係に提出しなければならない。

(申し立てへの対応)

第3条 申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し当該の成績評価の理由について文書又は面談で説明するものとする。その結果は書面で教務学生係に提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成20年度の授業に関する成績評価から実施する。

6 学生の専攻分野所属決定に関する内規

(平成16年4月1日制定)

第1条 この内規は、神戸大学国際文化学部規則（平成16年4月1日制定）第3条第2項の規定により、学生の専攻分野（以下「講座」という。）所属決定について定める。

第2条 学生の講座への所属決定は、入学初年度の終了時に行う。ただし、休学等により、初年度の後期期末試験を受験しなかった者の所属は、更に1年後に行う。

第3条 入学初年度の後期に、学生の志望の傾向を把握するために、予備調査を行う。

第4条 入学初年度の1月に、学生の専攻分野の志望について申請を受け付ける。このとき、学生は第3志望まで記入しなければならない。ただし、入学初年度の前期を休学した学生も、申請を行うことができる。

第5条 各講座の定員は、35名とする。ただし、各講座は原則として40名まで学生を受け入れることができる。

2 定員を超えた場合は、各講座において実施する選考により決める。

3 第1志望の講座に所属できない学生は、第2志望または第3志望の講座に所属するものとする。第3志望の講座にも所属できない学生については、関係講座の協議・調整によりその所属を決定する。

4 各学生の講座の所属発表は、教授会の議を経て、入学初年度の2月に行う。

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が定める。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

7 留学に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第40条並びに神戸大学国際文化学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第9条の規定により、学生が留学する場合の取り扱いについて定める。

(留学機関)

第2条 留学が認められる外国の大学は、外国において学位授与権を有する大学又はこれに相当する正規の教育研究機関で、あらかじめ神戸大学または本学部と協定を結んでいるものとする。ただし、事前協定を欠いている場合でも、本学部教授会が適当と認めた外国の大学については、学生の留学を認めることがある。

(留学の許可申請)

第3条 外国の大学へ留学しようとする学生は、次の書類を提出して、留学の許可を学部長に申請しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書（別紙様式）
- (2) 外国の大学の入学許可書（写）

(修業年限への算入)

第4条 許可を受けて留学した期間は、1年を限度として、修業年限に算入する。

(単位の認定)

第5条 外国の大学において修得した授業科目の単位（以下「海外修得単位」という。）については、規則第9条第2項に基づき、修得単位数に算入することができる。

2 海外修得単位の単位数の計算は、規則第5条の単位計算基準に照らして算定する。

3 留学した学生は、前項の算定のための資料として、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学した大学の単位認定書及び成績証明書、又は受講証明書などの公的文書及びその日本語訳
- (2) 留学した大学において履修した授業科目についてのシラバス、授業総時間数などの文書及びその日本語訳
- (3) 申請理由を明記した単位認定申請書

4 国際交流委員会は、学生から提出された書類に不備がないか確認する。

(外国大学修得単位)

第6条 海外修得単位の内、30単位までは「外国大学修得単位」として、規則別表第2の学部選択科目の単位数に算入することができる。30単位を超える海外修得単位の認定については、第7条の規定による。

(本学部授業科目の単位としての認定)

第7条 海外修得単位を、本学部の授業科目の単位として認定申請する場合には、留学した学生は、第5条第3項に掲げる書類のほかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 外国の大学において修得した授業科目と認定を受けようとする本学部授業科目の一覧
- (2) 外国の大学において修得した授業科目と本学部授業科目との適合性についての説明

2 前項の認定申請の対象科目として、次の授業科目を含めることができない。

- (1) 全学共通授業科目
- (2) 基礎ゼミ，専門基礎演習，専門演習A，卒論演習，卒業研究，概論，情報科学概論，情報科学演習，国際文化化学実習
- (3) 資格免許に関する科目の内，教職に関する科目，英米文学概論，日本国憲法，博物館実習
- (4) 他学部授業科目
- (5) その他，教授会が決定する授業科目

(授業料の納付)

第8条 この内規の規定により留学するものは、その留学期間中、授業料を本学部に納入しなければならない。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

8 インターンシップの単位認定に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、「インターンシップ実習」(2単位)の単位認定の手続きを定めることを目的とする。

(単位の申請方法)

第2条 企業団体等が本学部と協定等を締結してインターンシップを実施する場合、当該インターンシップに参加した本学部学生は、インターンシップに参加した時期に応じて、前期または後期の単位として、「インターンシップ実習」の単位を学部に対し申請することができる。

2 単位申請の対象となるインターンシップは、実習時間が60時間以上のものとし、原則として無報酬でなければならない。

3 休学期間中に従事したインターンシップは、単位申請の対象とならない。

4 「インターンシップ実習」の単位の申請を希望する学生は、下記の書類を教務学生係に提出するものとする。

(1) インターンシップに関わる単位申請書

(2) 受入先の評定書

(3) インターンシップ報告書

(単位の認定方法)

第3条 学部教授会は、インターンシップに参加した学生が当該単位の申請のために提出した書類を審査し、単位認定について可否の判断を行う。

(単位数の上限)

第4条 「インターンシップ実習」の単位は、受入先が異なれば、最大4単位まで卒業要件に算入することを認める。

附 則

この内規は平成20年4月1日から施行し、当該施行年度に学部 に在籍する学生から適用する。

9 既修得単位の認定に関する内規

(平成16年4月1日制定)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第36条第1項並びに神戸大学国際文化学部規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第10条の規定により、既修得単位の認定について定める。

第2条 既修得単位の認定の出願資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学又は短期大学を卒業した者。
- (2) 学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち32単位を修得し、大学を退学した者。

第3条 認定できる授業科目区分及び認定単位の最高限度は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---------|-----|
| (1) 教養原論 | 16単位 | |
| (2) 外国語科目 | 英語 | 4単位 |
| | その他の外国語 | 4単位 |
| (3) 健康・スポーツ科学 | 1単位 | |
| (4) 専門科目 | 35単位 | |

ただし、情報科学概論（2単位）、情報科学演習（2単位）、専門基礎英語（文章表現、会話）Ⅰ（1単位）、専門基礎英語（文章表現、会話）Ⅱ（1単位）及びその他の専門科目（29単位以内）に限る。

第4条 既修得単位の認定をうけようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定の書類）
申請授業科目は認定単位の最高限度内に限る。
- (2) 卒業証明書又は在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（講義要項等）

第5条 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

第6条 認定をされた授業科目の単位数については、規則第10条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は「認定」とする。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

10 卒業論文に関する内規

(平成16年4月1日制定)

第1条 卒業論文提出者は、論文提出締切日の属する学期末までに、4年以上在学し、必要修得単位数を修得しうる見込みの者とする。

2 卒業論文提出者は、2学期以上にわたって卒業研究をおこなった者とする。ただし、この期間には、協定校への留学期間を含めることができる。

第2条 卒業論文の提出期限は12月20日とする。ただし、9月卒業予定者は7月10日とする。

第3条 卒業研究の履修を前期から開始した者は、5月31日までに、後期から開始した者は、11月30日までに指導教員の承認を得て論文題目を届出なければならない。

2 論文題目を変更する場合は、指導教員の承認を受けるものとする。

3 留学により、提出期限までに、論文題目を届出なかった者は、留学期間終了後、速やかに論文題目を届出なければならない。

第4条 卒業論文題目提出の資格は、3年以上在学し、次の単位を修得した者とする。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 全学共通授業科目：教養原論 | 8単位 |
| 外国語（英語4，その他の外国語4） | 8単位 |
| 健康・スポーツ科学 | 1単位 |
| (2) 専門科目：次に掲げる必修科目 | 10単位 |
| 各専攻分野（以下「講座」という。）開設の「概論」から2科目 | 4単位 |
| 専門基礎英語（文章表現，会話）Ⅰ | 1単位 |
| 専門基礎英語（文章表現，会話）Ⅱ | 1単位 |
| 情報科学概論 | 2単位 |
| 情報科学演習Ⅰ | 2単位 |

第5条 論文の字数は、日本語の場合には2万字程度、外国語の場合は、日本語の場合に相当するものとする。ただし、講座によって様式を定める場合もある。

第6条 論文試験については、各講座において公開で口頭試問を行う。

第7条 卒業論文の作成は、指導教員および副指導教員（1～2名）の指導の下に行う。ただし、副指導教員（1～2名）については、学生の所属講座にかかわりなくおくことができる。

附 則

この内規は、平成21年5月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

11 早期卒業に関する内規

(平成23年7月15日制定)

第1条 この内規は、神戸大学国際文化学部規則第15条第2項の規定に基づき、3年間の在学で卒業すること（以下「早期卒業」という。）に関し必要な事項を定める。

(早期卒業の手續)

第2条 早期卒業は、以下の手續に従って行われるものとする。

- (1) 早期卒業を希望するもの（以下「早期卒業申請者」という。）は、2年次の学年末に早期卒業の申請を行う。
- (2) 教授会は、早期卒業の申請を承認し、卒業研究の開始を許可する。
- (3) 教授会は、早期卒業申請者の卒業判定を3年次修了時に行う。

(早期卒業申請の要件)

第3条 早期卒業の申請を行う学生は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 本学部に2年間在学し、履修要件に該当する授業科目を100単位以上修得していること。
- (2) 2年間の修得単位の成績の4/5以上が、「秀」又は「優」であること。
- (3) 「卒業論文に関する内規」第4条に定める必要単位を修得していること。

(早期卒業申請者の卒業要件)

第4条 早期卒業申請者は、早期卒業するために、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 本学部に3年間在学すること。
- (2) 卒業要件として本学部の定める単位を修得すること。
- (3) 修得単位の成績の4/5以上が、「秀」又は「優」であること。
- (4) 卒業研究の成績が「秀」又は「優」であること。

(卒業の時期)

第5条 早期卒業者の卒業は、3年次の3月とする。

(早期卒業申請の取り下げ)

第6条 早期卒業申請者は、教授会がやむを得ないと認めた場合に限り、早期卒業の申請を取り下げることができる。

- 2 前項に規定する取り下げ期日は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成24年4月1日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

12 特別聴講学生に関する内規

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学国際文化学部規則（平成16年4月1日制定。）第17条の規定により、他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の学生が特別聴講学生を志望する場合の取り扱いについて定める。

(受入の許可)

第2条 本学部との協定に基づき、他大学の学生で本学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可する。

(手 続 き)

第3条 特別聴講学生を志願する者は、所属大学の学部長を経て次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書（本学部所定の用紙）
- (2) 写真1枚（縦3cm, 横2.5cm 出願前3か月以内に撮影したもの）

(授 業 料)

第4条 特別聴講学生は、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

2 次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しない。

- (1) 国立大学法人の学生
- (2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日 文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生

(期 間)

第5条 特別聴講学生の在学期間は、履修しようとする授業科目の開講期間とする。

13 オフィス・アワー制度

(平成16年4月1日制定)

国際文化学部では、「オフィス・アワー制度」が設けられています。この制度は、入学後日が浅く、大学生活に慣れていない諸君が講義以外に教員と接し、勉学上の問題はもとより、その他の問題についても相談して、適切な指導が得られるようにしたいという意図から設けられたものです。

国際文化学部の教員は、講義と研究に拘束されない時間帯に、それぞれ「オフィス・アワー」の時

間を設け、諸君が研究室を訪れるのを待っています。

2回生になると諸君は、いずれかの講座に所属し、教員と直接話し合う機会が増えます。それまでの一年間、諸君のもっとも身近な相談相手は「オフィス・アワー」の教員です。

この制度を大いに活用し、学生生活をより有意義なものとするよう希望します。

各教員の「オフィス・アワー」の時間と研究室の所在場所は、一覧表にして、教務学生係に置いておきます。

14 学生の専攻分野の変更に関する申し合わせ

(平成16年4月1日制定)

- (1) 現に所属する専攻分野（以下「講座」という。）の変更を希望する学生は、2年次末以降に、当該講座の変更を申請することができる。
- (2) 学生が変更を希望する講座に欠員（受入可能人員を満たしていない場合を含む。）又は転出希望者があり、かつ、当該講座が実施する選考により、適当と認める場合に限り、教授会の議を経て、講座の変更を許可するものとする。
- (3) この申し合わせに定めるもののほか、この申し合わせの実施に関し必要な事項は、別に定める。
- (4) この申し合わせは、平成17年4月1日から実施する。
- (5) この申し合わせは、平成17年4月1日以降の入学生から適用する。

15 交通機関の運休，気象警報の場合における授業， 学期末試験の休講措置について

(平成16年4月1日決定)

1. 交通機関の運休の場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

- (1) JR西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合
- (2) 阪急電鉄（神戸線）及び阪神電鉄が事故等のため同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに，交通機関が運行した場合は，1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに，交通機関が運行した場合は，3時限目（午後）の授業から実施する。

2. 気象警報の場合

神戸市に気象警報（暴風，大雪，暴風雪）が発令された場合，当日のその後に開始する授業（学期末試験を含む。）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発令された場合は，発令地域に神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに，気象警報が解除された場合は，1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに，気象警報が解除された場合は，3時限目（午後）の授業から実施する。

注1 解除又は運行の確認は，テレビ・ラジオ等の報道による。

注2 演習等小人数の授業については，担当教員と受講者が相談して，授業を行うことがある。

注3 この取扱いは平成22年6月18日から適用する。

16 教育職員免許状の取得について

本学部において、教育職員免許状の授与を受けようとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるそれぞれの免許状に必要な科目の単位を併せて修得しなければならない。

1. 本学部で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

学 科 名	免許状の種類	免許教科
国 際 文 化 学 科	中学校教諭一種免許状	英 語
	高等学校教諭一種免許状	英 語

2. 免許状取得のための基礎資格及び最低必要単位数

中学校、高等学校教諭の免許状を取得するには、学士の学位を有するほか、以下の科目を修得しなければならない。

- (1) 教科に関する科目
- (2) 教職に関する科目
- (3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

所要資格 免許状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	施行規則第66条の6に係
中学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8	8
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16	8

3. 教科に関する科目の単位の修得方法

教育職員免許法施行規則に規定する科目区分	最低修得単位数	左記に対応する開設授業科目及び単位	
英語学	20	言語構造論	2
		言語機能論	2
		○言語表現論	2
		言語間コミュニケーション論	2
		第二言語習得基礎論	2
		○音声コミュニケーション論	2
英米文学		○英米文学概論	2
		ヨーロッパ市民社会論	2
		アメリカ多元文化表現論	2
英語コミュニケーション		○英語文章表現（上級）	2
		○英会話（上級）Ⅰ	1
		○英会話（上級）Ⅱ	1
	専門基礎英語（文章表現, 会話）Ⅰ	1	
	専門基礎英語（文章表現, 会話）Ⅱ	1	
異文化理解	○翻訳文化形成論	2	
	経済文化交流論	2	
	○現代越境文化論	2	
	文化混交論	2	
	現代アメリカ論	2	

○印科目は、中学校及び高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。

4. 教職に関する科目の単位の修得方法

第一欄	教職に関する科目	最低修得 単位数	左記に対応する開設 授業科目及び単位		備考	
第二欄	教職の意義及び教員の役割	2	◎教職論	2		
	教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）					
	進路選択に資する各種の機会の提供等					
第三欄	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	◎教育学概論	2	1科目選択必修	
	幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		教育心理学 青年心理学	2 2		
	教育に関する社会的，制度的又は経営的事項		教育行政学 教育制度概説 教育政策	2 2 2		1科目選択必修
第四欄	教育課程の意義及び編成の方法	中12 高6	◎中等カリキュラム論	2	IからIVの中から2科目選択必修	
	各教科の指導法		英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2		
	道徳の指導法		○道徳教育の研究	2		
	特別活動の指導法		◎特別活動指導法	2		
	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		◎教育方法学 授業デザイン論 学習指導論	2 2 2		1科目選択必修
	生徒指導の理論及び方法		4	◎生徒指導論Ⅰ		2
	進路指導の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
第五欄	教育実習	中5 高3	◎教育実習事前事後指導 中学校教育実習Ⅰ 中学校教育実習Ⅱ 高等学校教育実習	1 2 4 2		
第六欄	教職実践演習	2	◎教職実践演習（中・高）	2		
計		中31 高23	神戸大学国際文化学部における最低修得単位数	中33 高29		

備考 (1) ◎印科目は，中学校及び高等学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。

(2) ○印科目は，中学校一種免許状の指定科目（必修科目）である。

5. 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法

『教科又は教職に関する科目』の必要単位数は、『教科に関する科目』又は『教職に関する科目』の最低修得単位数を超えて修得した単位をもって充てる。

6. 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目	左記に対応する開設授業科目	単位数
日本国憲法	資格免許のための科目として開講される「日本国憲法」	2
体 育	全学共通授業科目として開講される「健康・スポーツ科学実習Ⅰ」および「健康・スポーツ科学実習Ⅱ」	2
外国語コミュニケーション	全学共通授業科目として開講される「英語リーディングⅠ」および「英語リーディングⅡ」	2
情報機器の操作	専門科目として開講される「情報科学演習Ⅰ」	2

7. 介護等体験

中学校教諭免許状の授与を受けようとする者にあつては、介護等体験を原則として3年次に受けなければならない。介護等体験とは、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行うものである。その内容は、18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設において介護等の体験を行うものである。中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者は必ず受けること。

8. その他

詳細は掲示によって通知するので、常に注意して掲示の内容を承知し、所定の期日までにそれぞれ必要な手続き等を行うこと。

17 学芸員資格の取得について

学芸員とは、博物館に置かれる専門的職員で、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的な職務に従事する者である（「博物館法」第4条第4項を参照）。

本学部において、学芸員の資格を取ろうとする者は、卒業に必要な単位を修得するほか、次の表に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

学芸員の資格に関する科目

博物館法施行規則に定める科目	単位数	左記に対応する開設授業科目	単位数
生涯学習概論	2	生涯学習論* 社会教育論	2 2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3	博物館実習	3

* 「生涯学習論」「社会教育論」は、いずれか1科目を選択。

学芸員資格のための科目履修については、別途説明会を行いますので、希望者は必ず出席してください。

18 神戸大学発達科学部，文学部，経済学部，農学部， 国際文化学部，工学部及び医学部 E S D コース実施要領

(趣 旨)

第1 神戸大学発達科学部，文学部，経済学部，農学部，国際文化学部，工学部及び医学部（以下「7学部」という。）に各学部規則等の規定により E S D（Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育）コース（以下「コース」という。）を置き，その実施に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2 コースは，各学部がアクション・リサーチ等を共通の手法としながら各学部間及び学内外の組織と連携して，持続可能な社会づくりに資する人材を養成することを目的とする。

(授業科目及び単位数)

第3 コースにおける授業科目名，単位数，開講時期及び開講学部等については，別表第1のとおりとする。

(履修申請)

第4 履修の対象となる学生は，7学部に所属する学生とし，「E S D コース履修申請書」を所属学部の教務担当係に所定の期日までに提出するとともに，履修登録を行なうものとする。

(修了要件)

第5 コースを修了しようとする学生は，別表第2に定めるところに従い，14単位以上を習得しなければならない。

(修了認定証の授与)

第6 コース修了の認定は，当該コースを履修した学生が所属する学部の教授会において行い，修了を認定した者については，修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は，別紙のとおりとする。

3 修了認定証は，原則として学位記授与式の日に交付する。

(雑 則)

第7 この要領に定めるもののほか，コースの実施に関し必要な事項は，7学部が協議して定める。

附 則

この要領は平成20年4月1日から実施する。

この要領は平成23年4月1日から実施する。

この要領は平成24年4月1日から実施する。

この要領は平成25年4月1日から実施する。

別表第1 授業科目名, 単位数, 開講時期及び開講学部等

授業科目区分等	授 業 科 目 名	単位数	開講時期	開講学部等
基礎科目	E S D基礎 (持続可能な社会づくり)	2	1年次前期	全学共通教育部 農学部
	実践農学入門	2	1年次通年	
	総合科目 I (E S D論)	2	1年次後期	全学共通教育部
関連科目	ヴィジュアル・コミュニケーション論	2	1年次前期	発 達 科 学 部
	生涯スポーツ論	2	1年次後期	発 達 科 学 部
	子どもの発達	2	2年次前期	発 達 科 学 部
	自然教育論	2	2年次前期	発 達 科 学 部
	健康行動科学	2	2年次前期	発 達 科 学 部
	都市・建築文化論	2	2年次前期	発 達 科 学 部
	生活空間計画論1	2	2年次前期	発 達 科 学 部
	生活環境緑化論1	2	2年次後期	発 達 科 学 部
	国際開発論	2	3年次前期	発 達 科 学 部
	環境植物生態学	2	3年次前期	発 達 科 学 部
	エコロジー論	2	3年次前期	発 達 科 学 部
	メディア論	2	3年次後期	発 達 科 学 部
	生涯発達心理学	2	3年次前期	発 達 科 学 部
	環境人文学講義 I	2	2年次前期	文 学 部
	環境人文学講義 II	2	2年次後期	文 学 部
	環境NPOビジネスモデル設計概論	2	2年次後期	経 済 学 部
	社会コミュニケーション入門	2	2年次後期	経 済 学 部
	農と植物防疫入門	2	1年次前期	農 学 部
	熱帯有用植物学	2	1年次後期	農 学 部
	食料生産管理学	2	2年次前期	農 学 部
	植物栄養学	2	2年次後期	農 学 部
	ガヴァナンス論	2	2年次前期	国際文化学部
	バイオエシックス	2	2年次後期	国際文化学部
	地球環境論	2	1年次前期	工 学 部
	水文学	2	3年次前期	工 学 部
	国際関係論	2	3年次前期	工 学 部
	都市地域計画	2	3年次前期	工 学 部
合意形成論	2	3年次前期	工 学 部	
国際保健	2	2年次後期	医学部 (保健学科)	
国際・災害保健活動論	2	3年次前期	医学部 (保健学科)	
阪神・淡路大震災	2	1年次前期	都市安全研究センター	
総合科目 I (ボランティアと社会貢献活動)	2	1年次後期	キャリアセンター	
総合実践科目	E S D実践論	2	3年次後期	発 達 科 学 部
フィールド 演習科目	E S D演習 I (環境発達学)	2	2年次前期	発 達 科 学 部
	E S D演習 I (環境人文学)	2	2年次前期	文 学 部
	E S D演習 I (環境経済学 I)	2	2年次前期	経 済 学 部
	E S D演習 I (兵庫県農業環境論)	2	2年次後期	農 学 部
	E S D演習 II (環境発達学)	2	2年次後期	発 達 科 学 部
	E S D演習 II (環境人文学)	2	2年次後期	文 学 部
	E S D演習 II (環境経済学 II)	2	2年次後期	経 済 学 部
	E S D演習 II (実践農学)	2	3年次通年	農 学 部
	E S D演習 I (初期体験実習)	2	1年次前期	医学部 (保健学科)
	E S D演習 II (IPW 統合演習)	2	4年次後期	医学部 (保健学科)

別表第2 修了要件

授業科目区分等	授 業 科 目 名	単位数	必要単位数	備 考
基礎科目	E S D基礎 (持続可能な社会づくり) 実践農学入門	2 2	2	
	総合科目 I (E S D論)	2		
関連科目	ヴィジュアル・コミュニケーション論	2	6	自学部開講科目及び 他学部開講科目2単 位以上を修得
	生涯スポーツ論	2		
	子どもの発達	2		
	自然教育論	2		
	健康行動科学	2		
	都市・建築文化論	2		
	生活空間計画論1	2		
	生活環境緑化論1	2		
	国際開発論	2		
	環境植物生態学	2		
	エコロジー論	2		
	メディア論	2		
	生涯発達心理学	2		
	環境人文学講義 I	2		
	環境人文学講義 II	2		
	環境 N P O ビジネスモデル設計概論	2		
	社会コミュニケーション入門	2		
	農と植物防疫入門	2		
	熱帯有用植物学	2		
	食料生産管理学	2		
	植物栄養学	2		
	ガバナンス論	2		
	バイオエシックス	2		
	地球環境論	2		
	水文学	2		
	国際関係論	2		
	都市地域計画	2		
合意形成論	2			
国際保健	2			
国際・災害保健活動論	2			
阪神・淡路大震災	2			
総合科目 I (ボランティアと社会貢献活動)	2			
総合実践科目	E S D実践論	2		フィールド演習科目 4単位修得者が対象
フィールド 演習科目	E S D演習 I (環境発達学)	2	4	
	E S D演習 I (環境人文学)	2		
	E S D演習 I (環境経済学 I)	2		
	E S D演習 I (兵庫県農業環境論)	2		
	E S D演習 II (環境発達学)	2		
	E S D演習 II (環境人文学)	2		
	E S D演習 II (環境経済学 II)	2		
	E S D演習 II (実践農学)	2		
	E S D演習 I (初期体験実習)	2		
	E S D演習 II (IPW 統合演習)	2		
			14	

19 「GPA」について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生（*）から「GPA（Grade Point Average）」を通知することになりました。（* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。）

I. GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」（秀、優、良、可、不可）に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP（Grade Point）を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値（Average）です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	GP
秀	S	90	100	4
優	A	80	89	3
良	B	70	79	2
可	C	60	69	1
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が取得できる。

II. GPA計算式について

$$GPA = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計（不可を含む）}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目（以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照）
- ④ 資格免許のための科目（教職科目、学芸員関連科目）（*）

（* 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。）

- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目（所属学部・研究科毎にお知らせします。）

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

・「不可」（不合格）と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」（GP = 0～4）の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた

「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA(学期)の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。
(所属学部・研究科毎にお知らせします。)

Ⅲ. 履修取消制度について

・学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、学期毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

前期： 5月18日～ 5月31日

後期： 11月17日～11月30日

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制) (*) の単位数に入ります。

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。

(*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)

- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その学期中に再び受講(履修)することはできません。
- ・通年開講科目は、前期でも後期でも取消が可能ですが、前期に取り消した場合、後期に再び履修登録することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

Ⅳ. GPAの通知について

- ・学期毎に成績評価と「GPA」が通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面（例）では、GPAは「2.58」です。2013年度前期のGPAは「2.50」でしたが、2013年度後期のGPAは「2.67」でしたので、後期の成績評価（平均）が、前期の成績評価（平均）より上昇したことがわかります。

成績照会画面（例）：「うりぼーネット」（Web）単位修得状況照会

■ GPA

GPA	科目 GP 合計	計算単位数	計算日
2.58	98	38	2014年3月15日

※GPAは小数第3位を四捨五入して表示されます。

■ GPA（学期）

年度	前期				後期			
	GPA (学期)	科目 GP 合計	計算単位数	計算日	GPA (学期)	科目 GP 合計	計算単位数	計算日
2013年度	2.50	50	20	2013年9月15日	2.67	48	18	2014年3月15日

No	区分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年度	修得学期	評価	科目 GP	合否
1	全学共通授業科目	教養原論		○○○○○	2	2013	前期	優	6.0	合

国際文化学部専門科目の取扱い

1. GPA 計算式に入らない科目について

- ① 資格免許のための科目のうち次の科目は、GPA 計算式に入りません。

教職に関する科目、英米文学概論、日本国憲法、博物館実習

- ② 国際文化学部で指定する次の科目は、GPA 計算式に入りません。

卒論演習

2. 同一科目を再履修して合格した場合に、過去の「不可」も GPA 計算式から除外されない科目について。

繰り返し履修できる科目は、再履修して合格した場合に、過去の「不可」も GPA 計算式から除外されません。

対象科目は次のとおりです。

専門演習 A、専門演習 B、外国語演習、国際文化特殊講義、資料講読演習、専門諸言語

3. 「履修取消ができない科目」、「履修取消期間中に取消ができない科目」について

国際文化学部では、該当科目はありません。

IV 学生生活上の周知事項

1 学生への通知等について

学生への通知及び連絡は、すべて公用掲示板への掲示によって行うので、常に注意して掲示の事項を承知すること。鶴甲第1キャンパスには次の公用掲示板をK棟1階、B棟1階及び国際文化学部事務室前に設けてある。

- (1) 全学共通教育部掲示板
- (2) 学生センター掲示板
- (3) 国際文化学部掲示板

2 諸手続について

手続には、大学からの掲示による通知に従い、一定の期間に諸君が手続をとらなければならないものと、学生諸君から必要となったとき自発的に手続をしなければならないものがある。

手続を怠ったり、不十分だったり、時期を失ったりすると、諸君自身にとって不利益となるばかりでなく、修学上にも支障を来すことがあるので十分注意すること。諸手続に関して不明な点があれば国際文化学部教務学生係（以下教務学生係という。）に問い合わせること。

3 施設の使用について

鶴甲第1キャンパスの施設〔教室（F・K・L・N棟を除く。）、体育施設〕の使用については学務部発行の「学生生活案内」を参照すること。

4 鶴甲第1キャンパス車両乗り入れ規制について

鶴甲第1キャンパス内での事故及び騒音の防止並びに環境保全のため、学生の自動車通学の禁止及び単車による通学の自粛を要望する。

なお、身体上の理由により、車両の構内乗り入れを必要とするものは「車両入構許可願」を教務学生係に提出して許可を受けること。（学務部発行の「学生生活案内」を参照すること。）

5 健康診断、健康相談及び救急処置について

(1) 健康診断

学校保健安全法に基づいて、毎年1回学生の「定期健康診断」が実施され、検尿や血圧測定などを行っている。この定期健康診断は、毎年全員受診しなければならない。

本学が行う定期又は臨時の健康診断を受けないと、就職や奨学生推薦の際に、不都合がおきることがあるから注意すること。（「神戸大学学生健康診断規程」参照）

(2) 健康相談及び救急処置

学生及び教職員の精神的、身体的保健管理に関する専門的業務を全学的に行う施設として、保健管理センターが設置されている。

保健管理センターは、本部庁舎2階にあり、健康上のあらゆる相談、救急処置などに応じているので利用されたい。詳しいことは、センター受付（078-803-5245）に相談すること。

6 キャリアセンターについて

大学のキャリアセンターについては、学務部発行の「学生生活案内」を参照すること。

7 アルバイトについて

アルバイトを希望する学生には、「学生アルバイト求人情報システム」によりそのあっせんを行っています。（学務部発行の「学生生活案内」を参照すること。）

8 福利厚生施設について

大学の福利厚生施設については、学務部発行の「学生生活案内」を参照すること。

9 授業料の納付について

詳細については入学手続書類を参照して下さい。

10 授業料免除について

学業成績が優秀で、授業料の納付が困難な者に対しては、本人の願い出に基づき選考のうえ、授業料を免除する制度がある。詳細については、学生支援課奨学支援グループ 電話 (078) 803-5431 に問い合わせて下さい。

11 奨学制度について

(1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）は、人材の育成と教育の機会均等の趣旨に従って、人物・学業ともに優れかつ健康であって、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、修学の援助を行う育英奨学事業機関です。

① 奨学金の種類

イ 第一種奨学金（無利子貸与）

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学に困難がある者と認定された者に対して貸与されます。

ロ 第二種奨学金（有利子貸与）

人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与されます。

② 併用貸与

第一種奨学金の貸与を受けることによってもなおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第一種奨学金に併せて第二種奨学金を貸与されることがあります。

③ 貸与月額 (平成24年度)

奨学金の種類		貸与月額
大 学	第一種	自宅通学者 30,000円又は45,000円 自宅外 30,000円又は51,000円
	第二種	※3万円, 5万円, 8万円, 10万円, 12万円から選択
大 学 院	第一種	修士・博士前期課程・法科大学院 50,000円又は88,000円 博士・博士後期課程 80,000円又は122,000円
	第二種	修士・博士前期課程・法科大学院, 博士・博士後期課程 ※5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円から選択

- (注) 1) 法科大学院生で、第二種奨学金の貸与月額15万円を選択した場合、希望により4万円又は7万円の増額貸与を受けることができます。
2) 入学時特別増額貸与(有利子): 入学時に申し込むことができます。ただし、単独での申し込みはできません。
貸与金額: 10万円, 20万円, 30万円, 40万円, 50万円から選択

④ 採用の種類

ア 予約採用

新入生で、第一種又は第二種奨学生採用候補者に決定している者は、「採用候補者決定通知」を学生支援課(学生センター)に提出し、WEB入力による「進学届」の提出に必要な「ユーザーID」と「パスワード」の配付を受けて手続きを行ってください。

イ 在学採用

募集は、4月(年1回)に行います。募集に関することはすべて掲示及び神戸大学ホームページでお知らせします。

ウ 緊急採用(第一種)・応急採用(第二種)

家計の急変、災害等で学資に困った時は、早急に学生支援課(学生センター)に相談してください。

(2) その他の育英奨学制度

地方奨学団体や民間奨学団体は多数ありますが、いずれも採用数は少数であり、出願資格の制限も厳しいものが多いです。本人が直接応募するものもありますが、募集の依頼があり次第掲示しますので注意してください。

神戸大学独自の奨学金

神戸大学独自の奨学金として、神戸大学基金による「神戸大学基金奨学金」(4月入学の学部新1年生対象で平成23年度開始)及び「神戸大学基金緊急奨学金」(全学生対象で平成22年10月

開始) があります。

「神戸大学基金緊急奨学金」に応募する場合は、事前（申請書類準備以前）に学生支援課生活支援グループ（学生センター内、TEL：078-803-5221）へ連絡してください。事前連絡なしに直接申請書類を提出されても受理いたしません。

「神戸大学基金奨学金」及び「神戸大学基金緊急奨学金」の募集要項等は神戸大学ホームページの「奨学金制度」に掲載しています。

12 学生教育研究災害傷害保険について

この制度は、教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で、これにより安心して学生生活を送れるようにするために発足したものである。

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に、学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり、学生は原則として全員加入すること。

(1) 加入手続

所定の「払込用紙」に保険料を添え、入学手続時から4月末日までに最寄りのゆうちょ銀行（郵便局）に振込んで下さい。入学手続時に配布しています。

(2) 保険対象範囲

保険金は、次の各号の一に該当し、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った時に支払われる。

- ① 正課（講義、実験、実習、演習又は実技）を受けている間
- ② 学校主催の行事に参加している間
- ③ ①、②以外で学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。
- ④ 課外活動を行っている間
- ⑤ 住居と学校施設等との間を往復する間又は学校施設等相互間を移動する間

(3) 保険金額等

学生教育研究災害傷害保険の保険金額については、学務部発行の「学生生活案内」を参照すること。

*学研災付帯賠償責任保険

この保険は国内外において、学生が、正課、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償するものである。

なお、加入には学生教育研究災害傷害保険に加入していることが条件となる。

詳細は、学務部発行の「学生生活案内」を参照すること。

13 大学の掲示によって行う手続きの例

名 称	内 容	手 続 期 限	備 考
履 修・ 受 験 届	授業科目の履修・受験を願 出る手続	毎学期の始めに別に定め る。	
既 修 得 単 位 認 定 申 請	大学等の卒業者などが、既修 得単位の認定を願出る手続	1年次の4月頃	
専 攻 分 野 志 望 予 備 調 査 書	学生の所属専攻分野志望の傾 向を把握するための手続	1年次の11月下旬	
専 攻 分 野 志 望 届	学生の専攻分野所属決定のため の手続	1年次の1月下旬	
卒業研究に向 けての意向調 べ	学生の卒業研究のサポート体 制を作るための手続	2年次の2月中旬	
卒論指導体制 のための調査 書	学生の指導体制決定のため の手続	3年次の1月末	
卒業論文題目 届	卒業論文題目を提出するた めの手続	原則として 4年次の5月31日	指導教員の承認が必要
卒 業 論 文	卒業論文を提出するた めの手続	原則として 4年次の12月20日	指導教員の承認が必要
授 業 料 免 除 申 請 書	授業料（全額又は半額）免除 希望者の手続	毎学期の前とし、その都 度掲示する。	
独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 (旧日本育英会) 奨 学 生 願 書	奨学金貸与希望者の手続	毎年度始めに掲示する。	
その他の育英奨学 団体の奨学生願書	奨学金貸与希望者の手続	その都度掲示する。	

14 学生が自発的に行う手続きの例

名称	内容	手続期限	備考
身上異動・住所変更届	現住所が変わった場合 改姓, 改名, 本籍地 (都道府県名のみ) 変更等があった場合	変更後直ちに 異動後直ちに	
学生証再交付願	学生証を紛失, 汚損した場合	紛失, 汚損後直ちに	
欠席届	長期欠席する場合 (3週間～3か月)	事態発生後直ちに	
休学届	休学する場合	休学希望日の1か月前まで	休学理由が病気の場合は, 医師の診断書を添付すること。
復学願	復学する場合	復学する日の1か月前まで	病気による休学であった場合は, 本学保健管理センター医師の診断書を添付すること。
退学願	退学する場合	退学希望日の1か月前まで	退学理由が病気の場合は, 医師の診断書を添付すること。
健康診断書交付願	健康診断書の交付を希望する場合	必要とする日の1週間前まで	保健管理センターに願い出ること。
通学証明書			自動発行機により発行 (土・日・祝日は自動発行機の使用不可。)
学校学生生徒旅客運賃割引証			自動発行機により発行 年間10枚まで (土・日・祝日は自動発行機の使用不可。)
在学証明書			自動発行機により発行 (土・日・祝日は自動発行機の使用不可。)
成績証明書			自動発行機により発行 (土・日・祝日は自動発行機の使用不可。)
卒業見込証明書			自動発行機により発行 (土・日・祝日は自動発行機の使用不可。)
卒業証明書		必要とする3日前まで (土・日・祝日は含まない。)	
英文による諸証明書		必要とする10日前まで	

15 海外協定校について

本学部では、全学協定校の他に下記大学と交換留学協定を締結している。留学は2～3年次出発、期間は1年を原則とする。*

留学先で取得した単位については帰国後、教授会の議を経て、本学部の単位として認定されることがある。

留学先での授業料は免除される。

奨学金等については、別途プログラムがあり、募集は、掲示により行うので注意すること。

大 学 学 部 等 名	協定内容	
	派遣人員	授 業 料
中 国 人 民 大 学 (中 国)	数 名	不 徴 収
華 東 師 範 大 学 (中 国)	数 名	不 徴 収
北 京 師 範 大 学 (中 国)	数 名	不 徴 収
浙 江 大 学 (中 国)	数 名	不 徴 収
北 京 外 国 語 大 学 (中 国)	数 名	不 徴 収
香 港 大 学 文 学 院 (中 国)	数 名	不 徴 収
釜 山 国 立 大 学 (大 韓 民 国)	数 名	不 徴 収
済 州 大 学 (大 韓 民 国)	数 名	不 徴 収
ベトナム国家社会人文科学大学 (ベ ト ナ ム)	数 名	不 徴 収
アテネオ・デ・マニラ大学 (フ ィ リ ピ ン)	数 名	不 徴 収
タ マ サ ー ト 大 学 (タ イ)	数 名	不 徴 収
ジョージア大学比較文化学科 (アメリカ合衆国)	数 名	不 徴 収
メリーランド大学人文学部 (アメリカ合衆国)	数 名	不 徴 収
ユタ州立大学人文芸術社会学部 (アメリカ合衆国)	数 名	不 徴 収
テ ネ シ ー 大 学 (アメリカ合衆国)	数 名	不 徴 収
シェフィールド大学 (連 合 王 国)	数 名	不 徴 収
バーミンガム大学 (連 合 王 国)	数 名	不 徴 収
マンチェスター大学人文学部 (連 合 王 国)	数 名	不 徴 収
グルノーブル第3大学 (フ ラ ン ス)	数 名	不 徴 収
レンヌ第1大学経営学院・企業経営学院 (フ ラ ン ス)	数 名	不 徴 収
ハンブルク大学アジア・アフリカ研究所 (ド イ ツ)	数 名	不 徴 収
ライプツィヒ大学芸術・東洋学部 (ド イ ツ)	数 名	不 徴 収
オーフス大学 (デンマーク)	数 名	不 徴 収
バベシユ・ボヨイ大学文学部 (ル ー マ ニ ア)	数 名	不 徴 収
ワルシャワ大学 (ポーランド)	数 名	不 徴 収
モスクワ教育大学社会経済法学部 (ロ シ ア)	数 名	不 徴 収
ボローニャ大学現代言語通訳翻訳専門課程、 翻 訳 ・ 言 語 ・ 文 化 研 究 学 部 (イ タ リ ア)	数 名	不 徴 収
ルーヴァン・カトリック大学人文学部 (ベ ル ギ ー)	数 名	不 徴 収
カーティン大学人文学科 (オーストラリア)	数 名	不 徴 収

注* 上記の大学の他に、全学協定校のバリ第2大学(フランス)、バリ第7大学(フランス)、バリ第10大学(フランス)、ヴェネツィア大学(イタリア)、グラーツ大学(オーストリア)、カレル大学(チェコ)、クイーンズランド大学・西オーストラリア大学(オーストラリア)、ロンドン大学東洋アフリカ研究学院(連合王国)、ライデン大学(オランダ)、台湾大学(台湾)、武漢大学(中国)、ソウル大学(大韓民国)、ピッツバーグ大学(アメリカ合衆国)、ワシントン大学(アメリカ合衆国)、清華大学(中国)、上海交通大学(中国)、ソフィア大学(ブルガリア)は、全学で募集するので、本学部の学生も参加することができる。

16 防災安全マニュアル

地震や火事，事故から身を守るために

1. 災害および事故発生時の対応

災害，事故発生時の対応は，日頃から頭の片隅でも考えておくのとおかないのとでは，緊急時に大きな違いが生じます。また，火災や事故はちょっとした注意で未然に防ぐことができます。防災，災害時の心得については、『学生生活案内』（学務部発行）にまとめられていますので，ぜひ目を通してください。

万が一，事故や火災，地震等が発生した場合は，下記の通り迅速に対処してください。

緊急時の連絡先（155頁），キャンパス内にある緊急電話設置場所（155頁及び176～180頁の配置図），避難経路（174頁）を心得ておいてください。

(1) 地震のとき

詳しくは，157頁の「地震 その時10のポイント」（東京消防庁ホームページ）を見てください。特に大事なことは次の4つです。

- ① まず身の安全を確保する。
- ② すばやく火の始末をし，火が出たらすぐに消火する。
- ③ 出口を確保する。
- ④ あわてて外に飛び出さない。落ち着いて避難する。

(2) 火災のとき

- ① 自分で消火できると判断した火災の場合，手近の消火器で消火に努め，他に人がいれば教職員への連絡を依頼する。一人の場合は消火後ただちに教職員に連絡する。

（158頁に「消火器の使い方」（東京消防庁ホームページ）を載せておきました。）

- ② 自分では消火できない火災の場合，119番へ連絡するとともに，教職員にも連絡する。また，速やかに避難する。
- ③ 火災警報機が鳴った場合，速やかに異常の有無を調べる。誤作動だと思い込まず，必ず異常の有無を調べる。

(3) 事故のとき

- ① 比較的軽い事故の場合，近くの教職員に連絡する。連絡を受けた教職員は適切に対応する。
- ② 重大事故発生の場合，119番へ連絡するとともに，近くの教職員にも連絡する。

以上いずれの場合も、倒れている人がいれば、158頁で紹介されているような手順（東京消防庁ホームページ）に従って応急手当をしてください。

また、自分が負傷した場合、保健管理センター（電話内線5245）、あるいはその他の医療機関で速やかに治療を受けてください。

2. 緊急時の連絡先

- ・国際文化学部 事務室 803-7530（内線7530） 勤務時間内（平日8：30～17：15）
- ・国際文化学部 門衛所 803-7546（内線7546） 勤務時間外
- ・保健管理センター 803-5245（内線5245） 平日9：00～17：00
- ・119番

3. 学内緊急電話設置場所（176～180頁建物平面図参照）

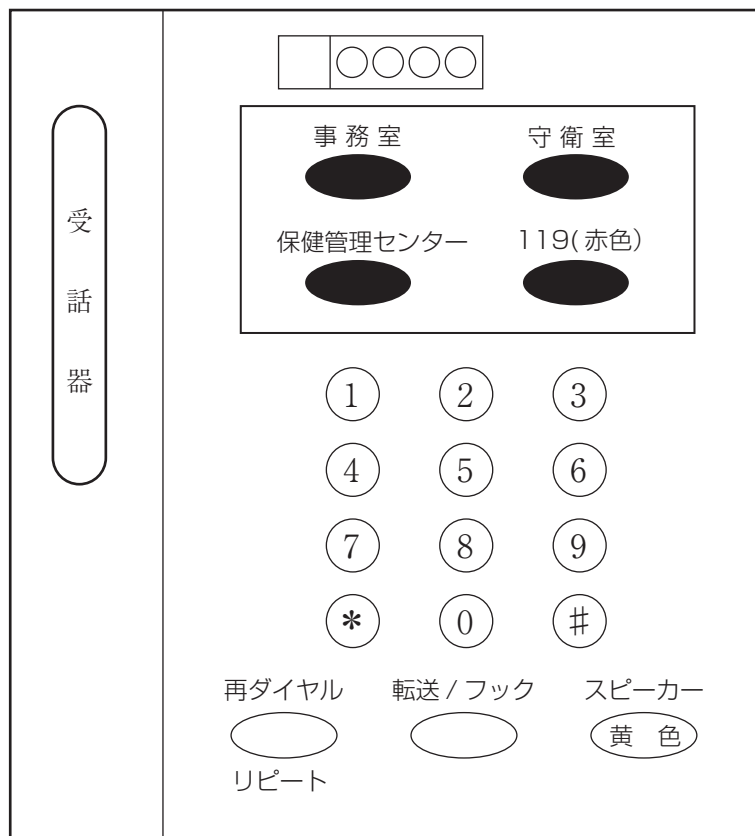
国際文化学部	1階	B109, F101	(教室の前または横)
	2階	B208, B209, F202, K201	〃
	3階	F301, D312	〃
	4階	F401, K401, D414	〃
	5階	K501, F502, D512	〃
	6階	D626	〃

4. AED（自動体外式除細動器）設置場所（176, 177, 180頁図参照）

- 1階 B104 学生センター
- 2階 K202（南出入口前）
- 体育館玄関
- 高井記念神戸大学学生スポーツ会館

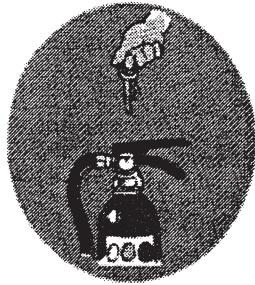
※学内緊急電話は災害等が発生したときの専用電話で、事務室、門衛所、保健管理センター、119番以外への連絡はできません。

緊急用電話仕様

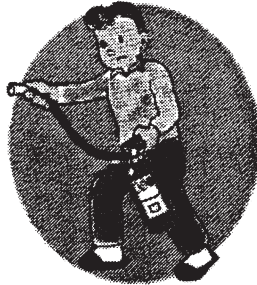


★ 消火器の使い方 ★

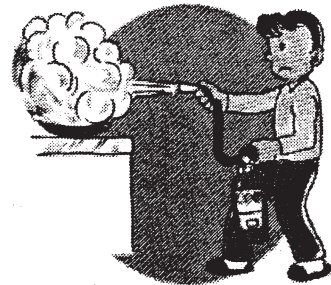
東京消防庁ホームページより転載（許可済）



① 安全ピンを引き抜く



② ホースを外し火元に向ける



③ レバーを強く握って放射する

倒れている人をみたら （応急手当の手順）

1 肩を叩きながら声をかける



返事があれば安心することばをかける。

2 返事がなかったら



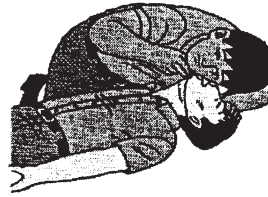
119番通報と、AEDを持ってくるよう依頼する。

3 呼吸をしやすくする



あご先を引き上げ頭を後ろにそらせる。

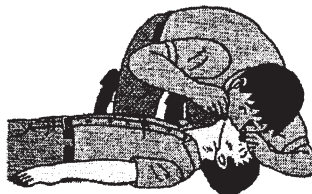
4 呼吸の有無を調べる



ほおを相手の口と鼻に近づける。吐く息がほおに感じるか、呼吸音が聞こえるか、また同時に胸と腹が動くかを10秒以内でみる。

5 呼吸がなかったらすぐ人工呼吸

鼻をつまむ。
静かに2回息を吹き込む。
1回の吹き込み時間は2秒とする。



※呼吸の観察で、呼吸が感じられても、胸・腹部の動きが不明瞭でかつ小さい等の不十分な場合は人工呼吸を行う。

17 ハラスメントのないキャンパスのために

ハラスメントとは、「嫌がらせ」を意味し、就労、就学上の優位な立場を利用して、相手が望まない言動により、精神的苦痛を感じさせたり、就労、就学、研究・教育上の不利益を与えることです。

ハラスメントの種類

◎セクシャル・ハラスメント

相手に不快感を与えたり、勉学や職務上の環境を悪化させるような性的な言動

◎アカデミック・ハラスメント

就労、就学上の優位な立場を利用して行われる、相手の就学意欲、就労意欲を阻害するような行き過ぎた言動

◎その他のハラスメント

誹謗、中傷など、相手の人権を侵害する言動

たとえば……

あなたや周囲の友人にこんな経験はありませんか？

- ・「女だから」「男だから」…と性別役割を押しつけられた。
- ・公の席で、人格を傷つけられるような表現で批判された。
- ・飲酒をしつこく強要された。

ハラスメントを受けたと感じたら

- ・はっきりとNO!と言いましょう。
- ・一人で悩まずに、最も利用しやすい相談窓口や相談委員に相談しましょう。
- ・誰かと一緒に相談に来てもかまいません。
- ・ハラスメントを感じたときの日時、状況を記録しておきましょう。

ハラスメント相談窓口を活用してください

大学の保健管理センターや国際文化学部、国際文化学研究科、国際コミュニケーションセンターの相談員は、相談者のプライバシー保護に十分配慮していますので、安心して相談してください。相談は匿名でもかまいません。

◇ 保健管理センター「こころの健康相談」tel：078-803-5245

◇ 神戸大学国際文化学部、国際文化学研究科、国際コミュニケーションセンター相談窓口

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1 神戸大学国際文化学研究科気付

ハラスメント防止委員会 E-mail：sodan@ccs.cla.kobe-u.ac.jp

◇ 国際文化学部, 国際文化学研究科, 国際コミュニケーションセンター相談委員

氏名	(研究室)	電話番号	e-mail
池上裕子	(E318)	803-7457	ikegami@port.kobe-u.ac.jp
木原恵美子	(D620)	803-7688	emiwamoto@aquamarine.kobe-u.ac.jp
齋藤剛	(E418)	803-7482	t-saito@people.kobe-u.ac.jp
西谷拓哉	(E202)	803-7480	takuyan@kobe-u.ac.jp
松本絵理子	(B308)	803-7462	ermatsu@kobe-u.ac.jp

V 学内共同施設，厚生関係規程等

1 神戸大学情報基盤センター利用規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学情報基盤センター規則(平成16年4月1日制定)第9条の規定に基づき、神戸大学情報基盤センター(以下「センター」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、神戸大学(以下「本学」という。)における研究、教育及び事務処理上必要と認められるものに限るものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか情報基盤センター長(以下「センター長」という。)が特に適当と認められた者

(利用の申請)

第4条 教育研究用計算機システムを利用しようとする者は、別表に定める区分ごとの利用申請書(以下「申請書」という。)をセンター長に提出し、承諾を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請に係る教育研究用計算機システムの利用を適用と認めたときは、利用を承認し、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認された教育研究用計算機システムの利用に係る有効期間は、当該会計年度内とする。
- 4 利用者は、申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、この規程及び別に定める内規等に基づき教育研究用計算機システムを利用しなければならない。

(報告書の提出)

第6条 センター長は、利用者に対し、教育研究用計算機システムの利用に係る事項について、必要と認めたときは、報告を求めることができる。

(経費の負担)

第7条 利用者は、センターの利用に係る経費の一部を別表のとおり負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要と認めるときは、利用に係る経費の負担を免除することができる。

(利用の承認の取消し等)

第8条 利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取り消し、又は一定期間センターの利用を停止させることができる。

(書類の様式)

第9条 この規程の実施に必要な書類の様式は、センター長が定める。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表

利用者負担金一覧

区 分	負 担 額	備 考
DNS ホスティングサービス	10,000円	年度ごとに課金
グループ Web ページサービス	1,000円	年度ごとに課金 容量が1,000MBを超える場合、1,000MBごとに左記の金額に1,000円を加算する。 ただし、容量の上限は、10,000MBまでとする。
Web サーバホスティングサービス	10,000円	年度ごとに課金 容量が5,000MBを超える場合、1,000MBごとに左記の金額に2,000円を加算する。 ただし、容量の上限は、10,000MBまでとする。
トップドメイン Web サーバホスティングサービス	10,000円	年度ごとに課金
メーリングリストサービス	1,000円	年度ごとに課金
メールサーバホスティングサービス	10,000円	年度ごとに課金
Windows 認証サービス	40,000円	年度ごとに課金 Windows 認証サービスを利用しようとするコンピュータの台数が100台を超える場合、10台ごとに左記の金額に4,000円を加算する。
高速計算機サービス	20,000円	年度ごとに課金

共有ディスクサービス		10,000円	年度ごとに課金 容量が10,000MBを超える場合、10,000MBごとに左記の金額に10,000円を加算する。ただし、容量の上限は、100,000MBまでとする。
Maple サービス	個人向けサービス	10,000円	年度ごとに課金
	研究室向けサービス	50,000円	年度ごとに課金
LDAP ServiceID 認可サービス		40,000円	年度ごとに課金
仮想マシンサービス		40,000円	年度ごとに課金
認証フェデレーションサービス		40,000円	年度ごとに課金
バージョン管理サービス		40,000円	年度ごとに課金 容量が20,000MBを超える場合、20,000MBごとに左記の金額に40,000円を加算する。ただし、容量の上限は、100,000MBまでとする。
一時利用者負担金		その都度協議	サービスの利用内容に応じ協議

2 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成16年4月1日制定)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）第51条第2項及び第52条第2項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(対 象 者)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、本学の学部及び大学院の学生（特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。）並びに乗船実習科の学生とする。

(申請及び許可)

第3条 授業料の免除等を受けようとする者（授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、学生が行方不明であるときは、学生に代わる者）は、各期（教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。）ごとに学長に申請しなければならない。ただし、医学部（1年次生を除く。）、海事科学部（1年次生を除く。）、医学研究科、保健学研究科、海事科学研究科又は乗船実習科（以下「医学部等」という。）に所属する者は、医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会（以下「学生委員協議会」という。）の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

(免除実施可能額及び選考基準)

第4条 授業料の免除等の免除実施可能額及び選考基準は、別に定める。

(申請者に係る授業料)

第5条 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第6条 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

（特別な事情による免除）

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 各期ごとの授業料の納期前6月以内（入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前1年以内）において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合。

(2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料免除申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) 学資負担者の死亡を証明する書類（学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。）

(4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書（災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。）

(5) その他本学において必要と認める書類

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

（徴収猶予）

第8条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については8月末日まで、後期分については2月末日までとする。

(月割分納)

第9条 前条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する場合であって、特別の事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)とし、毎月5日までに納付するものとする。

第4章 許可の取消し

(許可の取消し)

第10条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

- (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。
- (2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。
- (3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

第11条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

第5章 雑 則

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

3 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日制定)

神戸大学学生健康診断規程（昭和33年12月8日制定）の全部を改正する。

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、保健管理センターが行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、保健管理センター所長が必要と認めたとときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理センター所長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理センター所長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理センター所長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表

判 定 区 分		
生活 規 正 の 面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健 康)	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健 康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

VI 国際文化学部教員名簿

平成25年4月1日現在

国際文化学科

専攻分野	職名	氏名	研究室	電話(内線)
情報コミュニケーション論	教授	林 博 司	B-414	7403
	〃	水 口 志乃扶	B-311	7406
	〃	定 延 利 之	B-310	7409
	〃	森 下 淳 也	B-401	7415
	〃	大 月 一 弘	B-402	7414
	〃	米 本 弘 一	B-413	7424
	〃	湯 浅 英 男	B-410	7405
	〃	藤 濤 文 子	B-411	7426
	〃	康 敏	B-403	7411
	〃	田 中 順 子	B-412	7469
	〃	村 尾 元	B-409	7413
	准教授	林 良 子	B-309	7463
	〃	松 本 絵理子	B-308	7462
	〃	清 光 英 成	B-407	7416
	講師	西 田 健 志	B-408	7412
	現代文化論	教授	廳 茂	E-308
〃		市 田 良 彦	E-304	7490
〃		宗 像 惠	E-306	7436
〃		山 崎 康 仕	E-301	7438
〃		吉 田 典 子	E-323	7488
〃		藤 野 一 夫	E-320	7471
〃		松 家 理 恵	E-322	7448
〃		櫻 井 徹	E-319	7439
〃		岩 本 和 子	E-305	7472
〃		上 野 成 利	E-307	7449
准教授		小笠原 博 毅	E-316	7464
〃		青 山 薫	E-309	7440

専攻分野	職名	氏名	研究室	電話(内線)
	〃	楯岡求美	E-310	7441
	〃	池上裕子	E-318	7457
	〃	朝倉三枝	E-313	7466
	講師	石田圭子	E-321	7484
異文化コミュニケーション論	教授	吉岡政徳	E-413	7430
	〃	柴田佳子	E-417	7481
	〃	岡田浩樹	E-315	7476
	〃	阪野智一	E-414	7432
	〃	三浦伸夫	E-415	7437
	〃	遠田勝	E-312	7446
	〃	塚原東吾	E-406	7435
	〃	坂井一成	E-407	7442
	准教授	梅屋潔	E-405	7429
	〃	齋藤剛	E-418	7482
	〃	中村覚	E-314	7401
	〃	安岡正晴	E-409	7475
	〃	山澤孝至	E-416	7410
	〃	北村結花	E-311	7447
	〃	近藤正基	E-408	7467
地域文化論	教授	木下資一	E-201	7451
	〃	寺内直子	E-210	7454
	〃	長志珠絵	E-207	7450
	〃	王柯	E-214	7459
	〃	萩原守	E-206	7428
	〃	窪田幸子	E-222	7456
	〃	貞好康志	E-221	7458
	〃	谷本愼介	E-216	7486
	〃	石塚裕子	E-213	7470
	〃	坂本千代	E-215	7425
	〃	野谷啓二	E-204	7433

専攻分野	職名	氏名	研究室	電話(内線)
	教授	西谷拓哉	E-202	7480
	〃	史桂芳	E-212	7485
	准教授	昆野伸幸	E-218	7461
	〃	伊藤友美	E-205	7460
	〃	井上弘貴	E-209	7477
	〃	板倉史明	E-208	7453
	〃	小澤卓也	E-211	7468
	講師	青島陽子	E-219	7474
講座外	特任准教授	Quinn, Cynthia	B-307	7621
	特命准教授	Watts, David	E-223	

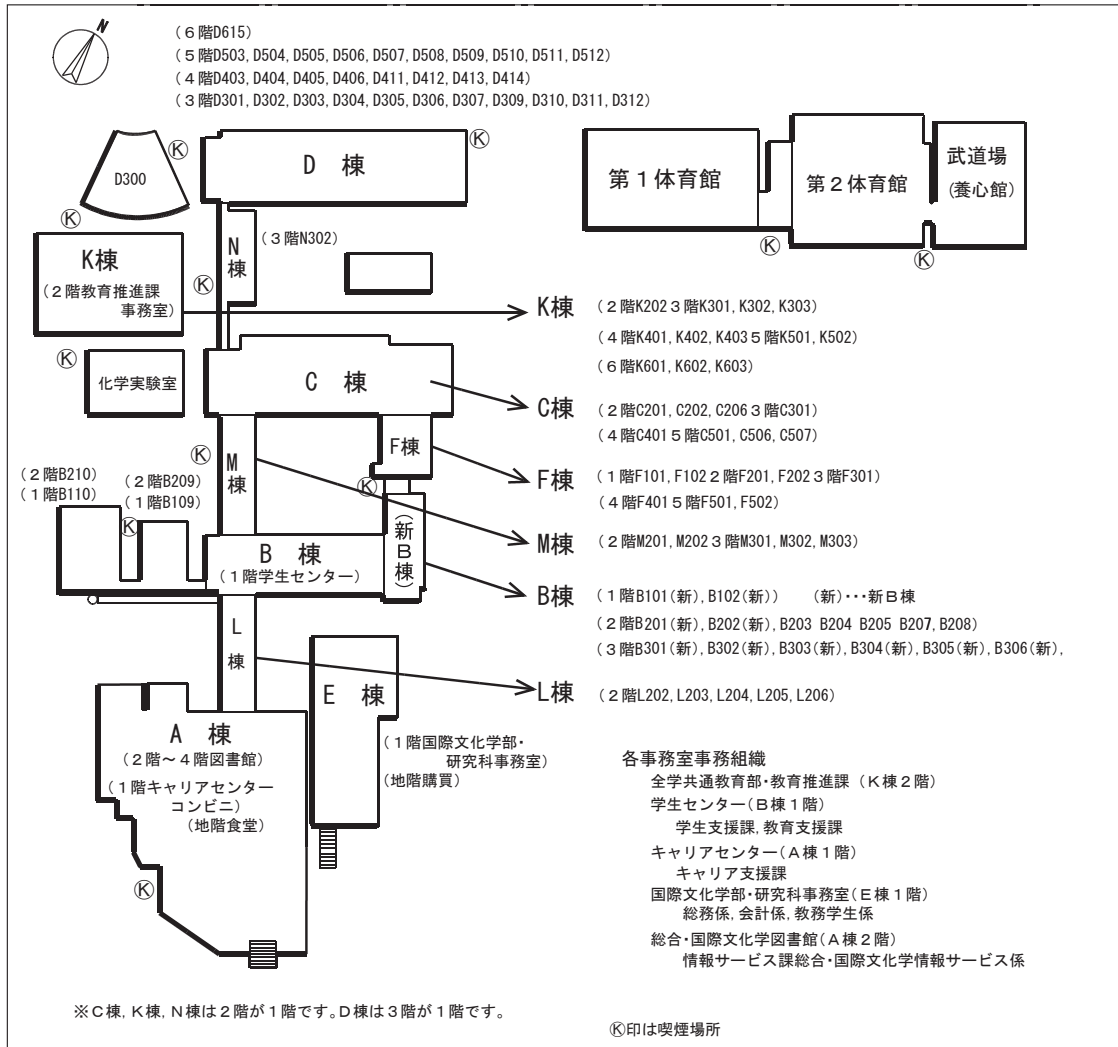
1 六甲台キャンパス案内

2 鶴甲第1キャンパス配置図

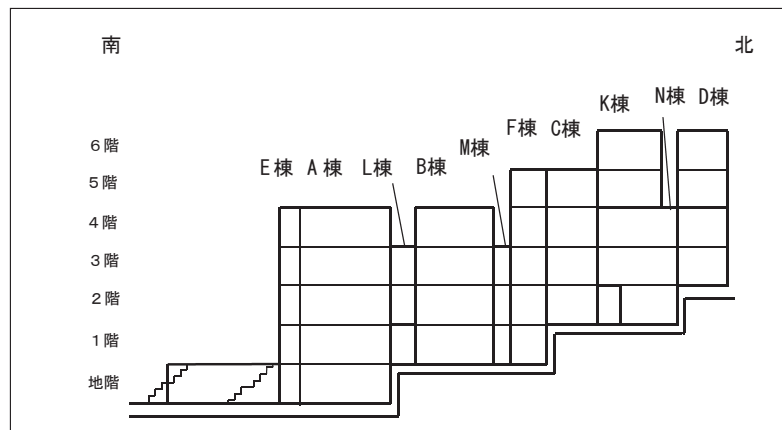
大学教育推進機構 (教育推進課)
 国際文化学部・国際文化学研究科
 国際コミュニケーションセンター
 学生センター (学生支援課, 教育支援課)
 キャリアセンター
 総合・国際文化学図書館



3 鶴甲第1キャンパス教室場所等配置図

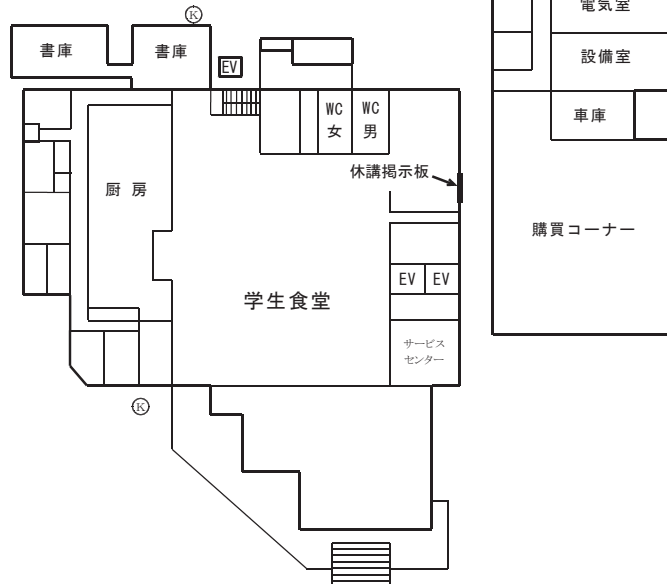


横断面図

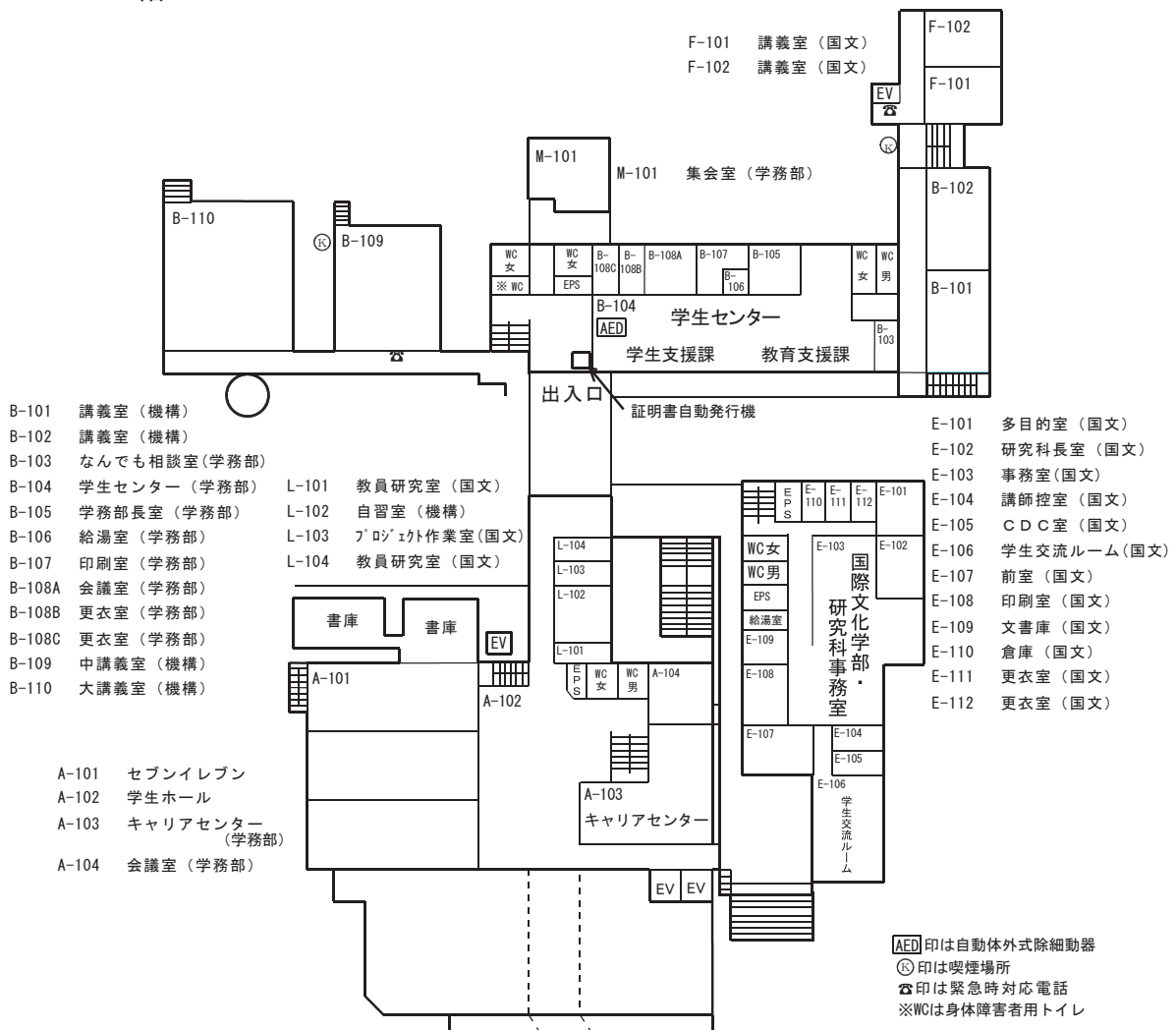


4 鶴甲第1キャンパス建物平面図

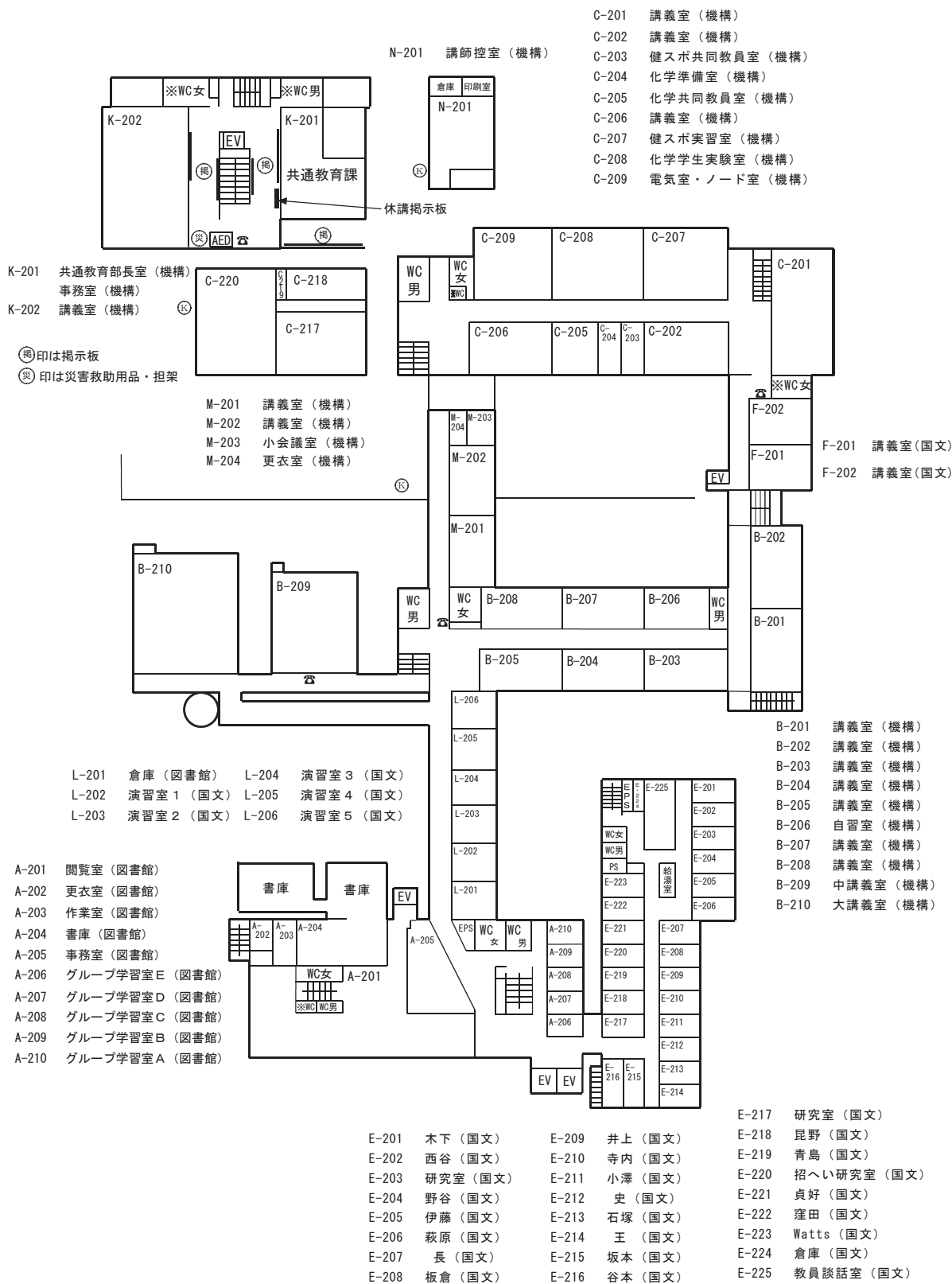
地階



1階



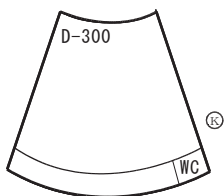
2階



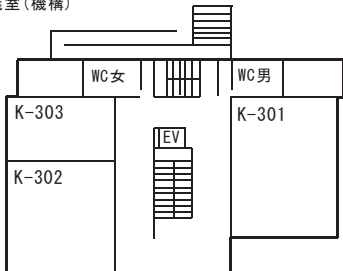
3階



D-300 (学務部)



- K-301 講義室(機構)
- K-302 講義室(機構)
- K-303 講義室(機構)

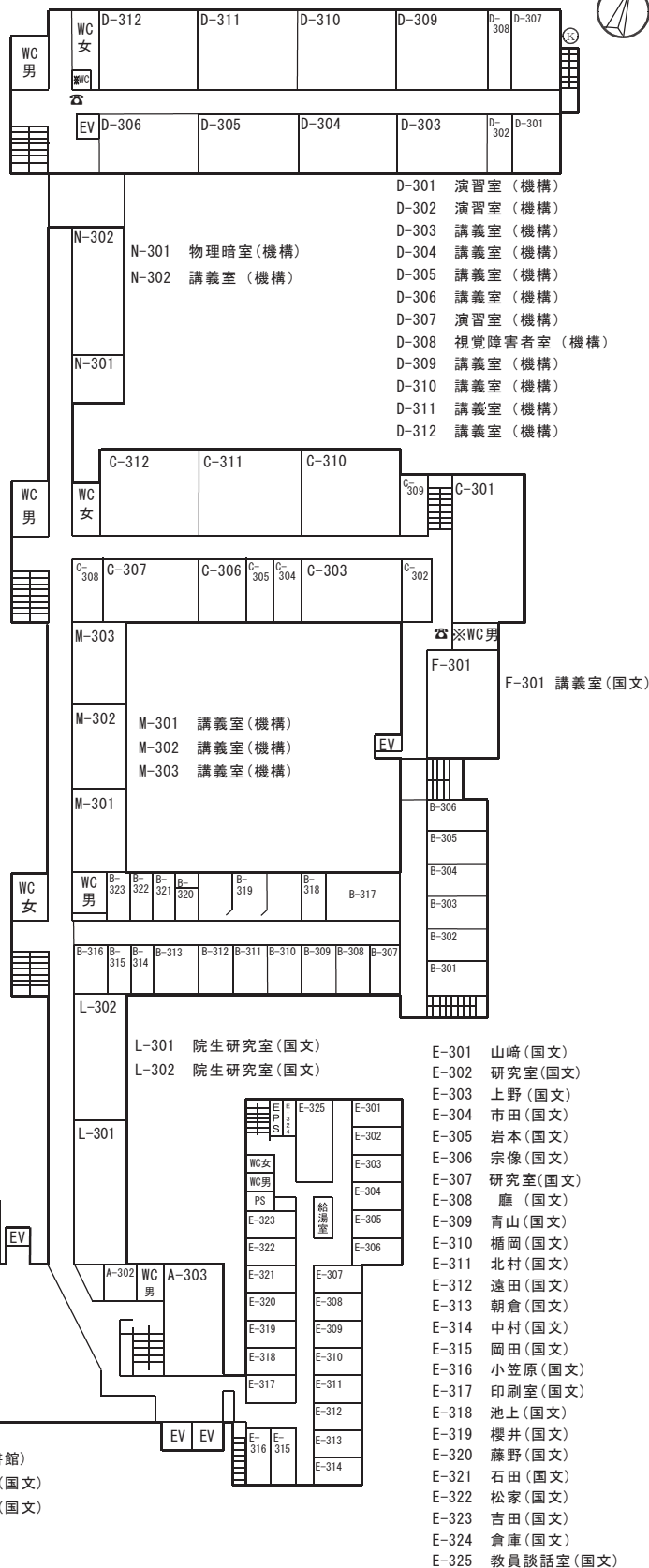


- C-301 講義室(機構)
- C-302 物理工作室(機構)
- C-303 物理学生実験室(機構)
- C-304 物理準備室・佐々木(機構)
- C-305 物理教員室・絹川(機構)
- C-306 物理共同教員室・大壁(機構)
- C-307 物理学生実験室(機構)
- C-308 コモンルーム(機構)
- C-309 更衣室(機構)
- C-310 物理学生実験室(機構)
- C-311 物理学生実験室(機構)
- C-312 物理学生実験室(機構)

- B-301 演習室(国文)
- B-302 演習室(国文)
- B-303 演習室(国文)
- B-304 演習室(国文)
- B-305 演習室(国文)
- B-306 演習室(国文)
- B-307 Quinn(国文)
- B-308 松本(国文)
- B-309 林(良)(国文)
- B-310 定延(国文)
- B-311 水口(国文)
- B-312 研究室(国文)
- B-313 教員談話室(国文)
- B-314 客員研究室(国文)
- B-315 客員教員室(国文)
- B-316 自然科学資料室(国文)

- B-317 感性実験室(国文)
- B-318 言語実験室(国文)
- B-319 言語・非言語
行動実験室(国文)
- B-320 給湯室(国文)
- B-321 実験準備室(国文)
- B-322 招へい研究室(国文)
- B-323 客員研究室(国文)

- A-301 閲覧室(図書館)
- A-302 国際交流室(国文)
- A-303 院生研究室(国文)

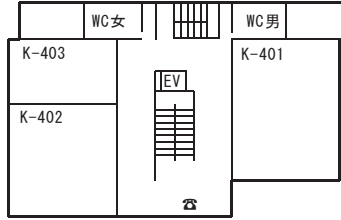


- F-301 講義室(国文)
- B-306
- B-305
- B-304
- B-303
- B-302
- B-301
- E-301 山崎(国文)
- E-302 研究室(国文)
- E-303 上野(国文)
- E-304 市田(国文)
- E-305 岩本(国文)
- E-306 宗像(国文)
- E-307 研究室(国文)
- E-308 應(国文)
- E-309 青山(国文)
- E-310 樋岡(国文)
- E-311 北村(国文)
- E-312 遠田(国文)
- E-313 朝倉(国文)
- E-314 中村(国文)
- E-315 岡田(国文)
- E-316 小笠原(国文)
- E-317 印刷室(国文)
- E-318 池上(国文)
- E-319 櫻井(国文)
- E-320 藤野(国文)
- E-321 石田(国文)
- E-322 松家(国文)
- E-323 吉田(国文)
- E-324 倉庫(国文)
- E-325 教員談話室(国文)

4 階



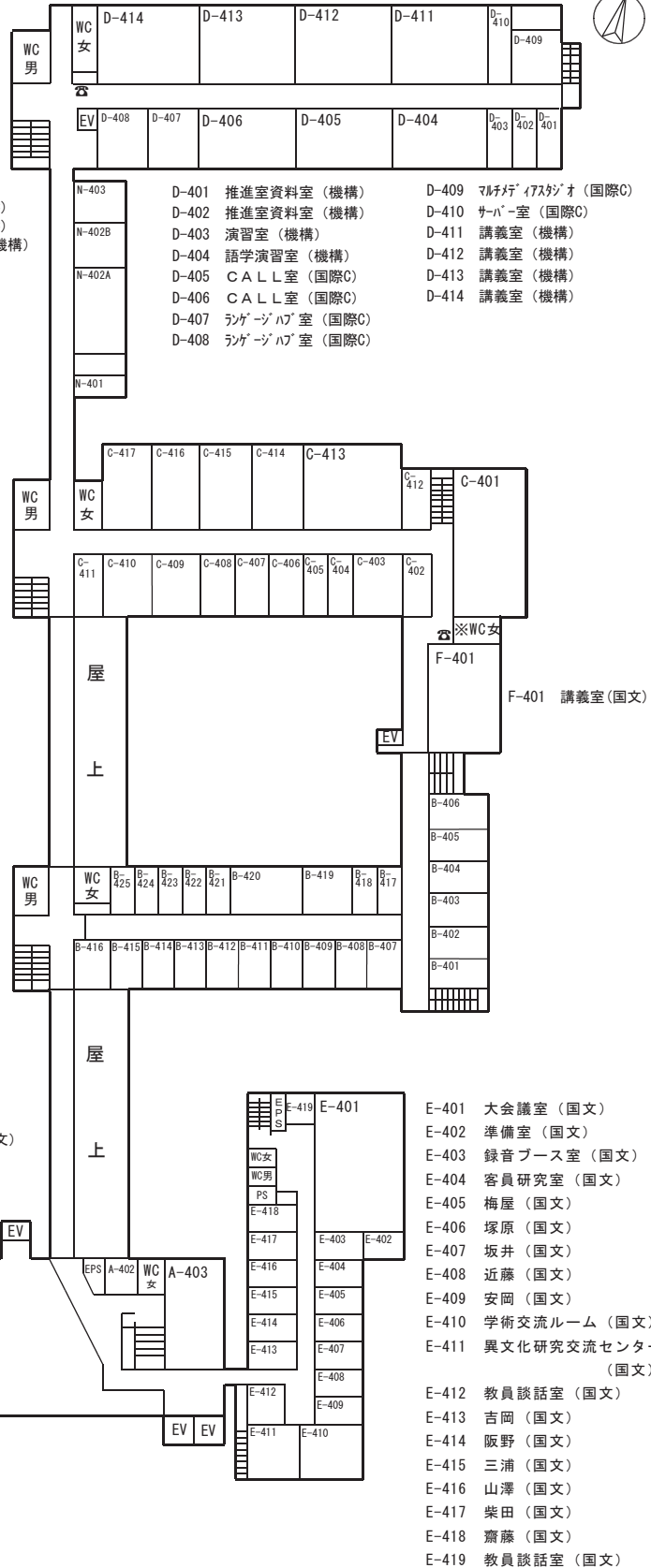
- K-401 講義室 (機構)
- K-402 講義室 (機構)
- K-403 講義室 (機構)
- N-401 印刷室 (機構)
- N-402A 中会議室 (国際C)
- N-402B 小会議室 (国際C)
- N-403 推進室会議室 (機構)



- C-401 講義室 (機構)
- C-402 共同印刷室 (機構)
- C-403 図学準備室 (機構)
- C-404 推進室実験室 (機構)
- C-405 推進室資料室 (機構)
- C-406 川嶋 (機構)
- C-407 米谷 (機構)
- C-408 山内 (機構)
- C-409 共同学生支援室 (機構)
- C-410 共同学生支援室 (機構)
- C-411 コモンルーム (機構)
- C-412 コモンルーム (機構)
- C-413 図学演習室 I (機構)
- C-414 図学演習室 II (機構)
- C-415 推進室資料室 (機構)
- C-416 数学・図学・推進室共同事務室・黒澤・宮前 (機構)
- C-417 数学共同教員室 (機構)

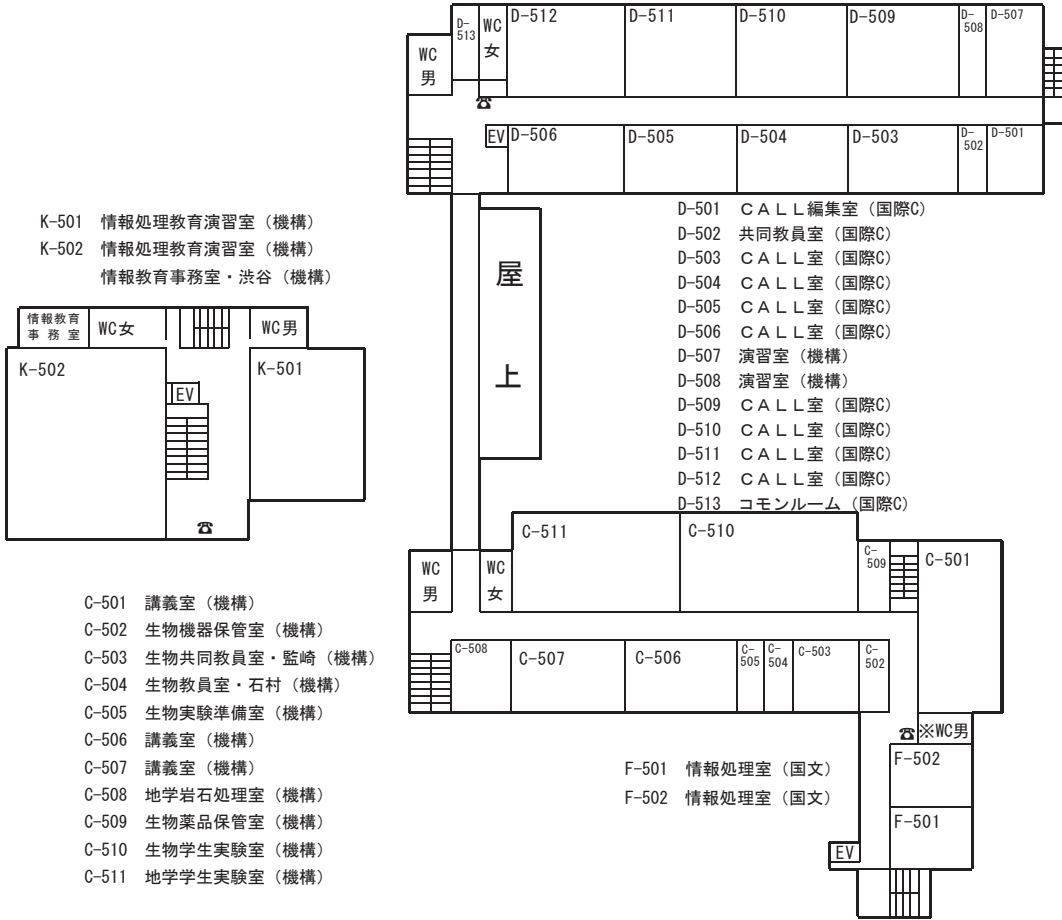
- B-401 森下 (国文)
- B-402 大月 (国文)
- B-403 康 (国文)
- B-404 院生研究室 (国文)
- B-405 院生研究室 (国文)
- B-406 院生研究室 (国文)
- B-407 清光 (国文)
- B-408 西田 (国文)
- B-409 村尾 (国文)
- B-410 湯浅 (国文)
- B-411 藤濤 (国文)
- B-412 田中 (国文)
- B-413 米本 (国文)
- B-414 林(博) (国文)
- B-415 教員研究室 (国文)
- B-416 資料室兼サーバー室 (国文)
- B-417 情報実験室 1 (国文)
- B-418 情報実験室 2 (国文)
- B-419 情報実験室 3 (国文)
- B-420 メディア文化研究センター (国文)
- B-421 院プロ (国文)
- B-422 情報実験室 4 (国文)
- B-423 印刷室 (国文)
- B-424 院生研究室 (国文)
- B-425 院生研究室 (国文)

- A-401 閲覧室 (図書館)
- A-402 倉庫 (図書館)
- A-403 中会議室 (国文)

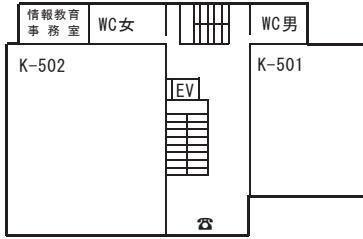


- E-401 大会議室 (国文)
- E-402 準備室 (国文)
- E-403 録音ブース室 (国文)
- E-404 客員研究室 (国文)
- E-405 梅屋 (国文)
- E-406 塚原 (国文)
- E-407 坂井 (国文)
- E-408 近藤 (国文)
- E-409 安岡 (国文)
- E-410 学術交流ルーム (国文)
- E-411 異文化研究交流センター (国文)
- E-412 教員談話室 (国文)
- E-413 吉岡 (国文)
- E-414 阪野 (国文)
- E-415 三浦 (国文)
- E-416 山澤 (国文)
- E-417 柴田 (国文)
- E-418 齋藤 (国文)
- E-419 教員談話室 (国文)

5 階

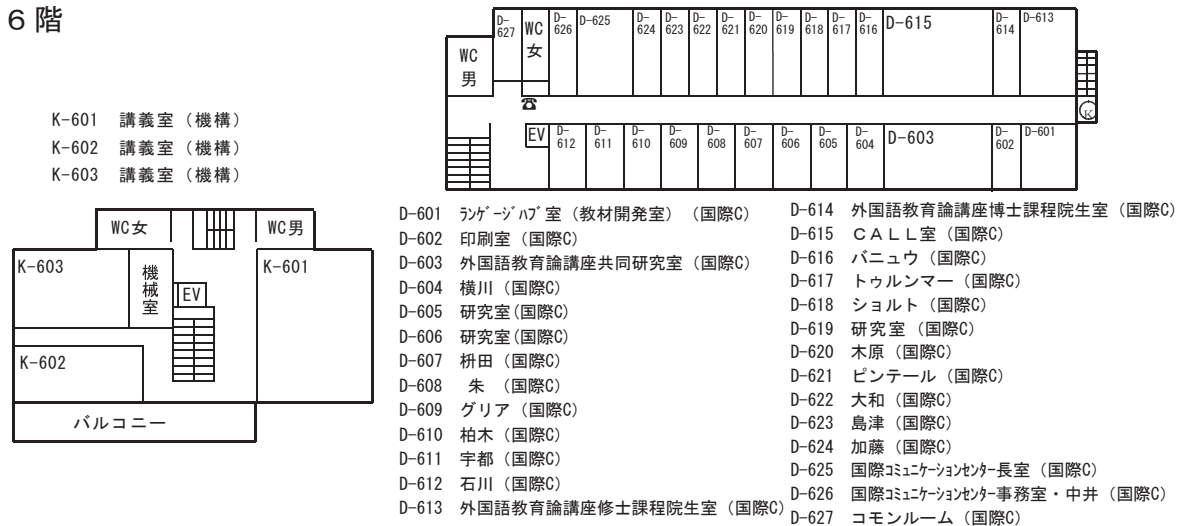


- K-501 情報処理教育演習室 (機構)
- K-502 情報処理教育演習室 (機構)
- 情報教育事務室・渋谷 (機構)

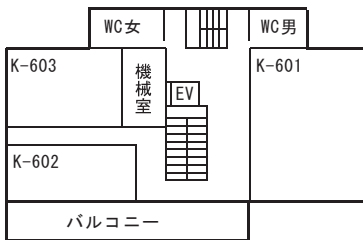


- C-501 講義室 (機構)
- C-502 生物機器保管室 (機構)
- C-503 生物共同教員室・監崎 (機構)
- C-504 生物教員室・石村 (機構)
- C-505 生物実験準備室 (機構)
- C-506 講義室 (機構)
- C-507 講義室 (機構)
- C-508 地学岩石処理室 (機構)
- C-509 生物薬品保管室 (機構)
- C-510 生物学生実験室 (機構)
- C-511 地学学生実験室 (機構)

6 階

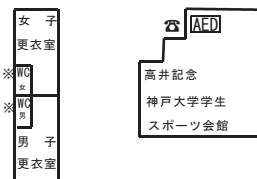


- K-601 講義室 (機構)
- K-602 講義室 (機構)
- K-603 講義室 (機構)



- D-601 ランゲージハブ室 (教材開発室) (国際C)
- D-602 印刷室 (国際C)
- D-603 外国語教育論講座共同研究室 (国際C)
- D-604 横川 (国際C)
- D-605 研究室 (国際C)
- D-606 研究室 (国際C)
- D-607 栢田 (国際C)
- D-608 朱 (国際C)
- D-609 グリア (国際C)
- D-610 柏木 (国際C)
- D-611 宇都 (国際C)
- D-612 石川 (国際C)
- D-613 外国語教育論講座修士課程院生室 (国際C)
- D-614 外国語教育論講座博士課程院生室 (国際C)
- D-615 C A L L 室 (国際C)
- D-616 パニユウ (国際C)
- D-617 トゥルンマー (国際C)
- D-618 ショルト (国際C)
- D-619 研究室 (国際C)
- D-620 木原 (国際C)
- D-621 ビンテール (国際C)
- D-622 大和 (国際C)
- D-623 島津 (国際C)
- D-624 加藤 (国際C)
- D-625 国際コミュニケーションセンター長室 (国際C)
- D-626 国際コミュニケーションセンター事務室・中井 (国際C)
- D-627 コモンルーム (国際C)

屋外運動場付属施設



体育館



2 階小体育施設

5. 部局等所在地及び電話番号

	部 局 等	所 在 地 及 び 電 話 番 号
六 甲 台	事務局（総務部，企画部，研究推進部， 国際部，財務部，学務部入試課，施 設部） 学術研究推進機構 国際交流推進機構 大学院人文学研究科・文学部 大学院理学研究科・理学部 大学院工学研究科・工学部 大学院システム情報学研究科 大学院農学研究科・農学部 自然科学系先端融合研究環 重点研究部 遺伝子実験センター 都市安全研究センター バイオシグナル研究センター 分子フォトサイエンス研究センター 自然科学系図書館 人文科学図書館 情報基盤センター 連携創造本部 留学生センター 研究基盤センター 環境管理センター 保健管理センター 瀧川記念学術交流会館 神大会館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 (078) 881-1212
	大学院法学研究科・法学部 大学院経済学研究科・経済学部 大学院経営学研究科・経営学部 大学院国際協力研究科 経済経営研究所 附属企業資料総合センター 社会科学系教育研究所 社会科学系図書館 経済経営研究所図書館 学生会館	〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1 (078) 881-1212
区	事務局(学務部学生支援課・教育支援課・ 教育推進課・キャリア支援課) 大学院国際文化学研究科・国際文化学部 大学教育推進機構 国際コミュニケーションセンター キャリアセンター 学生センター 総合図書館 国際文化学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1 (078) 881-1212
	大学院人間発達環境学研究科・発達科学部 附属発達支援インスティテュート 人間科学図書館	〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3丁目11 (078) 881-1212

	部 局 等	所在地及び電話番号
楠 地 区	大学院医学研究科・医学部（保健学科を除く） 医学部附属動物実験施設 医学部附属医学医療国際交流センター 医学部附属病院 附属図書館医学部分館	〒657-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-1 (078) 881-5151
	大学院海事科学研究科・海事科学部 附属練習船深江丸 附属国際海事教育研究センター 乗船実習科 附属図書館海事科学分館	〒658-0022 神戸市東灘区深江南町5-1-1 (078) 431-6200
そ の 他 の 地 区	大学院保健学研究科・医学部保健学科 附属図書館医学部分館保健科学図書室	〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7丁目10-2 (078) 792-2555 (078) 796-4505
	農学研究科附属食資源教育研究センター	〒675-2103 加西市鷄野町1348 (0790) 49-0341 ~ 3
	自然科学系先端融合研究環 内海域環境教育研究センター	〒656-2401 兵庫県淡路市岩屋2746 (0799) 72-2374
	神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター	〒657-0047 神戸市中央区港島南町1-5-6 (078) 304-6016
	総合研究拠点	〒657-0047 神戸市中央区港島南町7丁目1-48 (078) 599-6710
	附属住吉小学校 附属中等教育学校（住吉校舎）	〒658-0000 神戸市東灘区住吉山手5丁目11-1 (078) 851-4073
	附属明石小学校 附属中等教育学校（明石校舎） 附属幼稚園	〒673-0878 明石市山下町3-4 (078) 911-6441
	発達科学部附属特別支援学校	〒674-0051 明石市大久保町大窪2752-4 (078) 936-5683
	インターナショナル・レジデンス	〒650-0046 神戸市中央区港島中町2丁目4-2 (078) 302-5335
	寄宿舍（住吉寮，住吉国際学生宿舎）	〒658-0000 神戸市東灘区住吉山手7丁目3-1 (078) 851-4075
	寄宿舍（女子寮）	保安上の理由により住所は掲載していません。
	寄宿舍（国継寮）	〒657-0813 神戸市灘区高尾通3丁目2-33 (078) 861-4333
	寄宿舍（白鷗寮）	〒658-0015 神戸市東灘区保戸山南町1丁目4-50 (078) 431-6231
	氷ノ山体育所	〒667-1100 兵庫県養父郡関宮町氷ノ山
	鹿島体育所	〒398-0000 長野県大町市大字平字大谷原
	淀川艇庫	〒533-0022 大阪市東淀川区菅原1丁目2-37
西宮艇庫	〒622-0934 西宮市西宮浜4丁目16-3	

平成25年度 教務関係予定表
(国際文化学部)

前期

日 付	国 際 文 化 学 部
平成 25 年 4 月 1 日 (月)	前期開始
4 月 5 日 (金)	入学式
	春季休業終了
4 月 8 日 (月)	月曜日の振替日
4 月 10 日 (水)	前期授業開始
4 月 15 日 (月) ~ 4 月 23 日 (火)	前期履修登録
4 月 19 日 (金)	1, 2 限休講 (2, 3 年次対象授業のみ。定期健康診断のため)
5 月 15 日 (水)	本学創立記念日 (休講)
5 月 18 日 (土) ~ 5 月 31 日 (金)	履修取消期間
5 月 31 日 (金)	卒業論文題目届提出締切
7 月 10 日 (水)	卒業論文提出締切 (9 月卒業者)
7 月 23 日 (火) ~ 8 月 7 日 (水)	7 月 23 日 (火) ~ 8 月 5 日 (月) : 前期期末試験実施又は調整期間
	8 月 6 日 (火) : 月曜日の試験又は授業
	8 月 7 日 (水) : 前期期末試験の予備日
8 月 7 日 (水)	前期授業終了 (最終日)
8 月 8 日 (木)	前期期末試験の予備日
8 月 8 日 (木) ~ 9 月 30 日 (月)	夏季休業 (前期集中講義開講)
9 月 30 日 (月)	前期終了

前期授業日数表

月別 曜日	月 別 授 業 日 数					授業 回数	休 業 日
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
月	3 (1)	3	4	4	2 (1)	16 (2)	4/29「昭和の日」 5/6「こどもの日」の振替休日 7/15「海の日」
火	3	4	4	5	0	16	
水	3	4	4	5	0	16	5/15 本学創立記念日
木	3	5	4	4	1	17	
金	2	4	4	4	1	15	5/3「憲法記念日」
	3					16	
計	14 (1)	20	20	22	4 (1)	80 (2)	
	15 (1)					81 (2)	

注1) () の数字は、振替日数を内数で示す。

注2) 2段に記載している箇所は 上段：金曜1-2時限の2,3年次対象授業、下段：それ以外の授業を表す。

平成25年度 教務関係予定表
(国際文化学部)

後 期

日 付	国 際 文 化 学 部
平成 25 年 10 月 1 日 (火)	後期開始・後期授業開始
10 月 4 日 (金) ~ 10 月 15 日 (火)	後期履修登録
11 月 8 日 (金)	午後休講 (六甲祭開催準備)
11 月 17 日 (日) ~ 11 月 30 日 (土)	履修取消期間
12 月 20 日 (金)	卒業論文提出締切
12 月 25 日 (水)	冬季休業開始・月曜日の振替日
12 月 26 日 (木)	月曜日の振替日
12 月 27 日 (金)	金曜日 3～5 時限の振替日
平成 26 年 1 月 6 日 (月)	月曜日の振替日
1 月 7 日 (火)	冬季休業終了
1 月 17 日 (金)	午後休講 (大学入試センター試験準備)
1 月 21 日 (火) ~ 2 月 3 日 (月)	1 月 21 日 (火) ~ 2 月 3 日 (月) : 後期期末試験及び調整期間
2 月 3 日 (月)	後期授業終了 (最終日)
2 月 4 日 (火) 2 月 5 日 (水)	後期期末試験の予備日
2 月 7 日 (金)	金曜日 3～5 時限の試験又は授業
2 月 10 日 (月)	月曜日の試験又は授業
3 月 25 日 (火)	学位記授与式
3 月 27 日 (木)	春季休業開始
3 月 31 日 (月)	後期 (学年) 修了

後期授業日数表

月別 曜日	月 別 授 業 日 数					授業 回数	休 業 日
	10月	11月	12月	1月	2月		
月	3	3	5 (2)	3 (1)	2 (1)	16 (4)	10/14「体育の日」、11/4「文化の日」 の振替休日、12/23「天皇誕生日」 1/13「成人の日」
火	5	4	4	3	0	16	2/11「建国記念の日」
水	5	4	3	4	0	16	
木	5	4	3	4	0	16	
金	4	5 4	3 4 (1)	4 3	0 1 (1)	16 16 (2)	11/ 8 午後「六甲祭開催準備」 1/17 午後「大学入試センター試験準備」
計	22	20 19	18 (2) 19 (3)	18 (1) 17 (1)	2 (1) 3 (2)	80 (4) 80 (6)	

注1) () の数字は、振替日数を内数で示す。

注2) 2段に記載している箇所は 上段：金曜1～2時限、 下段：同3～5時限の授業を表す。

平成25年度 学生便覧

発行所 神戸大学国際文化学部

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1丁目2-1

印刷所 (有)わかばやし印刷

